

**平成 27 事業年度に係る業務の実績及び第 2 期中期目標期
間に係る業務の実績に関する報告書**

平成 28 年 6 月

国 立 大 学 法 人
島 根 大 学

○ 大学の概要

(1) 現況

①大学名 国立大学法人島根大学

②所在地 本部（松江キャンパス）島根県松江市
（出雲キャンパス）島根県出雲市

③役員の状況

学 長 山本 廣基（平成 21 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日）
学 長 小林 祥泰（平成 24 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日）
学 長 服部 泰直（平成 27 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日）
理事数 6 名
監事数 2 名

④学部等の構成（平成 28 年 3 月 31 日現在）

【学部】

法文学部、教育学部、医学部、総合理工学部、生物資源科学部

【研究科】

人文社会科学研究科、教育学研究科、医学系研究科、総合理工学研究科、
生物資源科学研究科、法務研究科

【機構等】

教育・学生支援機構（教学企画 IR 室、教育開発センター、外国語教育センター、生涯教育推進センター、入学センター、キャリアセンター、保健管理センター、学生支援センター）

研究機構（戦略的研究推進センター、汽水域研究センター、産学連携センター、総合科学研究支援センター）

国際交流機構（国際交流センター、島根大学・寧夏大学国際共同研究所）

学術情報機構（附属図書館、総合情報処理センター、ミュージアム）

地域未来戦略センター

山陰法実務教育研究センター

男女共同参画推進室

【教育関係共同利用拠点】

生物資源科学部附属生物資源教育研究センター（隠岐臨海実験所）

⑤学生数及び教職員数（平成 27 年 5 月 1 日現在）

学部・研究科等の学生数

学部生数	5,402 名（うち留学生数 42 名）
大学院生数	723 名（うち留学生数 76 名）
教員数（本務者）	829 名
職員数（本務者）	1,357 名

(2) 大学の基本的な目標等

島根大学の理念・目的

本学は、地域的特性を活かしながら、教育、研究、医療及び社会貢献活動を通じて、自然と共生し、豊かで持続可能な社会の発展に努めることを使命とする。これを実現するために、山陰地方における知と文化の拠点として培った伝統と精神を重んじ、学生・教職員の協働のもと、次の 5 つの基本的目標を掲げ、「学生が育ち、学生とともに育つ大学づくり」を推進する。

1. 幅広い教養と専門的能力を身につけ、主体的に行動する人材を養成する。
2. 地域課題に立脚した特色ある研究を推進し、その成果を広く社会に発信する。
3. 地域資源を活用した文化の育成・産業振興、地域医療の充実などの社会貢献活動を推進する。
4. アジアをはじめとする国々との交流を推進し、地域における国際交流拠点となる。
5. 学問の自由と人権を尊重し、学生及び教職員の満足度を高めるとともに、社会の信頼に応える効率的な大学運営を行う。

【島根大学憲章の制定】

島根大学では、本学の使命、管理運営上の基本方針及び養成する人材像等の目標を示すため、平成 18 年 4 月に「島根大学憲章」を制定・発効した。

【島根大学憲章】

島根大学は、学術の中心として深く真理を探究し、専門の学芸を教授研究するとともに、教育・研究・医療及び社会貢献を通じて、自然と共生する豊かな社会の発展に努める。とりわけ、世界的視野を持って、平和な国際社会の発展と社会進歩のために奉仕する人材を養成することを使命とする。

この使命を実現するために、島根大学は、知と文化の拠点として培った伝統と精神を重んじ、「地域に根ざし、地域社会から世界に発信する個性輝く大学」を目指すとともに、学生・教職員の協同のもと、学生が育ち、学生とともに育つ大学づくりを推進する。

1. 豊かな人間性と高度な専門性を身につけた、自ら主体的に学ぶ人材の養成

島根大学は、深い教養に裏づけられた高い公共性・倫理性の涵養を教育の基礎に置き、現代社会を担う高度な専門性を身につけた人材の養成を行う。

島根大学は、学生が、山陰の豊かな自然、歴史と文化の中で、学修や関連する諸活動を通して積極的に社会に関わりながら、自ら主体的に学び、自律的人格として自己研鑽に努めるための環境を提供する。

2. 特色ある地域課題に立脚した国際的水準の研究推進

島根大学は、社会の多面的要請に応えうる多様な分野の研究を推進するとともに、分野間の融合による特色ある研究を強化し、国際的に通用する創造性豊かな研究拠点を構築する。

島根大学は、社会の要請に応え、地域課題に立脚した特色ある研究を推進する。

3. 地域問題の解決に向けた社会貢献活動の推進

島根大学は、教育・学修、研究、医療を通して学術研究の成果を広く社会に還元する。

島根大学は、市民と連携・協力して、地域社会に生起する諸課題の解決に努め、豊かな社会の発展に寄与する。

4. アジアをはじめとする諸外国との交流の推進

島根大学は、地域における国際的な拠点大学として、アジアをはじめとする国際社会に広く目を向け、価値ある情報発信と学術・文化・人材の交流を推進することによって、国際社会の平和と発展に貢献する。

5. 学問の自由と人権の尊重、社会の信頼に応える大学運営

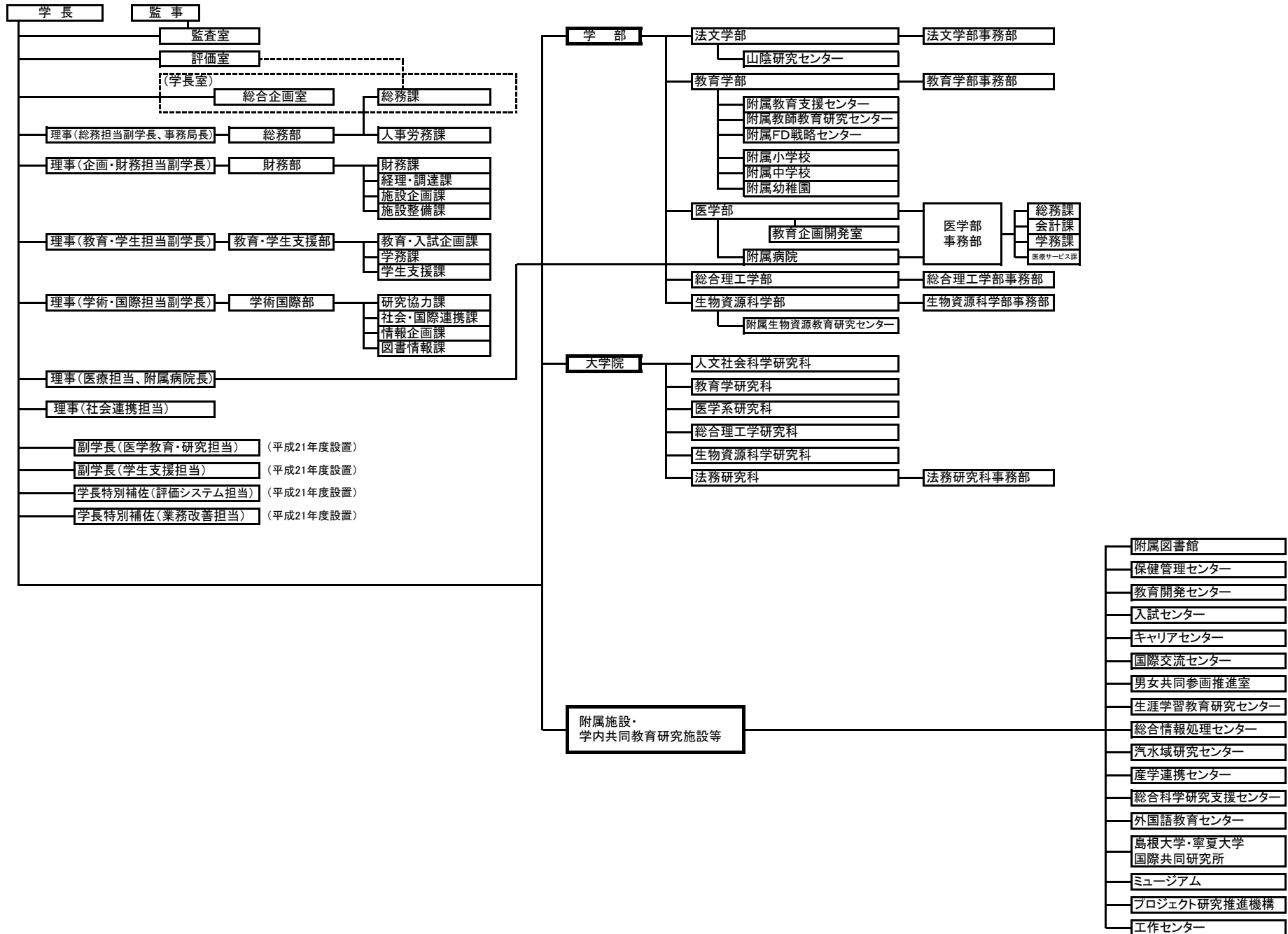
島根大学は、真理探究の精神を尊び、学問の自由と人権を尊重するとともに、環境との調和を図り、学問の府にふさわしい基盤を整える。

島根大学は、学内外の意見を十分に反映させつつ透明性の高い、機動的な運営を行う。

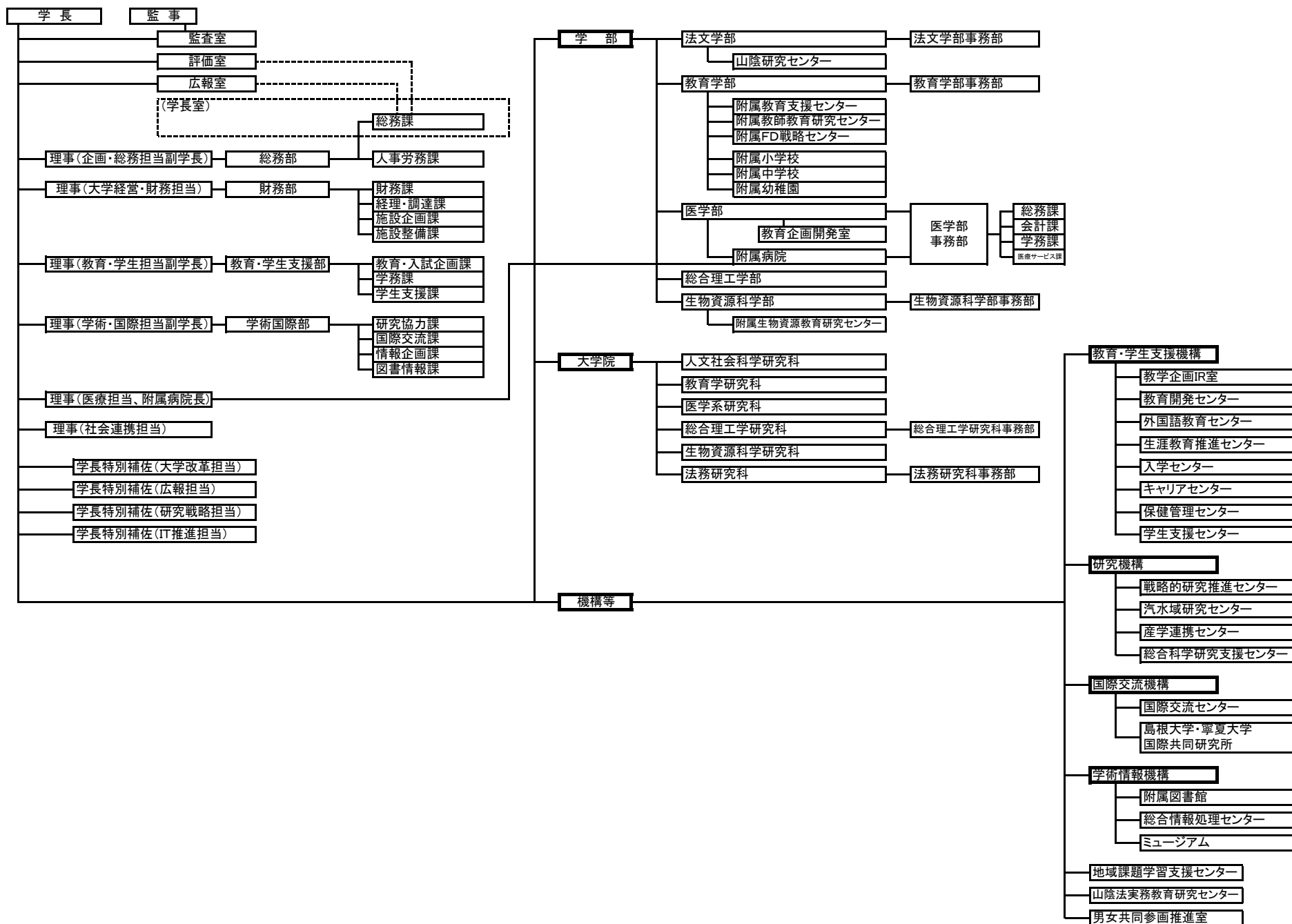
(3)大学の組織図

島根大学

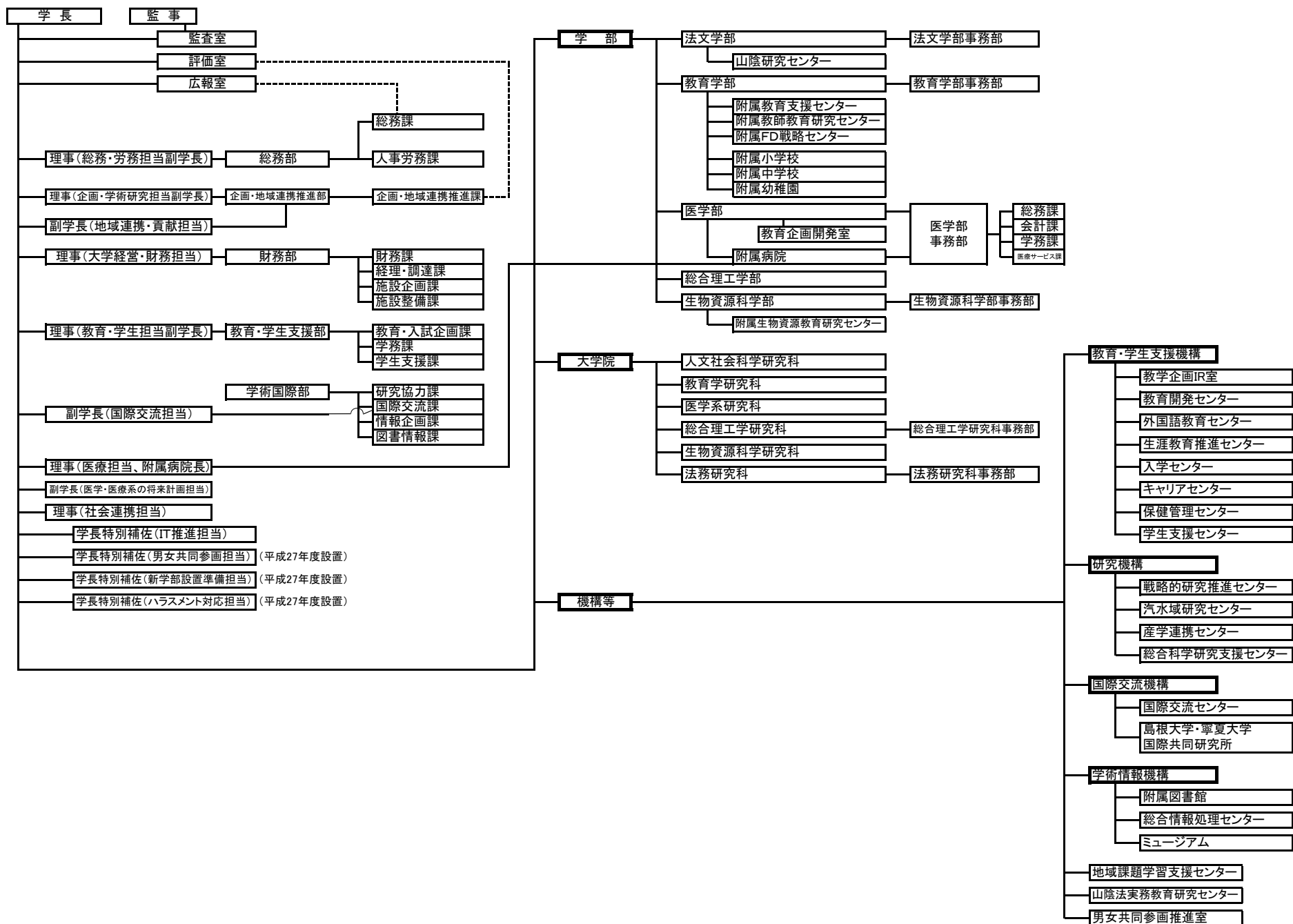
■平成21年度



■平成26年度



■平成27年度



○ 全体的な状況

本学は大学憲章に、「知と文化の拠点として培った伝統と精神を重んじ、『地域に根ざし、地域社会から世界に発信する個性輝く大学』を目指すとともに、学生・教職員の協同のもと、学生が育ち、学生とともに育つ大学づくりを推進する。」を掲げ、この理念を端的に表す言葉である「人とともに 地域とともに 島根大学」を全構成員が共有して実現に向けて取り組んでいる。

学生が、山陰の豊かな自然、歴史と文化の中で学び、グローバルな感性を持って地域・社会で活躍できる人材として育つ支援のため、本学では特に、教育面においては入試体制、教育内容、進路支援を相乗的に高める施策に重点を置くとともに、研究面では地域課題に立脚した研究や特色ある研究を推進し、地域創成の拠点となることを使命としている。

第2期中期目標期間においては、フィールド学習、反転授業等のアクティブラーニングの推進、特別副専攻プログラム等によるグローバル教育の推進、3つの基本ポリシーの見直しを含めた教育の質保証の取組や入試改革等による教育の質の向上を図るとともに、「地（知）の拠点整備（Center of Community: COC）事業」及び「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+事業）」採択を受け、大学全体で地域と連携した教育・研究・社会貢献を推進して地（知）の拠点としての機能強化を図った。

平成27年度には、大学改革を推進するための新学部設置を含めた組織見直しの検討、地域に貢献できる人材を育成するための新たな入試（地域貢献人材育成入試）の全学実施、プロジェクトセンターを中心とした学部横断による学際的研究の推進、COC事業及びCOC+事業の推進等、地方創生に重点的に取り組んだ。

以下、第2期中期目標期間における全体的な実施状況を記述する。

1. 教育研究等の質の向上の状況

（1）教育に関する目標

○学士課程教育の整備

【平成22～26事業年度】

- ・ 教育の質を保証し、改善・向上を図るため、教育活動の状況及び学習成果に関するデータや資料を収集・蓄積・共有する組織として、平成24年度に教育質保証委員会及び教学企画IR室を設置した。教育質保証委員会では、全学的な教育の状況について不断の点検・評価を実施するために、毎年全学部・研究科から「教育の質保証報告書」の提出を求め、教育質保証委員会での相互評価に基づいた全学の質保証状況報告書である「島根大学教育の質保証評価書」として整理し、その質の維持・改善に努めている。また、同評価書に記載された

教育の質を保証する上での課題及びそれに対する取組、改善状況を教育質保証委員会においてチェックし、教育の質に関する全学的なPDCAサイクルを確立した。

- ・ 全授業を対象とした授業評価アンケートに加え、平成22年度より全学生を対象とした入学時調査、全卒業生・修了生を対象とした卒業生・修了生調査を毎年実施し、日常的に収集している他の教学IR関連データとともに、それらの結果をデータベースシステムである「教学IR基盤システム」から学内教職員への公開を開始した。

【平成27事業年度】

- ・ カリキュラムマップに新たにアクティブラーニング項目を追加し、学びの質を高める教育内容の改善に向けた基礎データの収集を行った。加えて、3つのポリシーの整合性の確認を全学レベルで行い、取りまとめたポリシーを外部に向け公開した。また、各委員会等において、3つのポリシーの一体性の確認や全学共通教育と学士課程教育における達成目標の確認を行い、両者の接続を図った。

○高大接続、補完・初年次教育等の充実

【平成22～26事業年度】

- ・ 高校生の進学意識を高めるために大学生が高校に出向いてグループ活動を行う「授業『大学』」や、推薦入試等の合格者を対象に、入学までの学びのモチベーションを高め、学生生活の円滑なスタートをサポートすることを目的に実施している1泊2日の入学前セミナーに加え、平成22年度からは、高校生が本学の教員や学生の助言を受けながら行う探究活動「島大キャンパス・アカデミー」を実施し、高校生の課題探究力を高め大学進学への意識啓発を行った。また、平成25年度からは学生が出身高校を訪問して学生生活の魅力を後輩に伝える「出身高校訪問」を実施し、高校生の進学の意識を高めるとともに、学生のプレゼンテーション能力等の向上にもつながっている。
- ・ 正課と正課外を組み合わせた学士課程教育を推進するために、平成23年度に補完教育、補習教育、メンター制度を集約した「修学サポートプログラム」を構築した。また、学生が持つ様々な悩みに個々に対応した細やかなサポートを行うため、教員に加えTAやメンターなどのピアサポーターを導入し、平成25年度にはピアサポーターの枠組を全学に拡大した「正課ピアサポート・プログラム（PSP）」を構築し、新入生への履修相談や授業内容に関する授業時間外の学修指導、授業時間内の教育補助・学修支援、附属図書館の利用支援などの取組を実施した。それぞれの取組内容は正課PSP専門委員会及び補完教育専門委員会で報告し、ピアレビューを行いながら次年度の改善・計画へとつなげる方策を取っている。

- ・ 初年次教育で達成されるべき学習成果を定義した「島根大学初年次教育プログラムガイドライン」に基づき、平成 22 年度より初年次教育授業毎にその学習成果を達成するための方策を「プログラムシート」に記載し、毎年授業点検を行っている。また、授業担当者が研鑽を積めるよう、「初年次教育相互研修会」を毎年実施しており、入学時調査と初年次教育授業終了時のアンケート結果とを比較し、学生の学びを捉えた分析結果に基づくピアレビュー、授業コンサルテーション等によって授業改善を支援する体制を構築した。

【平成 27 事業年度】

- ・ 「出身高校訪問」の参加学生を開始当初の 18 名から 24 名に増員し、4 県 11 校だった実施校数が 10 都府県 23 校に増加した。
- ・ 高校までの学修を補う補完教育について、専門教育科目において、教員が学生の基礎学力の定着の度合いから判断して補完教育クラス(数学、化学、物理、英語)への参加を促すなど、専門教育と連携した補完教育を展開したところ、修学サポートプログラムを利用した学生に成績向上の有為な相関が見られた。

○地域社会に貢献できる人材の養成

【平成 22～26 事業年度】

- ・ 平成 24 年度、文部科学省の大学間連携共同教育推進事業に「大学と地域社会を結ぶ大学間連携ソーシャルラーニング」が採択され、山陰の 5 大学と地域社会が連携して学生を育成する教育プログラムを開発・実施した。ソーシャルラーニングでは、地域社会の人材ニーズを調査し、連携して育成すべき人材像やその能力をソーシャルラーニング・ポリシーに掲げ、地域をフィールドとした既存の授業に加え、ポリシーに応じた授業科目を新規に開発した。また、地域社会と協働して授業の実施に取り組み、地域住民への聞き取り調査や、地域の産業・行事の実地調査、企業・団体等での体験学習を含むフィールド学習を展開した。
- ・ 平成 25 年度に採択された COC 事業において、島根県、松江市、出雲市、大田市、安来市、雲南市を連携自治体とし、それぞれが抱える地域課題を解決する課題解決型教育(PBL)の授業を計画した。既存の地域志向科目を、地域について理解を深め、基本的な協働スキルなどを修得するベースストーン科目(BS 科目)及び、学部で学んだ専門を地域で活かす手法などを学習するキャップストーン科目(CS 科目)として指定し可視化することで、学生が地域志向科目を体系的に学ぶ環境を整備した。さらに、BS・CS 科目の改善や新規開講の財政支援を行ったことにより、平成 27 年度開講科目において、平成 29 年度の達成目標としていた BS・CS 科目 100 科目を上回る 101 科目を地域志向科目として指定し、延べ 3,000 人の学生が受講した。

【平成 27 事業年度】

- ・ 本学卒業後に島根県又は鳥取県内での就職を希望する学生を対象とした「地域貢献人材育成入試」を全学部で実施した。また、同入試の実施にあたり、出願前の時期に山陰両県で高校生を対象とした地域貢献人材育成入試面談会を計 15 回開催したところ、延べ 124 人の参加があった。さらに、平成 28 年度に学生受入を開始する COC 人材育成コース立ち上げに向け、PBL やセミナー等の試行・検証を重ね、同コース生のためのメンタリング機能の強化や教育プログラムを構築した。

○自主的正課外活動の支援

【平成 22～26 事業年度】

- ・ 学生が行う正課外活動に対してインセンティブポイントを付与する「ビビットポイント制度」によって、学生の自主的活動状況をデータ化し可視化できるようになり、調査の結果、取得ポイント数と取得単位数及び成績に正の相関関係が認められた。平成 23 年度には、正課外活動の評価として、3 年次までの累積ポイント取得数の上位者(各学部 2 名)に対して 4 年次後期分の授業料を免除する制度を設けた。
- ・ 自主的な正課外活動を積極的に行う体制を整備するため、学生が自主的に行う地域貢献活動、ボランティア活動等に対して経済的支援を行う「学生の自主的活動プロジェクト支援事業」を平成 23 年度に開始した。採択したプロジェクトの中には、マニフェスト大賞審査委員会主催「第 8 回マニフェスト大賞」で最優秀マニフェスト賞を受賞したもの、中国地域ニュービジネス協議会主催「魅力発信グランプリ」において最優秀賞を受賞したもの等もあり、これらの活動によって大学と地域のつながりを深めるとともに、学生の企画力、コミュニケーション能力、創造性等の向上を図った。
- ・ 産学連携による人材育成を目的に包括連携協力協定を締結した山陰中央新報社の全面協力のもと、学生の情報収集・分析や取材技術を通じた文章力、コミュニケーション能力を高めるために平成 25 年度に学生プレス研究会を発足させ、学生活動を中心に取材活動を行い、本学のホームページや広報誌に記事を掲載し、学生向け新聞「島大」を発行した。

【平成 27 事業年度】

- ・ 正課外活動で身につける社会人力の涵養と強化を目指し、島根県社会福祉協議会や島根県立特別支援学校等との連携により、障がい者支援、高齢者支援、地域ボランティア活動の基礎的知識など積極的社会参加を促す内容、税金や年金の仕組みなど職業人としての基本的な知識や態度を育成する内容を含む新たな社会人力育成科目を開講したところ、これらの科目に対する学生の授業満足度は 5 点満点中 4.5 点以上と高い評価であった。

○キャリア教育の充実

【平成 22～26 事業年度】

- ・ 既存のキャリア科目 4 科目の内容の改善に加え、新規に 6 科目を開設するとともに、全てのキャリア科目においてアクティブラーニングを導入し、教育内容の充実を図った。
- ・ 平成 23 年度に文部科学省補助金「大学生の就業力育成支援事業」（平成 24 年度より「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」）に採択されたことを契機に、学生のキャリア支援を目的とした「就業力育成特別教育プログラム」を開発し、平成 23 年度以降毎年約 100 人が履修しており、学生のキャリア形成に重要な役割を果たしている。

【平成 27 事業年度】

- ・ キャリア科目の見直しを行い、地元企業の経営者や若手社員をゲストスピーカーとして招へいするなど、学生と地域とのつながりが密になるような内容の設計を行った。また、ガイダンス等でインターンシップへの参加を促したところ、参加者数が 246 人となり、平成 26 年度の 175 人から 71 人増加した。夏季インターンシップに参加した学生のうち 105 人に対して行ったアンケート調査の結果、インターンシップに対する満足度は 4 段階で 3.39 と高く、インターンシップ先である地域の企業に対して 7 割以上の学生が「興味が湧いた」又は「少し興味が湧いた」と回答しており、学生の地域の企業に対する認識を高めることができた。

○組織的・実質的 FD（ファカルティ・ディベロップメント）活動の推進

【平成 22～26 事業年度】

- ・ 島根大学 FD ポリシーを定め、教職員間で行われている日常的な教育改善の取組を支援しながら、講演型・相互研修型・相互参観型・研究プロジェクト型など、FD のテーマに応じて様々な方法により全学組織や各部局で FD を推進してきた。平成 24 年度からは、特に初職の教員を対象とした、授業改善に取り組むための授業デザインワークショップを開催し、平成 26 年度からは、本学が大学教員として初職の場である教員の教育力向上を目的に、既存の FD をコース化し、受講義務を課すこととした。
- ・ 平成 25 年度に、学内教員有志による反転授業プロジェクトを立ち上げ、反転授業の実践と効果検証にあたった。また、新しい FD 方法論提示のため、反転授業の第一人者である研究者や他大学で実践実績を持つ研究者による反転授業公開研究会を開催したところ、大学関係者に留まらず、反転授業を取り入れようとする小・中学校、高等学校の教員及び教育委員会の関係者など 126 名が参加し、大きな反響があった。

【平成 27 事業年度】

- ・ 外部有識者による FD 研修の実施に加え、カリキュラムマップ、アクティブラーニング、多面的な成績評価方法の項目を追加して授業実施内容の現状を調査し、各学部・研究科の FD におけるニーズを把握した上で、全ての学部・研究科の教授会において、それぞれの教育改善に資するテーマで FD を実施した。

○英語教育の充実・高度化及び学習環境の整備

【平成 22～26 事業年度】

- ・ 全学共通教育の英語教育において TOEIC (Bridge) IP を活用した精度の高い習熟度別クラス編成を行い、レベルごとの統一テキストの使用や e ラーニングの導入により教育内容を充実させた。平成 26 年度には、島根大学憲章を推進するためのアクションプランで設定した「1 年終了時に 25% の学生に TOEIC450 点以上を獲得させる」という数値目標を大きく上回り、1 年終了時までには約 40% の学生が 450 点以上を獲得した。
- ・ 選択科目の改編を行い、専門教育にも役立つ英語アカデミックスキルアップ科目群をはじめ、計 18 科目を新規に開講した。平成 25 年度より、TOEIC700 点以上を修了要件の一つとした特別副専攻プログラム「英語高度化プログラム」を開設し、同プログラム履修登録者の中から交流協定校等へ 10 ヶ月留学する学生を輩出した。医学部においては、地域と世界に貢献できるグローバルな医療人育成を目指した、120 時間の英語学習で修了する「アドバンスト・イングリッシュスキルコース」を開設し、英語教育の高度化を進めた。
- ・ 平成 25 年度に出雲キャンパスに英語学習支援室「e クリニック」を開設し、英語教員、サポートスタッフ、学生ピアサポーターが協働して英会話サロンや各種学習セミナーを実施するなど多角的な英語学習支援を行ったところ、平成 26 年度の年間利用者延べ総数は約 4,000 人となった。

【平成 27 事業年度】

- ・ 英語選択科目を新規に 2 科目開講し、履修者総数は延べ 363 人となり、第 2 期中目標期間中に 206 人増加した。「英語高度化プログラム」の履修登録者は 89 人となり、卒業時に 5 人が修了し、「アドバンスト・イングリッシュスキルコース」は 9 人の修了者を輩出した。
- ・ 英語学習環境の整備・学習支援について、松江キャンパスの「外国語教育センターワークステーション」と「e クリニック」を拠点として継続的に推進したところ、平成 27 年度の大学機関別認証評価において外国語教育センターワークステーションにおける教育環境整備と学生支援活動が優れた点として高く評価された。

○WILL BE システムによる主体的学修の支援

【平成 22～26 事業年度】

- ・ 文部科学省特別経費事業「主体的学修を促進する『WILL BE』システムと一体化した学修支援・開発」により、学生が自らの学修を確認し、その適正・能力に基づき意欲的、学際的、目的志向的に学習できるシステム構築を行った。

【平成 27 事業年度】

- ・ 個々の学生の状況を明らかにするため、学籍や成績等を管理する学務情報システム内のデータ二次利用に向けてデータ探索及び分析を行ったところ、学部間で差異はあるものの、GPA (Grade Point Average) を用いて進路決定、留年の割合を予測できることが明らかになった。このため、GPA を指標に用いた学習指導を各学部で行うことを決定し、学生の GPA 情報を WILL BE や学務情報システムに掲載し、学習指導に活用できる体制を構築した。

(2) 研究に関する目標

○汽水域・水環境に関する研究

【平成 22～26 事業年度】

- ・ 島根県における学術及び科学技術の進展並びに産業振興に寄与することを目的として、平成 24 年度に汽水域研究センターと島根県水産技術センターとの間で学術・研究協力に関する協定を締結し、協定締結を記念したシンポジウム「島根県の水産資源を考える」を開催した。
- ・ タイの Rajamangala University of Technology と東京大学ほか4大学の研究者との共同研究により、タイ沿岸の環境修復をテーマに調査研究を行った。また、香港大学・大阪市立大学の研究者との「香港周辺の閉鎖性海域及び人造閉鎖淡水湖のコアリング調査」、韓国地質資源研究院・香港大学・釜山大学・九州大学の研究者との「韓国北東部沿岸の海跡湖における水質・底質環境及び小氷期以後の古環境復元」でそれぞれ研究を行った。国内共同研究においては、NPO 法人等と連携し、水草や藻類の繁茂が宍道湖の生態系サービスに与える影響について調査・研究を行ったほか、北海道の網走湖や濤沸湖などについて学外の研究者と研究を進めた。

【平成 27 事業年度】

- ・ 汽水域研究発表会と汽水域研究会の合同研究発表会を開催し、「生物・生態系」、「保全・再生系」等のセッションに加え、シンポジウムにおいて研究成果を公表したところ、2日間で延べ 220 人の参加者があった。また、インドの Andhra 大学で開かれた国際会議での発表や論文等により研究成果を公表した。

○医理工農連携による研究

【平成 22～26 事業年度】

- ・ 中期計画に沿った研究テーマを学際的に推進し、本学の特色ある研究として国際的な研究テーマを目指す研究プロジェクトから構成される重点研究部門において、島根大学発の材料や技術を用いて低炭素化社会や健康長寿社会の実現に向けたイノベーションの創出を目指す「S-グリーン・ライフナノ材料プロジェクト」(平成 23～25 年度)を、続いて、ラマン分光法を用いた医学及び生物学に関する基礎科学的研究と、臨床現場で活用可能な患者負担の少ない新しい臨床診断技術開発を目指した応用研究を柱とする「島根大学のシーズを活かした学際的新規医療技術開発拠点の確立」(平成 26～28 年度)を採択し、医・理工・農の連携による約 40 人の教員や研究員からなる研究体制を構築した。
- ・ 「S-グリーン・ライフナノ材料プロジェクト」において、島根大学の重点研究で培ってきた技術を活かして酸化亜鉛ナノ粒子蛍光標識剤や強誘電体のナノ材料技術を用いた診断・治療技術、食品応用技術の開発を行った。また、平成 24 年度に日本ナノメディシン交流協会と共催で第 6 回ナノメディシン国際シンポジウムを松江市で開催し、平成 25 年度には台湾国立交通大学総合科学センター、インド科学大学レーザー分光研究グループとラマン分光の医生物応用に関する 3 者間学術交流協定を締結したほか、ナノメディシン分野の日中交流の礎となる第 1 回中日ナノメディシンシンポジウムに日本代表として参加するなど国際交流を推進した。
- ・ 「医・生物ラマンプロジェクトセンター」(平成 25～30 年度)では、ラマン分光法の医学と生物学への基礎的応用的研究を推し進め、平成 26 年度にはラマン分光法を用いた幾つかの新規医療診断法の原理を提案した。また、台湾師範大学分子生物科学科及び台湾大学分子イメージングセンターとそれぞれ部局間交流協定を締結し、国際学会等を共催するなど交流を深めた。

【平成 27 事業年度】

- ・ 「島根大学のシーズを活かした学際的新規医療技術開発拠点の確立」では、ラマン分光法を用いた患者負担の少ない迅速な診断を可能とする非生検的診断技術開発の取組により、診断装置であるファイバースコープ装置を試作開発したほか、インドや台湾を中心としたアジアの先進大学等との国際共同研究を積極的に進めた。研究成果として、国際共著論文 1 編を発表し、当該論文による国際学会での発表 6 件を行った。また、IF (インパクト・ファクター) が 10 以上の 1 件を含め、IF 2 以上の雑誌に 15 編の論文を発表した。
- ・ 「医・生物ラマンプロジェクトセンター」と交流協定のある台湾大学分子イメージングセンターの教授 4 名を本学に招いて国際共同研究の打合せを行い、新規に共同研究を開始した。また、台湾で国際学会を共催した。さらに、ラマン分光法の共同研究推進のためインドのバナラス・ヒンドゥー大学と大学間交

流協定を締結し、同大学の学生5名を本学に招待してラマン分光法の医療応用に関する講義や実験を行った。

○地域課題解決に向けた研究の推進

【平成 22～26 事業年度】

- ・ 部局を超えた特徴的な教育研究プロジェクトを可視化し、研究活動を一層活性化させるために平成 24 年度からプロジェクトセンターを設置し、地域の特性を題材とした「古代出雲プロジェクトセンター」や、先端研究を推進する「ヒッグス・初期宇宙プロジェクトセンター」をはじめとした 15 のセンターを立ち上げ、研究活動を行った。主な研究成果は次の通り。

①「膵がん撲滅プロジェクトセンター」（平成 26～30 年度）

文部科学省特別経費（プロジェクト分）「がん撲滅に向けた集学的研究の推進（平成 25～29 年度）」を基盤として、島根県に多い膵がんを標的にした新たな抗体医薬品・免疫療法の開発を行った。

②「農林水産業の六次産業化プロジェクトセンター」（平成 24～29 年度）

島根大学シーズ産品（アズキ、出雲おろち大根、西条柿、エゴマ等）の研究開発、商品開発及び販路開拓を行った。特に α -リノレン酸を含むエゴマ油が認知症改善に効果があることを、ヒト介入試験で明らかにした。

③「自然災害軽減プロジェクトセンター」（平成 24～29 年度）

山陰地域における自然災害の特徴を概観するため、自然災害データベースを構築し、災害の種類、発生頻度、被災状況などをまとめホームページで一般公開した。国土交通省と連携し、山陰道建設工事での斜面被害問題や斐伊川堤防の安全性確保の問題に取り組んだ。

【平成 27 事業年度】

- ・ 研究成果等が日本学術会議の機関誌「学術の動向」（平成 27 年 10 月号）において特集記事が組まれた「くにびきジオパークプロジェクトセンター」では、日本ジオパークネットワークへの登録に向け、行政機関との連携により協議会設立のための基盤形成を進め、本学、地元自治体、地域経済界、文化施設、地域住民、学外研究者で組織する「くにびきジオパーク推進協議会」が平成 28 年 3 月に発足した。
- ・ 「疾病予知予防プロジェクトセンター」では、文部科学省特別経費（プロジェクト分）「島根 Academic Knowledge Network（地域発のアイデアや問題意識に基づく教育・研究ネットワーク）を活用した健康長寿要因の解明」を基盤とし、生活習慣病、加齢に伴う病気の効果的な予防策を見つけるための健康調査を邑南町、隠岐の島町、雲南市において 3,041 人を対象に実施した。その調査結果を 39 回に及ぶ報告会、講演会において地域に還元したほか、自治体が地域で実施する健康増進活動をサポートする職員を対象とした研修会を開催

した。

○若手研究者への研究支援

【平成 22～26 事業年度】

- ・ 若手教員の研究を鼓舞・奨励し将来を担う優れた若手研究者を育成するために研究費を配分する「若手教員に対する支援」制度において、採択者を平成 24 年度より 10 名から 20 名に増加した。また、支援による研究成果については、学術論文・学会発表等により公表を行うとともに、毎年開催する研究成果報告会においてポスター発表を行った。平成 26 年度の採択者から、今後の研究の質の向上を期待して、採択を受けた者のうち研究成果が特に顕著である者に対して学長表彰を行った。

【平成 27 事業年度】

- ・ 若手教員による学際的、個性的で質の高い研究の創出を支援するため、学術雑誌への論文掲載者を対象とした若手研究者へのインセンティブ経費の公募を行い、12 名に対して研究経費を配分した。
- ・ 大学の機能強化のための組織再編を踏まえた若手研究者の雇用拡大を図るため、国立大学改革強化推進補助金の特定支援型「優れた若手研究者の採用拡大支援」を利用して優秀な若手研究者 6 名を特任教員として採用するとともに、教育研究環境整備を行った。

（3）社会との連携や社会貢献に関する目標

○COC 及び COC+事業

【平成 22～26 事業年度】

- ・ 平成 25 年度に採択された COC 事業を核に地域との連携を深め、全学を挙げ地域を志向する教育・研究を進めることで地（知）の拠点としての機能を強化した。自治体と連携し地域課題解決に貢献することを目的として「地域課題学習支援センター」を設置し、地域志向型教育のマネジメントとその推進を図り、地域のニーズ把握や本学の知的資源の地域還元を進めた。

【平成 27 事業年度】

- ・ 地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+事業）に採択された。COC 事業及び COC+事業における取組を円滑に遂行するとともに、本学における地方創生に係る取組を推進・支援し、地域社会の発展に寄与することを目的として、「地域課題学習支援センター」を発展的に解消し、新たに「地域未来戦略センター」を設置するなど実施体制を整備した。

○社会人学び直し

【平成 22～26 事業年度】

- ・ 総理工学研究科において、最新の知識・技術や最先端のトピックス等先端的科学技術内容を修得し、キャリアステップアップの基礎とするための社会人のためのノンディグリー履修プログラム「社会人の学び直しプログラム」を平成 26 年度に新設し、3 名の入学者を受け入れた。
- ・ 山陰法実務教育研究センターにおいて、法務研究科で培った教育資産を活かし、地域社会や職場等における法実務スキルアップのための 1 年間のノンディグリー教育プログラム「公共法実務コース」、「企業法実務コース」を開設し、それぞれ 7 名、10 名の受講生を受け入れた。また、島根県経営者協会と連携協定を締結し、受講者の募集や講師の派遣等における連携を開始した。

【平成 27 事業年度】

- ・ 山陰法実務教育研究センターに新たに「医療・福祉法実務コース」を開設し、受講生 1 名を受け入れた。また、受講生の要望を踏まえ、1 年間 120 時間を基本とする通常の履修型以外に、受講生が希望する分野の講義を選択して受講できる選択型受講を導入するとともに、遠隔講義システムを利用した授業も開始した。さらに、地域各界の需要を踏まえた実践的な法運用能力及び法的解決能力の習得を図るため、各コースにおいて職場で直面しうる事例をテーマとして取り上げ、派生・関連する法的諸問題を取り扱う等教育メニューを充実させた。
- ・ 「地域教育魅力化センター」を設置し、全国自治体の職員や NPO 法人等の社会人を対象とした、地域活性化人材を育成する履修証明プログラム「ふるさと魅力化フロンティア養成コース」の実施を決定し、平成 28 年 4 月から履修生を迎えることとした。

(4) 国際化に関する目標

○学生の海外派遣支援

【平成 22～26 事業年度】

- ・ グローバルな視野を持つ人材を養成するため、海外留学・海外研修を希望する学生に対して奨学金を支給する「海外派遣学生支援制度」を平成 23 年度に創設し、6 月以上の長期派遣については 15 万円又は 10 万円を、短期派遣については 5 万円又は 3 万円を奨学金として支給することとし、派遣学生が平成 23 年度 18 人から平成 26 年度 133 人にまで増加した。
- ・ 平成 26 年度からスタートした文部科学省「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～」に 2 名が採択された。

【平成 27 事業年度】

- ・ 学生の海外への関心を高め、海外派遣への動機付けを行うため、従来の留学説明会に加え、外部有識者等による海外の最新情報の提供を行う「グローバル

インサイトセミナー」を 4 回開催したところ、延べ 133 人の参加があった。

- ・ 「トビタテ！留学 JAPAN」に新たに 2 名が採択された。さらに、将来地域で活躍したいと考える有為な人材に対する留学支援制度である「トビタテ！留学 JAPAN 地域人材コース」を県内の経済団体、企業、高等教育機関、自治体と連携し、日本学生支援機構からの支援を得て平成 28 年 3 月に設立した。
- ・ 外務省の対日理解促進交流プログラム「KAKEHASHI プロジェクト」北米地域との交流（米国・カナダ）短期派遣事業に採択され、12 名の学生と引率教員 1 名が米国シアトルにおいて現地の大学等で交流活動を行った。

○留学生の受入促進

【平成 22～26 事業年度】

- ・ 平成 25 年度から、地元企業の冠付奨学金による特定国研究者・留学生への経済的な支援を開始した。また、留学生の就職支援や地域貢献を目的に、松江商工会議所と共催して県内企業と留学生との懇談会を開催し、各企業の紹介や各国代表学生によるプレゼンテーション、意見交換を行うなど、企業と留学生の相互理解を深めた。
- ・ 平成 26 年度には、地元企業、経済団体の支援により、日本語が堪能で島根大学を卒業・修了後、島根の地元企業に就職希望の留学生を対象とした「島根大学留学生受入支援基金」を創設し、留学生への経済的な支援及びインターシップを通じた就職支援体制の基礎を築いた。なお、同基金には 19 企業から計 5,750 千円の支援基金が集まった。
- ・ 学生寮を新築して、新たに日本人学生と留学生の混住型とし、平成 25 年度から 45 人分の留学生用居室を確保した。

【平成 27 事業年度】

- ・ 「島根大学留学生受入支援基金」に協賛する地元企業 19 社と留学生との懇談会を実施し、企業の事業内容や海外展開に対する留学生の理解を深めるとともに、企業側ヘインターシップのサイクルを示して留学生受入体制の構築を促した。また、同支援基金の支給対象に国内の日本語学校から進学する留学生を含めることとし、対象となる学生を募集するため、国内の日本語学校 5 校を訪問し本学への進学を呼びかけた。
- ・ 「日本・アジア青少年サイエンス交流事業（さくらサイエンスプラン）」により、平成 26～27 年度に学生 41 名、教員 4 名を受け入れた。また、第 2 期中期目標期間当初 200 人前後であった本学の外国人留学生数は、東日本大震災後一時減少したものの、平成 27 年 5 月時点で 183 人まで回復した。

（５）附属病院に関する目標

【教育・研究】

○質の高い医療人育成や臨床研究の推進

【平成 22～26 事業年度】

- ・ 夢と使命感を持った医療人の育成と支援を目的とした島根県からの寄附講座「地域医療支援学講座」及び地域の臨床研修病院と連携した臨床教育の充実を目的とした島根県大田市から寄附を受けた「総合医療学講座」の開講、大田市立病院内への総合医療学講座サテライトセンター（大田総合医育成センター）の開設、地域医療教育・卒後臨床研修・総合医育成・生涯教育研修・スキルズラボの５部門を取り込んだ「地域医療総合教育センター」の設置、島根県との連携による「しまね地域医療支援センター」の設置など、質の高い医療人を育成するための組織体制を整備した。
- ・ 若手医師の県内定着促進とキャリア形成支援の体制充実を目的とした「みらい棟」を建設するとともに、同棟内に卒後臨床研修センターと大学、自治体、医療機関、医師会等を構成員とした一般社団法人「しまね地域医療支援センター」の事務局を設置し、地域医療人の育成・支援を推進する体制を整備した。
- ・ 医薬品（医療機器を含む）の治験及び製造販売後調査、並びに医療における疾病の予防方法、診断方法及び治療方法の改善を目的として実施する医師主導臨床研究を、適正かつ円滑に進めるために必要な業務及び支援を行うことを目的として、治験管理部門、臨床研究部門、事務（支援）部門の３部門で構成する「臨床研究センター」を設置した。
- ・ 平成 20 年度から５か年計画でスタートした大学病院連携型高度医療人養成推進事業において、事業最終年度である平成 24 年度には「山陰と阪神を結ぶ医療人育成プログラム」及び「都会と地方の協調連携による高度医療人養成プログラム」の２事業でプログラム数 128 コース、プログラム登録者数 152 名まで増加し、高度な臨床研修環境を整え、高度医療人の養成事業を行った。特に、プログラムに沿って地域医療機関における修練の機会を設けることにより、医師不足が深刻な地域医療機関の診療の確保に貢献した。
- ・ 平成 25 年度に未来医療研究人材養成拠点形成事業の一つとして選定された「地方と都会の大学連携ライフイノベーション」では、地域包括ケアシステムの構築とそのシステムを通じた総合診療医等の育成に関する人材養成プログラム等を選択履修する４コースを準備し、僻地勤務のコース登録者に対してテレビ会議システムによるトウワイライトセミナーや各医療施設へ出向いて行うオンサイトトレーニングなども実施し、すべての職種が身につけるべき知識とスキルとともにリサーチマインドを涵養する機会を提供した。
- ・ 基本的な臨床手技及び救急蘇生手技の習得を目的として、学生、研修医、県内病院の医療スタッフを対象に医療シミュレータを使用した教育を行い、医療

技術の向上を図った。

- ・ アジア諸国では診断不可能な先天性代謝異常分野の検体検査依頼を受け解析を行うとともに、先天代謝異常分野の共同研究を目的として、アジア諸国の研究者の受入れや海外での講演など、国際共同研究の推進と相互の医療レベルの向上に取り組んだ。

【平成 27 年度】

- ・ 未来医療研究人材養成拠点形成事業「地方と都会の大学連携ライフイノベーション」を引き続き推進し、平成 27 年４月に地域包括ケア連携人材養成コース（修士課程）を開設し、全４コースの登録者は 48 名となった。また、島根県、県医師会、出雲市役所、出雲保健所、出雲市医師会、関連病院との連携を強化するとともに、新たにＪＡ出雲や看護協会、リハビリテーション、ケアマネジャー等の職能団体と地域包括ケアシステムを形成し、６月と 12 月にコンソーシアム協議会を開催した。
- ・ 島根県内 14 施設から 35 名の医療従事者を対象として「インストラクター養成コース」を年間 50 回開催した。また、平成 27 年度から新たに設けた上級者向けの「インストラクターアドバンスコース」を年間 6 回開催し、6 施設から 12 名の参加があった。
- ・ 稀少難病である先天代謝異常症による小児の障がい予防を目的として、アジア諸国、ベトナム、インドネシアを中心に、自国で診断困難な症例について相談を受け付け、島根大学先天代謝異常診断システムを使って、350 件の分析を行い、20 例の先天代謝異常症を診断した。

【診療面】

○質の高い医療提供のための取組

【平成 22 年度～26 年度】

- ・ 病院再開発事業により、新病棟において、ICU、NICU、HCU の増設・強化を図るとともに、全国で初めて HCU と一般病室の中間的なケアを行う MCU (Mid Care Unit) 病床 32 床を設け、患者の重症度に応じた、きめ細やかな治療を行う体制を整備した。
- ・ 県からの指定を受けて救命救急センターを設置し、ドクターヘリを使用した重症患者搬送に加え、県防災ヘリコプターへの医師搭乗による救急患者緊急搬送業務の円滑な体制構築を図った。
- ・ 小児心臓外科専門医を迎え、小児循環器医、麻酔科医、臨床工学技士、看護師等の小児心臓手術チームを立ち上げ、山陰初となる本格的な小児心臓手術が実施できる体制を整備した。
- ・ 県からの指定を受けて認知症疾患医療センターを設置し、地域における認知症の保健医療や介護の水準の向上を図る体制を整備した。

- ・ 脳死下臓器提供による腎移植術の実施や毎月 16 日を「臓器移植を考える日」と定めた啓発活動の実施、臓器提供意思表示のお願いなど、腎移植医療の均てん化推進と移植医療の啓発を図った。
- ・ 手術支援ロボット（ダ・ヴィンチ）を用いて、前立腺悪性腫瘍手術の実施のほか、腎癌に対する腎部分切除術、膀胱癌に対する根治的膀胱全摘除術・尿路変更術を実施し、高度医療の推進を行った。
- ・ 「島根大学医学部附属病院の最新治療がわかる本」を出版したほか、健康や医療に関する講演会「ちょっと気になる健康講座」の毎週開催と書籍化、病院ニュースの毎月発行、病院ホームページの見直し、テレビ放送用の広報番組の制作、各種リーフレットの作成など、広報活動の強化を行い、県内の医療機関・住民への最新情報提供を推進した。また、患者アンケート（入院患者については退院時、外来患者については 3 ヶ月毎）の実施など、患者さんの声を病院運営に反映させ、患者サービスの向上に取り組んだ。
- ・ 都道府県がん診療連携拠点病院として、県内がん診療連携拠点病院用の 5 大がんの地域連携クリティカルパスの統一的様式を作成した。また、がん患者と医療スタッフ、医学生、看護学生との対話を通して患者に寄り添う取組として、がん哲学外来「神在りの囀メディカルカフェ」の実施や、地域がん登録業務の開始、学内外のがん関連医療従事者を対象とした講演会、研修会等の開催など、県内のがん診療連携体制と質の向上に取り組んだ。

【平成 27 年度】

- ・ 医学生、研修医及び若手医師に対する救急医療教育及び研修の推進並びに島根県における外傷診療の質の向上を図るため、平成 27 年 6 月に全国の大学初となる医学部の臨床系に「外傷外科」「救急外科」「外科的集中治療」の 3 領域を統合した「Acute Care Surgery 講座」を設置した。また、全県を対象とした高度外傷に対する診療部門として、平成 28 年 4 月に「高度外傷センター」を設置することとした。
- ・ 平成 27 年 9 月に県から地域周産期母子医療センターの指定を受け、高難度の治療や手術を要するハイリスク妊娠、胎児異常に対応するための施設及び設備整備に着手した。
- ・ 高度で先進的な医療を推進するため、平成 27 年度は、6 月に消化器内科と輸血部で 2 件、10 月に産婦人科と腎臓内科で 2 件の先進医療が新たに承認され、第 2 期中期目標期間中の承認件数は 8 件となった。

【運営面】

○継続的・安定的な病院運営のための取組

【平成 22 年度～26 年度】

- ・ 平成 23 年 6 月に「入退院管理センター」の設置と入退院管理システムの導

入を行い、ベッドコントロールを強化するとともに、クリニカルパスの運用を推進し、適正な平均在院日数への短縮を達成した。

- ・ 全国の大学病院初となる手術用鋼製小物に RFID（Radio Frequency Identification）タグを付けて個体管理を行う鋼製小物管理システムを導入し、効率的な手術器具管理、安全管理とトレーサビリティを重視した管理体制を構築した。
- ・ データセンターを設置し、DPC 分析、臨床指標測定、地域別患者シェア分析、機能評価係数Ⅱに関する症例分析などを行い、診療内容の改善案などを各診療科に情報提供し改善を図った。また、点数設定方式 D（高額薬剤等に係る診断群分類）として評価されない DPC 症例の入院日数に伴う収益化の弊害等についても、分析し改善を行った。
- ・ DPC データによる必要病床数の分析と患者動向などを考慮した病床配分を随時行うとともに、病床稼働率変動の検証結果からベッドコントロール方式の変更などを行うことで病床稼働率の向上を図った。
- ・ 中四国地区 5 大学による医薬品購入の共同交渉と周辺医療機関及び他大学の実績を加味した契約単価の見直し等を行い、医薬品費の削減を行ったほか、価格交渉外部専門業者（ネゴシエータ）が行う交渉手法を取入れる等、医療材料等の価格交渉を行い、経費削減を行った。その結果、平成 26 年度の病院資料（国立大学病院データベースセンター作成）による材料費（医療材料費、医薬品費、医療消耗器具備品費、給食用材料費の合計）率は、33.01%（偏差値 75.2、42 大学病院中 1 位）となった。

【平成 27 年度】

- ・ 院内保育所、病児・病後児保育、学童一時保育を継続及びイブニングシッターサービスを開始し、働きやすい職場環境の確立を図り、福利厚生制度の院内周知・制度の利用を促進した。病児病後児保育については、平成 27 年 12 月から出雲市の病児病後児保育事業に採択され、地域住民への開放も開始した。また、職員満足度アンケート調査を 5 月と 11 月に実施し、学内説明会及び集計結果を HP に掲載した。
- ・ 平成 27 年 6 月から全病棟で運用を開始したパートナーシップ・ナーシング・システム（PNS：看護師 2 名でパートナーを形成し、相互補完し協力し合う看護提供体制）の取組状況について、9 月に監査表を用いた自己評価を行い、11 月 20 日に学内研修を実施した。また、平成 28 年 1 月 21 日～22 日に第三者（福井大学）による外部評価を行った。
- ・ 病院経営の基盤強化を図るため、病院経営改善目標値を設定し、毎月の診療実績を検証するとともに、各委員会、各専門部会に報告し、増収に向けて組織的に取り組んだ。この結果、一般病床平均在院日数、病床稼働率、逆紹介率及び手術件数が経営改善目標値を上回り、特に病床稼働率が 87.9%と前年度

(84.8%) 比 3.1 ポイント上昇し、病院収入額が 16,686 百万円となり、前年度と比較して 1,340 百万円の増収となった。

(6) 附属学校に関する目標

○大学と連携した幼小中一貫教育の推進

【平成 22～26 事業年度】

- 平成 22 年度に、幼小中一貫教育に関する教育学部との共同研究組織として、附属学校教育研究部に学部教員を配属し、教育研究課題を共同して検証する体制を構築するとともに、その研究成果を「幼小中共同研究会」及び研究紀要を通して公開した。平成 24 年度には、附属学校園と教育学部教員による「豊かな『学び』をつくる子どもの育成」の研究成果を幼小中一貫教育研究発表会等で公開し、平成 26 年度には、これまでの研究成果をまとめた書籍「幼小中一貫教育で育つ子ども未来の暮らしをともにつくる」を出版した。
- 平成 25 年度に、教育学部のミッション再定義に合わせて附属学校園のミッションの再定義を行い、附属学校の児童・生徒が各学部や附属農場において講義等を受ける連携事業や、留学生・国際交流員との共同による英語授業の実施、幼小中一貫教育カリキュラムの開発等、地域や大学の資源を生かした先進的な取組を実施した。

【平成 27 事業年度】

- 附属中学校の特色ある活動として、総合的な学習の時間に行っている地域社会貢献学習が文部科学省の「実社会との接点を重視した課題解決型学習プログラムに係る実践研究」（課題解決に向けた主体的・協働的な学びの推進事業）に採択され、島根県の現状や課題を踏まえ、大学・地域の人的物的資源を活用した課題解決型学習への取組を実践事例集にまとめた。

○幼小中一貫の特別支援教育の充実

【平成 22～26 事業年度】

- 平成 22 年度に「特別支援教育推進検討会議」を設立して特別支援教育推進のための諸課題及び現職教員研修等地域貢献のための方策を明確化し、平成 24 年度には、幼小中一貫の特別支援教育の充実に向け、通常学級児の通級指導や教育相談を実施するとともに、全体の児童の状況を把握し、特別支援コーディネーター等による「子ども支援委員会」を設置し情報交換会を行った。
- 平成 26 年度に文部科学省の「発達障害の可能性のある児童生徒に対する早期支援研究事業」に採択され、附属学校部と子ども支援委員会、早期支援事業運営委員会が連携して、児童生徒等の教育支援、生活支援の充実のほか、附属学校の教育学部生の臨床フィールドとしての活用、地域と連携した特別支援教育を実現するための組織を構築した。

【平成 27 事業年度】

- 特別な支援を必要とする子供への個別的支援の充実や、これまでの特別支援教育の知見を生かした通常学級での学級運営や授業改善の研究のため、附属学校に「学習生活支援研究センター」を開設し、山陰両県の特別支援学校等と連携して教育相談や出前授業を行うなど地域の特別支援教育に貢献した。また、「発達障害の可能性のある児童生徒に対する早期支援研究事業」に平成 26 年度に引き続き採択され、その研究成果を学習生活支援研究センター公開授業研修会で地域に広く公開するとともに報告書にまとめ公表した。

(7) 教育関係共同利用拠点の取組

○日本海島嶼生物のフィールド資源教育共同利用拠点

【平成 22～26 事業年度】

生物資源科学部附属生物資源教育研究センター隠岐臨海実験所が平成 26 年度に教育関係共同利用拠点「日本海島嶼生物のフィールド資源教育共同利用拠点」に認定された。

拠点としての取組

- 企業との共同研究により、通信式の環境モニタリング自動システムを試験的に導入した。これにより、隠岐島近海の水質変化を 24 時間監視でき、島の生態環境をテーマとした教育体制が整備された。また、利用者のニーズに合わせた施設整備のため、暖房器具及び循環式冷却水槽を設置した。

拠点の利用実績

- 愛知教育大学をはじめとした他大学等の海洋実習等を受け入れた他、初等・中等教育及び地域貢献の一環として、隠岐高校及び隠岐水産高校の海洋実習を実施し、西郷中学校の生徒を対象に 2 泊 3 日の海洋生物調査・実習講座（サイエンス・パートナーシップ・プログラム）を開講したところ、学外の利用人数は延べ 361 人、利用者の所属機関数は 31 機関であった。

【平成 27 事業年度】

拠点としての取組

- 宿泊室全室に冷暖房設備を完備し、野外調査のための用具及び救命・非常用品一式を備えた。また、特任准教授 1 名を採用し、充実した教育活動のための体制を整えた。このほか、大学間単位互換の対象となる「公開臨海 B コース」を新たに開講するとともに、森里海実習を行った。このほか、3 大学連携（島根大学・山口大学・静岡大学）による動物生殖トレーニングコースを新規開講した。
- 国際的な取組として、ハワイ大学から国際生物学賞授賞研究者を招へいして共同研究を行い、学際的・分野横断的な利用拡大の取組として、植物関係実習 5 件、地質関係実習 3 件を受け入れた。また、学内利用では 4 学部の実習 13

件を行った。このほか、九州大学、芝浦工業大学、金沢大学と連携して日本海海洋環境調査を行った。

拠点の利用実績

- ・ 学外の利用人数は延べ 629 人（前年度比 268 人増）、利用者の所属機関数は 61 機関（前年度比 30 機関増）であった。開講した実習及び研修数は 23 回で、その内高校生を対象としたものを 3 回実施した。

2. 業務運営・財務内容等の状況

（1）業務運営・効率化に関する目標

○学長補佐体制の強化

【平成 22～26 事業年度】

- ・ 機能的・効率的に学長を補佐する体制を整備するため、「学長室」を設置して専任の事務職員 2 名を配置し、学長戦略会議の運営や学長から直接指示のあった事項等について連絡・調整等を行うなど、学長のリーダーシップを発揮する体制を整えた。
- ・ 学生及び大学教育に関心のある市民の考えや要望等を日常的に聞くことが出来るネットワークを構築し、対話を通じて大学改革を図っていくため、学長直属の学長室付学生補佐 18 名及び市民補佐 8 名を委嘱し、学生や市民の声を直接大学運営に反映させることができる体制を整備した。その主な活動の成果として、①防火・防災訓練への学生の参加を実現、②平成 25 年度に整備した「学生市民交流ハウス」の利用促進、③食堂改修のための検討ワーキンググループへの参画、④COC 事業に係る事業実施本部会議への参画等が挙げられる。

【平成 27 事業年度】

- ・ 新学長の就任に伴い、国際交流担当、地域連携・貢献担当及び医学・医療系の将来計画担当の 3 名の副学長を置き、副学長の体制を整備した。また、「学長室」を発展的に解消し、学長をサポートし機能的に組織を強化することを目的として「企画・地域連携推進部」を設置した。
- ・ より多くの学生や外部有識者から大学に対する意見・要望を聴くため、学生補佐・市民補佐体制を見直し、学長と各学部・研究科、社会人学生、サークル学生との意見交換会を計 8 回実施するとともに、経営協議会学外委員と各学部等との意見交換会を実施した。さらに、地域社会と大学との連携等について学長と島根県知事との意見交換を行った。

（2）財務内容の改善に関する目標

○支援基金の充実及び経費削減の取組

【平成 22～26 事業年度】

- ・ 東京、広島、九州に同窓会地域支部が結成され、新たな支援・協力が得られた。島根大学支援基金については、古代出雲文化フォーラム支援、エチオピア留学生等の支援など使用目的を限定した「冠基金」を平成 24 年度に導入し、平成 26 年度末までに 6,850 千円の寄附を受けた。
- ・ 節電計画や契約の見直し、中国地区 5 大学共同調達、複写サービス及び旅費支給基準の見直しによる経費削減に取り組み、平成 22～26 年度までに 161,716 千円を削減するとともに、5 大学共同調達の実施、複数年契約の締結により事務手続きの効率化を図った。

【平成 27 事業年度】

- ・ 島根大学支援基金について、ホームカミングデーや古代出雲文化フォーラムⅣの開催に合わせた支援協力や、島根大学市民パスポート会員への支援協力依頼を行ったところ、32,917 千円（前年度比 25,262 千円増）の寄附を受け入れ、第 2 期中期目標期間中の受入総額は、62,613 千円となり、第 1 期中期目標期間中の受入総額と比較して 11,723 千円の増（1.23 倍）となった。
- ・ 契約の見直しや中国地区 5 大学共同調達、複写サービス及び旅費支給基準の見直しによる経費削減に取り組み、44,883 千円を削減した。さらに、トイレットペーパーを対象に、中国・四国地区では初となる島根大学、鳥取大学、米子工業高等専門学校及び松江工業高等専門学校の 4 機関による共同調達に関する協定を締結し、本学を当番校として平成 28 年 3 月に 3 年間の複数年契約を締結した。

（3）自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標

○情報発信の強化

【平成 22～26 事業年度】

- ・ 平成 23 年度に広報担当の学長特別補佐を置くとともに広報室を設置した。学長特別補佐と広報室が中心となり新たな広報戦略を策定し、ニーズに応じた広報活動等を実施した。年 4 回発行している本学の広報紙「広報 Shimadai」において、誌面の充実を図るとともに、自治体を通じた島根県下の各世帯への回覧や県内の主要駅への設置など、より多くの人に大学を理解いただく広報に努めた。また、Facebook や LINE 等の SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を活用した情報発信を展開し、中高校生や保護者の大学訪問者数の増加やホームページへのアクセス数が増加するなどの成果を得た。
- ・ 島根大学の幅広い学術研究成果等を発信することで本学の知名度・存在感の向上を図り、島根地域への誘客につなげることを目的として、島根県や松江市

等との共催により平成 24 年度より「古代出雲文化フォーラム」を毎年開催している。会場内では様々な展示や共催自治体のブース設置も行っており、本学及び島根地域の知名度の向上につながっている。

古代出雲文化フォーラムⅠ（平成 25 年 3 月 東京 来場者約 700 人）

古代出雲文化フォーラムⅡ（平成 26 年 3 月 広島 来場者約 600 人）

古代出雲文化フォーラムⅢ（平成 27 年 3 月 大阪 来場者約 1,000 人）

【平成 27 事業年度】

- ・ LINE による情報発信を活発に行った結果、登録者数が前年度比 1,606 人増の 2,826 人、Facebook が 141 人増の 1,547 人となった。また、SNS からホームページへの誘導により、サイト訪問数が前年度比 454,026 増の 1,383,756 となった。
- ・ 平成 24 年度から継続実施している古代出雲文化フォーラムの第 4 回目「古代出雲文化フォーラムⅣ～古代の出雲と九州、そして東アジア」を平成 28 年 3 月福岡市において開催したところ、約 300 人の来場者があった。

（４）その他業務運営に関する目標

○公的研究費不正使用防止に向けての取組

【平成 22～26 事業年度】

- ・ 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）の改正（平成 26 年 2 月）に伴い、公的研究費等の適正な管理を行うため、「国立大学法人島根大学における公的研究費等の不正使用に関する規則」を制定した。また、公正な研究遂行のための基本方針及び行動規範を改訂し、公的研究費等に関する不正防止計画を策定した。
- ・ 業者との癒着防止及び相互牽制を図るため、本学の規則等を遵守し不正に関与しないこと、内部監査、その他本学が行う調査への協力など、一定の取引実績がある業者に対して誓約書の提出を求めた。

【平成 27 事業年度】

- ・ 新任教職員を対象とした研修会に加え、新たに教員、会計事務担当者、一般事務職員向けの職種別説明会を行い、計 15 回の研修会・説明会を開催した。また、公的研究費の不正使用防止のための e-ラーニングシステムを構築し、構成員を対象にコンプライアンス教育を実施したところ、受講率は 99.7%に達した。さらに、構成員に対し、関係法令の遵守、不正使用を行わないなどの誓約書の提出を求め、その提出を競争的資金の申請要件とし、未提出の場合は競争的資金の管理運営に関わることはできないこととした。
- ・ カラ発注、預け金を防止するための方策として、検収担当部署において検品後の物品にその場で「確認シール」を貼付する方式を採用した。また、換金性の高い機器等の管理の適正化を図るため、該当物品の金額の多寡にかかわらず

全て使用者を明らかにした管理台帳を備え、管理、使用及び処分の状況を把握できるよう改善し、その管理状況の監査（現品の実査）を実施した。

3. 「今後の国立大学の機能強化に向けての考え方」を踏まえた取組状況

○教育研究組織の整備

【平成 25～26 事業年度】

- ・ 法務研究科においては、適切な授業を実施していくだけの学生数を安定して確保することが困難と判断し、平成 27 年度から学生募集を停止した。また、法務研究科の見直しを検討する中で、法務研究科が有する教育・研究資産を有効に活用し山陰地域における法実務教育を行うために平成 26 年 2 月に山陰法実務教育研究センターを設置した。
- ・ 教育学研究科は、教育実践開発専攻（教職大学院）及び臨床心理学専攻を、医学系研究科は、看護学専攻博士後期課程をそれぞれ平成 28 年 4 月から新たに設置することが認可された。

【平成 27 事業年度】

- ・ 平成 27 年度には、成熟社会のニーズや地域のニーズに応えるため、法文学部、教育学部の入学定員をそれぞれ 40 名削減するとともに、新たな学部を設置に向けた検討を行い、平成 29 年度に、心理、福祉社会及び健康科学を基にした人間科学部（入学定員 80 名）を設置することを決定し、設置計画書を提出した。

○COC 及び COC+事業

【平成 25～26 事業年度】

- ・ COC 事業を核に地域との連携を深め、全学を挙げ地域を志向する教育・研究を進めることで地（知）の拠点としての機能を強化した。研究面では、プロジェクトセンターの研究を原動力に地域課題解決型研究を推進した。同センターでは、先進的な研究を行いつつ地域との連携を図り、連携自治体とワーキンググループを組織するなど、変化する地域のニーズを把握する体制を整えている。同センターの研究成果は、教育面において特別副専攻プログラム「ジオパーク学プログラム」や「Ruby-OSS 履修プログラム」により地域貢献人材の育成へ還元した。
- ・ 地域協創型人材の育成に資するための地域課題解決型教育を推進するとともに、自治体と連携し地域課題の解決に貢献することを目的として「地域課題学習支援センター」を設置し、地域志向型教育のマネジメントとその推進を図り、地域のニーズ把握や本学の知的資源の地域還元を進めてきた。
- ・ 平成 26 年度には、本学で実施する地域志向科目の講義やプロジェクトセン

ターによる地域課題解決型研究の成果還元を図るためのシンポジウム等を収録・Web 配信する地域学習支援 IT システムを導入し、地域に関する知的資源の集積と共有を図った。

【平成 27 事業年度】

- ・ 新たに設置した地域未来戦略センターが中心となって 12 月に開催した COC+ 事業キックオフイベント及び地域のステークホルダーが相互にニーズ・シーズを交換・交流する「しまね大交流会」は、他の大学に先駆けて実施したユニークな試みであり、計 238 のブース出展並びに 1,000 人を超える来場者があった。
- ・ 平成 26 年度に導入した地域学習支援 IT システムに、大学の資源と地域課題をワンストップで繋ぐ機能を備え利用を開始した。また、同システムを活用し、連携自治体と協働で Web 配信コンテンツの充実を図るための「しまだい知のシーズ配信プロジェクト」を立ち上げ、合計 83 本のコンテンツを配信している。

○ガバナンス機能の強化

【平成 25～26 事業年度】

- ・ 大学のガバナンスの充実・強化を図り、各センター及び学内共同教育研究施設の運営強化のため、全学のセンター等について、センターの専任教員や学部教員が各センター等の長を兼ねていた体制から、各センター等の役割に応じて 4 つの機構の下に再編し、理事を機構長とする体制へと改編した。併せて、センター毎に配分していた予算を機構毎に配分し、機構内で戦略的に予算執行が可能となるよう変更した。

【平成 27 事業年度】

- ・ 大学のガバナンス強化を目的に、部局長の選考にあたって、必要に応じて学長が学部等から選出された部局長候補者の面接を行ったうえで任命することとし、平成 27 年度は 3 名の学部長候補者の面接を行い部局長として選考した。
- ・ 本学における各学部、研究科の活動状況を明らかにし、組織の活性化を促すとともに大学の教育研究活動の向上に役立てることを目的に、平成 28 年度より学部・研究科ごとに前 1 年間に対する部局評価を実施することを決定した。

○業績連動型年俸制の導入

【平成 25～26 事業年度】

- ・ 国際化、イノベーション及び社会のニーズに対応した教育・研究を推進するため、人事・給与システムの弾力化を図り、プロジェクトセンターのリーダー・サブリーダー等のうち同意を得た者及びプロジェクトセンターの若手・外国人数教員枠について、平成 26 年度から業績連動型年俸制を導入することを決定し、11 名に適用させた。また、業績連動型年俸制の適用者に対する教員個人評価の

仕組みを新たに構築した。

【平成 27 事業年度】

- ・ 平成 26 年度に業績連動型年俸制適用職員となった 11 名に対し、新たに構築した教員個人評価を実施し、評価結果に基づいた業績年俸を支給した。また、業績連動型年俸制に新たに 3 名を追加し、合計 14 名の適用となった。

○10 億円規模のベンチャーファンド

【平成 25～26 事業年度】

- ・ 平成 26 年度に山陰地域の銀行である山陰合同銀行、REVIC キャピタル及びごうぎんキャピタルの出資による 10 億円規模の島根大学発ベンチャー企業ファンドが設立され、本学の研究シーズを活用した起業・事業化に向けた環境整備を進めるとともに、山陰合同銀行との間で、出資者である銀行から教員や学生が経営指導等の支援を受ける協定を締結した。

【平成 27 事業年度】

- ・ 出資第一号として、基礎・臨床研究用高純度ヒト間葉系幹細胞を製造販売する株式会社「PuREC」が設立された。間葉系幹細胞は、細胞採取に伴う倫理的問題が少なく、骨・軟骨・脂肪などへの多様な分化能を持つことから、難治性疾患への治療に広く応用されつつある。本学で開発した通常の間葉系幹細胞と比べて約 1000 倍の薬効性（増殖能と分化能）を持つ高純度な間葉系幹細胞の分離法技術によって、より治療効果の高い再生医療の早期実現を目指す。

また、出資第二号として、中海の水質汚染の一因となる海藻「オゴノリ」の肥料化並びにその肥効特性に関する本学の研究シーズに基づき、中海の水質改善に役立つとともに化学肥料の代替となる新たな肥料開発に取り組む株式会社「なかうみ海藻のめぐみ」が設立された。

○ 項目別の状況

I 業務運営・財務内容等の状況

(1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標

① 組織運営の改善及び事務等の効率化・合理化に関する目標

中期目標	① 学長のリーダーシップのもと、機能的な業務運営を推進する。 ② 構成員が互いの人権を尊重し、その個性と能力が十分発揮できる環境を整備する。 ③ 社会的ニーズの変化等に対応するため、必要に応じて教育研究組織を、柔軟かつ機動的に編成するための見直しを行う。 ④ 事務処理の簡素化・迅速化を図るとともに、随時事務組織の見直しを行う。
------	---

中期計画	平成 27 年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト	
		中期	年度		中期	年度
【1】 学長補佐体制を充実し、戦略的な組織運営を強化するとともに、運営組織を機動的・効率的なものにする。		IV		（平成 22～26 年度の実施状況概略） 【1】 ・学長のリーダーシップのもと、戦略的な大学運営を行うために、平成 23 年度に広報担当の学長特別補佐、さらに平成 24 年度に新たに大学改革担当の学長特別補佐の他 5 名を配置した。 ・総務部長が監査室長を兼務していた体制を見直し、監査室長（課長相当職）を専任で配置した。 ・学生及び大学教育に関心のある市民の考えや要望等を日常的に聞くことができるネットワークを構築し、対話を通して大学改革を図っていくため、平成 25 年度に学長室付学生補佐及び市民補佐を委嘱した。		
	【1-1】 第 3 期中期目標期間に向けて、地域貢献・国際化を重点的に取り組むための学長補佐体制を整備する。	IV		（平成 27 年度の実施状況） 【1-1】 ・第 3 期中期目標期間に向けて、本学が重点的に取り組む必要のある地域貢献と国際化に係る運営組織を機能的・効率的にするために、地域連携・貢献担当副学長、国際交流担当副学長を配置するとともに、医学・医療系の将来計画担当副学長を配置した。 ・学長の意思決定を事務的にサポートし、大学改革を戦略的に推進するため、組織の見直し（新学部設置等）や COC 事業等を所掌する企画・地域連携推進部を設置した。 ・学長のリーダーシップを発揮し、大学執行部と部局間との連携を強化し、大学運営を行うため、学長、理事、副学長、学部長、事務系の部長を委員とする総合戦略会議を置き、大学改革・機能強化を推進した。		

【2】 教員と事務職員等がそれぞれの役割に応じて、大学運営の企画・立案等に一体となって参画する場を拡充する。	【2-1】 センター等で業務系教員と一般職員の業務分担を見直し、教職協働を促進する。	III	(平成 22～26 年度の実施状況概略) 【2】 ・若手・中堅の教職員が一体となって本学に適した SD/FD のあり方を検討する「ゆにすたプロジェクト」を立ち上げ、教職協働の先進大学等のセミナー参加や状況調査を行い、学内報告会において課題の共有や意見交換を行った。 ・「ゆにすたプロジェクト」の活動を通して、今後求められる職員像を定め、組織的な人材育成を展開していくため、複線型のキャリアパスによる「島根大学職員人材育成方針」を作成した。 ・「島根大学職員人材育成方針」に基づき、平成 24 年度に <u>高度専門職及び専門職を設置</u>した。	
【3】 研究活動の活性化を図るため、人事・給与システムの弾力化に取り組む。特に適切な業績評価体制の構築を前提に、退職金に係る運営費交付金の積算対象となる教員について業績連動型年俸制を年俸制導入等に関する計画に基づき促進する。	【3-1】 平成 26 年度に導入した業績連動型年俸制について、適切な業績評価体制のもと評価を実施する。	III	(平成 22～26 年度の実施状況概略) 【3】 ・研究活動の活性化を図るため、適切な業績評価体制の構築を前提に、年俸制導入等に関する計画に基づき、<u>退職金に係る運営費交付金の積算対象となる教員について業績連動型年俸制を平成 26 年 4 月 1 日から 11 名に導入</u>した。 (平成 27 年度の実施状況) 【3-1】 ・「国立大学法人島根大学年俸制適用職員評価会議細則」を制定し、常任の理事及び年俸制適用職員が所属する学部の研究戦略会議委員で組織する「年俸制適用職員評価会議」を設置し、業績評価要項及び評価の取りまとめ方法を定め	

			た。 ・「年俸制適用職員評価会議」において、<u>年度報告書、プロジェクトセンター活動計画書・報告書、平成 26 年度成果報告会のポスター等を参考に年俸制適用職員 11 名に係る業績評価を実施し、教員個人評価も踏まえ学長が総合評価を行い、評価結果に基づいた業績年俸を支給</u>した。	
	【3-2】 業績連動型年俸制を適用した若手・外国人研究者について、学内外における研究活動の活性化の方策を構築する。	III	(平成 27 年度の実施状況) 【3-2】 ・「<u>若手教員に対する支援</u>」制度（満 39 歳以下の教員を対象とし、採択者に対して研究経費として 35 万円を配分する制度。）について、<u>支援対象者に年俸制を適用した若手・外国人研究者を含む改正</u>を行い、併せて、<u>採択者のうち研究成果が特に顕著と認める者を表彰する制度を整備</u>した。 ・年俸制を適用した若手・外国人研究者を含む若手教員による学際的、個性的で質の高い研究の創出を支援し、将来を担う優れた <u>若手研究者を育成するため、学術雑誌への論文掲載者へ研究経費を配分する支援制度を整備</u>し、12 名の若手教員に対して支援した。 ・国際交流課に <u>外国人教員支援コンシェルジュ</u>を配置し、英語によるコミュニケーションを必要とする外国人教員に対し、学内の諸手続きを支援する体制を整備し、外国人教員がより研究に専念できる体制を整えた。	
【4】 男女共同参画推進のため全学的に女性支援体制を強化するとともに、仕事と家庭の両立支援のための学内環境を整備する。		IV	(平成 22～26 年度の実施状況概略) 【4】 ・仕事と家庭の両立を支援する制度や手続き等についてパンフレット、ホームページ、メールマガジン等を活用し周知した。 ・出雲キャンパス設置の保育所では、新たに <u>病児・病後児保育、終夜保育、イブニングシッターサービス、学童一時保育等</u>を行い、支援を拡充した。 ・仕事と子育ての両立支援制度の整備・周知、休暇取得の促進等の支援策を講じてきたことにより、職員の子育てを積極的に支援し、仕事と家庭の両立がしやすい職場づくりを進める企業として <u>島根県知事から「しまね子育て応援企業（こっころカンパニー）」の認定</u>を受けた。（平成 23 年度、平成 26 年度更新）また、 ・男性の育児休業や年次休暇取得日数の増加等により <u>「子育てサポート企業」に認定され「くるみん」を取得</u>した。（平成 24 年度、平成 27 年度更新）	
	【4-1】 仕事と家庭の両立（ワーク・ライフ・バランス）を促進するために、女性教職員の支援制度に関する情報提供の強化	III	(平成 27 年度の実施状況) 【4-1】 ・ホームページやメールマガジンに加え、<u>Facebook により情報提供を開始</u>するとともに、<u>学内教職員同士が気軽に口コミで子育ての情報が交換できるよう、「子育てメーリングリスト」の運用を開始</u>した。	

	及び教職員の意識改革等の施策を実施し、女性が働きやすい職場環境を整備する。		・教職員や学生が男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの推進についての提案や要望、意見交換、歓談等を行う場「さぼっとカフェ」をリニューアルし、各回ごとにテーマを設定するなど、より教職員の意見交換を実施しやすくした。 ・長崎大学副学長による部局長向けセミナー「女性研究者獲得のために」を実施するとともに、事務系部長・課長向けに「管理職向けイクボスセミナー」を開催し、ワーク・ライフ・バランスに対する意識改革を促した。	
【5】 ハラスメント防止対策を強化するとともに、迅速・適正な措置を図るための体制を充実させる。		III	(平成 22～26 年度の実施状況概略) 【5】 ・別々の規程に基づき対応していたセクシュアル・ハラスメントとその他のハラスメントの対応について、<u>迅速・適正な措置を図るため、それぞれの規程を「ハラスメントの防止等に関する規程」に統合し、あらゆるハラスメントに係る対応等を一元化</u>した。また、ハラスメントによる被害の拡大や事態の深刻化を未然に防ぎ、問題を迅速に解決するため、<u>必要に応じてハラスメント対策委員会が学長の指示のもと、関係者に対して必要な措置を実施することを規程に明記</u>した。 ・ハラスメント防止対策を強化するため、<u>カウンセラーを中心に相談員を常時 10～13 名配置</u>し、相談しやすい体制とした。相談員会議を適宜開催し、ハラスメント相談への対応方針及び措置等について実際の事案を参考にしながら問題を協議し相談体制の質の向上に努めた。 ・ハラスメント防止・啓発の促進等を図る目的として、<u>ハラスメントに対する本学の基本姿勢や手続き等をわかりやすく解説したガイドラインを全教職員に配布</u>した。また、e-ラーニングシステムを導入し、毎年継続的にハラスメント研修を実施した。	
	【5-1】 就職活動時期の指導教員と学生との軋轢、及びアカデミックハラスメント（教員間、教員と学生）等に対する防止策を強化する。	III	(平成 27 年度の実施状況) 【5-1】 ・メールマガジンにより注意喚起を行ったほか、ハラスメント防止委員会を開催し、<u>特に学生と教員間のアカデミックハラスメント事案について情報を共有し、今後の防止策について、各学部長とも連携して取り組むことを確認</u>した。 ・<u>ハラスメント相談員研修を実施</u>し、具体的な事例についての対応方法等について意見交換を行い、課題を共有した。	
【6】 教育研究組織の定期的な検証を踏まえ、社会的ニーズ等に対応した機能強化を図るための適正な人員配置・予算配分を行う。		IV	(平成 22～26 年度の実施状況概略) 【6】 ・高度化、多様化する社会からの要請、大学院教育の質の向上、学部教育の質の維持・確保の観点から、<u>総合理工学部の学科名称変更、生物資源科学部の 5 学科から 4 学科への学部再編及び総合理工学研究科博士前期・後期課程の 1 専</u>	

			攻への統合を行った。 ・法務研究科について、平成 27 年度からの学生募集の停止を決定するとともに、大学が有する教育・研究資産を有効に活用し、法実務に優れた人材養成の調査研究を行うため、平成 25 年度に <u>山陰法実務教育研究センターを設置</u>した。 ・大学のガバナンスの充実・強化を図り、学内共同教育研究施設などの運営強化のため、<u>学内共同教育研究施設及び各センターを、担当する理事を長とする 4 つの機構の下に置く改編</u>を行った。	
	【6-1】 教育学部、法文学部及び全学の大学院について、社会ニーズを踏まえた検証を行い、機能強化案を検討する。	IV	(平成 27 年度の実施状況) 【6-1】 ・高度な教育実践力を身に付け、理論と実践を往還しながら学び続ける教員を育成するとともに、教育課題の解決に向けて指導的な役割を果たす教員の育成を目的とした <u>教職大学院「教育学研究科教育実践開発専攻」と</u>、高水準で独創的な超高齢看護学を研究し、超高齢看護学の発展に寄与できる教育研究者の育成を目的とした <u>「医学系研究科博士後期課程看護学専攻」</u>の平成 28 年 4 月設置がそれぞれ認められた。 ・ミッションの再定義及び社会的ニーズ等を踏まえ、法文学部及び教育学部の組織及び入学定員の見直しの検討を行い、<u>法文学部は入学定員を 225 名から 185 名に、教育学部は 170 名から 130 名にすることを決定</u>した。 ・<u>成熟社会のニーズや地域のニーズに応えるため、入学定員 80 名の新学部（人間科学部）の設置を平成 29 年度に行うことを決定し、設置計画書を提出</u>した。なお、教員組織については、新学部（人間科学部）のコース編成に合わせて、法文学部、教育学部及び医学部の教員を再配置することとした。	
	【6-2】 社会的ニーズを踏まえ機動的な教育・研究を行うため、各機構の再編を検討する。	III	(平成 27 年度の実施状況) 【6-2】 ・学内共同教育研究施設などの運営強化を図るために設置した機構（教育・学生支援機構、研究機構、国際交流機構及び学術情報機構）の検証、見直しを行い、<u>研究機構及び学術情報機構については、企画・学術研究担当理事が機構長を兼ねていることから、一つの機構にまとめて機動的に運営することを目的に、平成 28 年度から研究・学術情報機構に統合・再編することを決定</u>した。また、学術情報機構に属していた附属図書館については、単独の施設として運営することとした。	
【7】 教育研究組織の再編成等を見据え、これまでの法曹養成教育を見直し、法実務教育を軸とした新たな法学教育を行うための		III	(平成 22～26 年度の実施状況概略) 【7】 ・平成 25 年度に <u>山陰法実務教育研究センターを設置し、社会人学び直し教育・法務人材継続教育の継続教育等の需要調査と教育プログラム開発を行い、現職の社会人を対象として「公共法実務コース」及び「企業法実務コース」を平成</u>	

教育研究組織整備に向けた調査を行う。	【7-1】 新たな法学教育（法実務教育を含む）の教育プログラムを確立する。 【7-2】 山陰法実務教育研究センターにおいて、教育プログラムを検証し、改善を図るため、受講生及び受講生の派遣機関への調査を実施する。		26 年 10 月から開設した。「公共法実務コース」2 名、「企業法実務コース」15 名が受講した。 Ⅲ （平成 27 年度の実施状況） 【7-1】 ・法学教育の全学的展開のための教育プログラムとして平成 28 年度から新たに「地域社会と法Ⅰ」等教養育成科目 7 科目を開講することを決定した。 ・全学の組織見直しの中で、法実務教育研究センターを全学センターとして位置付け、同センターと法文学部法経学科と協同で行う新たな法学教育プログラムの基本骨格を確立した。 Ⅲ （平成 27 年度の実施状況） 【7-2】 ・平成 26 年 10 月に開設した社会人学び直し教育及び法務人材継続教育プログラムについて、受講者及び受講者の派遣元機関に対しアンケート調査とヒアリング調査を行った。調査結果に基づき、各教育プログラムの改善を行った。
【8】 学内 LAN を利用した教職員、学生の諸手続きの電子化や各種事務のシステム化・ペーパーレス化を推進し、業務処理の一層の迅速化と効率化を図る。	【8-1】 統合認証システム導入、学内情報システム更新を踏まえた諸手続きの簡素化や各種事務のシステム化・ペーパーレス化を検討し、一部実施する。	Ⅲ Ⅲ	（平成 22～26 年度の実施状況概略） 【8】 ・会議資料のペーパーレス化について、一部の会議においてパソコンを配置し、資料を画面で閲覧できるようにした。 ・学生の諸手続きのうち、授業料免除の申請書類をホームページからダウンロードできるよう変更するとともに、学生からの授業料免除及び日本学生支援機構奨学金の申請受付を窓口で名簿に記載させる方法から、学内 PC からシステムにより予約できるように変更し、学生の利便性を向上させた。 ・学生証・職員証に建物への入退室管理や附属図書館の利用、身分証としての機能などを集約した IC カードを導入した。さらに、業務用 PC のログインに同 IC カードを利用し、業務のセキュリティの向上と効率化を図った。 ・総合情報処理センターの情報処理機器更新に合わせて 電子メールサービスをクラウド化し、メールソフトを Office365 に変更したことによって、学内外からメールを確認することを可能にし、利便性を向上させた。 ・統合認証システムを導入し、学内で運用している各種システムへの ID を統合することによって利用者の利便性を向上させた。 Ⅲ （平成 27 年度の実施状況） 【8-1】 ・テレビ会議システムを更新し、キャンパス間にまたがる会議の利用状況を検証し、今後の利用拡大に向け検討を行った。 ・ペーパーレス化については、ペーパーレス会議を実施している事務連絡会議の使用状況を検証し、それに対応したペーパーレス会議システムを導入するこ

			とにより、事務の煩雑性が軽減され、操作性についても向上した。なお、役員会等の重要な会議のペーパーレス化の準備を行い、平成 28 年 5 月から稼働予定である。	
【9】 第 1 期における機能的な組織構築と人員再配置を検証し、継続的に事務組織の見直しを行う。		III	(平成 22～26 年度の実施状況概略) 【9】 ・業務の廃止・縮小を含め、事務の効率化・簡素化及びアウトソーシング等の観点から業務の改善に取り組むため、<u>業務改善担当の学長特別補佐の下に業務改善検討チームを立ち上げ、諸手当・共済の認定書類の窓口の一元化などを実施した。</u> ・円滑な業務の遂行等に資するため、<u>各部署の業務内容を大分類、中分類、小分類、細分類の 4 つの区分に体系化し、さらに処理すべき時期や留意点を一覧にした業務構造書等を作成した。</u> ・組織に係る課題等について、業務や組織のあり方を検討し、新設した広報室に対応するため、<u>総務課の事務体制を見直し、広報グループを設置し広報体制を強化した。</u>	
	【9-1】 技術職員を含む一般職員の業務を見直し、効率的な業務運営計画を検討する。	III	(平成 27 年度の実施状況) 【9-1】 ・業務改善 WG において効率的な業務運営について検証した結果、会議運営について改善の余地があったことから、各課・学部の会議の開催状況について調査を行った。その結果について、<u>事務連絡会議及び総合戦略会議において報告するとともに、各課・学部において、会議運営の見直し策を検討した。</u>	
	【9-2】 人件費の削減を踏まえ、優先順をつけた採用方針を確立するとともに、事務組織の見直しを行う。	III	(平成 27 年度の実施状況) 【9-2】 ・<u>職員人件費抑制のための採用方針に基づき、平成 27 年 4 月 1 日に常勤職員を削減（▲20 名）し、代替措置としてパートタイム職員（13 名）を優先順位の高いところから雇用した。</u>それにより、職員人件費を約 3 千万円削減した。 ・大学のガバナンスを強化するために、機能的・効率的に学長を補佐する事務組織として設置した <u>学長室を発展的に解消し、企画・地域連携推進部を設置した。</u>	
			ウェイト総計	

〔ウェイト付けの理由〕

(1) 業務運営の改善及び効率化に関する特記事項

○学長のリーダーシップを発揮する体制の充実

①学長特別補佐体制の見直し・充実

【平成 22～26 事業年度】

- ・ 学長のリーダーシップのもと、戦略的な大学運営を行うために、平成 23 年度に広報担当の学長特別補佐、平成 24 年度には新たに 大学改革担当、大学情報分析企画担当、教育国際化担当、研究戦略担当、IT 推進担当 の 5 名の学長特別補佐を配置した。(計画番号【1】)

【平成 27 事業年度】

- ・ 第 3 期中期目標期間に向けて、本学が重点的に取り組む必要のある地域貢献と国際化に係る組織運営を機能的・効率的にするため、地域連携・貢献担当副学長及び国際交流担当副学長を配置するとともに、学長特別補佐を見直し、新学部設置準備担当、IT 推進担当、男女共同参画担当、ハラスメント対応担当の学長特別補佐を置き、それぞれの課題を検討するための体制を強化した。(計画番号【1-1】)
- ・ 大学のガバナンスの強化を目的に、平成 27 年度から部局長の選考にあたって、必要に応じて学長が学部等から選出された部局長候補者の面接を行ったうえで任命することとし、平成 27 年度は 3 学部の学部長の任命にあたり全ての学部長候補者の面接を行い部局長として選考した。(計画番号【1】)

②学長を補佐する事務体制

【平成 22～26 事業年度】

- ・ 平成 25 年度には、機能的・効率的に学長を補佐する体制を整備するため、「学長室」を設置し、専任の事務職員を 2 名配置した。学長及び理事による会議の運営や、学長から直接指示のあった事項等について連絡・調整等を行うなど、学長のリーダーシップを発揮する体制を整えた。(計画番号【1】【9】)

【平成 27 事業年度】

- ・ 学長の意思決定を事務的にサポートし、組織の機能強化を目的として、学長室を発展的に解消し、大学改革を戦略的に推進するため、組織の見直し（新学部設置等）、企画、計画・評価、地（知）の拠点整備事業（COC 事業）、地（知）の拠点大学による地方創成推進事業（COC+事業）を所掌する企画・地域連携推進部（部長 1 名、課長 1 名、課長補佐 2 名、事務職員 4 名、非常勤職員 4 名）を設置した。(計画番号【1-1】【9-2】)

③幅広い意見聴取を行う環境整備

【平成 22～26 事業年度】

- ・ 学生及び大学教育に関心のある市民の考えや要望等を日常的に聞くことができるネットワークを構築し、対話を通して大学改革を図っていくため、学長直属の学長室付学生補佐 18 名及び市民補佐 8 名を平成 25 年度に委嘱した。学生補佐等に関しては、松江キャンパスの食堂改修のための検討ワーキンググループへの参画があり、動線改善や利用促進を図るための意見等、利用者目線に立った提案等があり、それらを改修計画に反映させるなどの成果があった。(計画番号【1】)

【平成 27 事業年度】

- ・ 学長室付学生補佐・市民補佐体制を見直し、より幅広く学生等からの意見を聴取することとし、学長と学生との意見交換会を計 8 回実施し、68 人と意見交換を行った。意見交換会は、所属学部・研究科別、社会人学生やサークル活動を行う学生等、幅広い対象とした。他学部との交流の機会を増やしてほしいという要望も踏まえ、平成 28 年度に実施する COC 人材育成コース第 1 期生のための COC セミナーでは、学生同士の交流を兼ねたワークショップを行うこととした。(計画【1-1】)
- ・ 第 3 期中期目標期間に向けて大学改革を強力に推進していくため、大学改革の重要性について教職員の共通理解を得ること及び意識改革の一環として、大学改革に関する研修会等を計 5 回開催した。同研修会では、文部科学省高等教育局国立大学戦略室長、大学入試センター理事長、九州大学前総長、鈴鹿医療大学長、岡山大学理事・副学長（大学改革担当）を講師に招き、役員や学部長等の執行部を中心に参加し、組織改革や入試改革への認識を高めた。(計画番号【1】)
- ・ 学長のリーダーシップを発揮し、大学執行部と部局間との連携を強化し、大学運営を行うため、学長、理事、副学長、学部長、事務系の部長を委員とする総合戦略会議を置き、大学改革・機能強化を推進した。(計画番号【1】)

○教職協働の推進

【平成 22～26 事業年度】

- ・ 若手・中堅の教職員が一体となって本学に適した SD/FD のあり方を検討する「ゆにすたプロジェクト」の活動を通して、今後求められる職員像を定め、組織的な人材育成を展開していくため、複線型のキャリアパスによる「島根大学職員人材育成方針」を作成した。「島根大学職員人材育成方針」に基づき、平成 25 年度に財務分析・財務マネジメント担当及び情報企画マネジメント担当の高度専門職並びに学生生活支援担当の専門職を配置した。また、人材育成・研修制度として、平成 25 年 4 月から、新たな外部研修先として島根県との人

事交流を開始した。(計画番号【2】)

【平成 27 事業年度】

- ・ 高大接続・大学入試改革の柱となる育成型入試である「地域貢献人材育成入試」の開発にあたり、入学センターや教育開発センター等の教員と教育・学生支援部及び企画・地域連携推進部の職員が協同して、高校生と大学との接続を図り、地域志向の高い高校生が、地域への思いや将来の生き方などについて、本学の職員と対話しながら自らの考え方を深めていく面談会を、山陰両県8会場において6月～9月の間に計15回実施し、延べ124名の高校生と面談を行った。(計画番号【2-1】)

○業績連動型年俸制の導入による若手・外国人教員の研究活動の活性化

【平成 22～26 事業年度】

- ・ 研究活動の活性化を図るため、適切な業績評価体制の構築を前提に、退職金に係る運営費交付金の積算対象となる教員について、年俸制導入等に関する計画に基づき、平成 26 年 4 月 1 日から 11 名に業績連動型年俸制を導入した。(計画番号【3】)
- ・ 国際化、イノベーション及び社会のニーズに対応した教育・研究を推進するため、部局を超えた特徴的な教育研究プロジェクトを可視化し、研究活動を一層活性化させるために平成 24 年度から設置した プロジェクトセンターのリーダーのもとに若手・外国人教員枠を設け、特任助教として雇用し、順次業績連動型年俸制に切り替えることとし、平成 26 年度末までに業績連動型年俸制を含む年俸制適用者は 18 名となった。(計画番号【3】)

【平成 27 事業年度】

- ・ 日本語でのコミュニケーションが困難な教員のため、学内の手続きについての英語での窓口となり、学内における諸活動の支援を行う 外国人教員支援コンシェルジュを平成 27 年 9 月に 1 名配置し、英語によるコミュニケーションを必要とする外国人教員に対して学内の諸手続きを支援する体制を整備した。半年で 41 件の支援を行うなど、諸手続き等に係る円滑化が図られた。(計画番号【3-2】)
- ・ 業績連動型年俸制について、平成 27 年度に新たに 3 名適用し、業績連動型年俸制を含む年俸制適用者は合計 20 名となった。(計画番号【3-2】)

○ガバナンス強化・機能強化のための教育研究組織の再編

【平成 22～26 事業年度】

- ・ 大学のガバナンスの充実・強化を図り、各センター及び学内共同教育研究施設の運営強化のため、全学のセンター等について、これまでセンターの専任教員や学部教員が各センター等の長を兼ねていた体制から、各センター等の役割

に応じて 4 つの機構（教育・学生支援機構、研究機構、国際交流機構及び学術情報機構）の下に再編したうえで理事を機構長とする体制へと改編した。これに合わせ、これまでセンター毎に配分していた予算を機構毎に配分し、機構内で戦略的に予算執行が可能となるよう変更するなど、学長をはじめとする執行部のガバナンスを効かせた体制とした。(計画番号【6】)

- ・ 平成 25 年度「地（知）の拠点整備事業」（COC 事業）に採択されたことを踏まえ、地域基盤型教育と地域課題解決型研究を推進し、自治体と連携した地域課題解決への貢献を目的としてセンター長 1 名、専任教員 2 名からなる「地域課題学習支援センター」を設置した。(計画番号【6】)
- ・ 法務研究科について、国立大学として初めて平成 27 年度からの学生募集の停止を決定するとともに、法務研究科においてこれまで蓄積した教育・研究資産を有効に活用し、法実務に優れた人材養成の調査研究を行うため、平成 25 年度に「山陰法実務教育研究センター」を設置した。(計画番号【6】)

【平成 27 事業年度】

- ・ ミッションの再定義及び社会的ニーズ等を踏まえ、既存の法文学部及び教育学部の組織の見直しの検討を行い、平成 29 年度から法文学部は入学定員を 225 名から 185 名に、教育学部は 170 名から 130 名とすることを決定した。併せて、学長のリーダーシップにより、大学の機能強化を図り、成熟社会のニーズや地域のニーズに応えるため、両学部で見直した定員を活用し、本学の強みである心理・社会福祉・健康の分野を大きな柱とする新たな学部（人間科学部）を平成 29 年度に設置することを決定し、設置計画書を提出した。(計画番号【6-1】)
- ・ 平成 27 年度「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業」（COC+事業）に採択されたことを踏まえ、COC 事業及び COC+事業の取組を一体的かつ円滑に遂行するとともに、本学における地方創生に係る取組を推進・支援し、地域社会の発展に寄与することを目的として、平成 25 年度に設置した「地域課題学習支援センター」を発展的に解消し、「地域未来戦略センター」を設置した。(計画番号【6-2】)

○働きやすい職場環境の整備

【平成 22～26 年度】

- ・ 仕事と家庭の両立を推進するため、平成 18 年度に設置した男女共同参画推進室を中心に、仕事と家庭の両立を支援する制度や手続き等について、パンフレット、ホームページ、メールマガジン等を活用し、継続的に教職員に周知を行ったほか、平成 23 年度から、教職員や学生、地域住民が参加し、お茶を飲みながら男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの推進についての提案や要望、意見交換、歓談等を行う場「さぼっとカフェ」を毎月 1 回開催した。(計画番号【4】)

- ・ 育児休業を取得した経験のある本学男性職員から寄せられた子育てに関するコラムを収録した 冊子「育児するお父さんへのエール」を作成し、教職員へ配布し、男性が育児休業を取得しやすくなるよう支援を行った。計画番号【4】
- ・ 出雲キャンパスに設置している 院内保育所では、新たに病児・病後児保育、終夜保育、イブニングシッターサービス、学童一時保育等を行い、支援を拡充した。計画番号【4】
- ・ 仕事と子育ての両立支援制度の整備・周知、休暇取得の促進等の支援策を講じてきたことにより、職員の子育てを積極的に支援し、仕事と家庭の両立がしやすい職場づくりを進める企業として島根県知事から「しまね子育て応援企業（こっころカンパニー）」の認定を受けた。（平成 23 年度、平成 26 年度更新）また、男性の育児休業や年次休暇取得日数の増加等により 島根県内で 6 例目となる「子育てサポート企業」に認定され「認定マーク “くるみん”」を取得した。（平成 24 年度、平成 27 年度更新）計画番号【4】

【平成 27 年度】

- ・ ホームページやメールマガジンに加え、Facebook により情報提供を開始するとともに、学内教職員同士が気軽に口コミで子育ての情報が交換できるよう、「子育てメーリングリスト」の運用を開始した。計画番号【4-1】
- ・ 「さぼっとカフェ」をリニューアルし、回ごとにテーマを設定するなど、より教職員の意見交換を実施しやすくし、出雲キャンパスでの開催も含め 11 回開催した。「女性教職員比率の向上～女性を増やすには？」というテーマの回では、学長及び担当理事も出席し、教職員との意見交換を実施した。これらの取組に加え、女性職員の積極的な登用や次世代研究者へのロールモデルの提供等により、第 1 期中期目標期間中における男性の育児休業取得者は 9 名であったが、第 2 期中期目標期間中では、男性の育児休業取得者は延べ 16 名となった。さらに、平成 22 年度に 15.8%だった女性教員比率は、平成 27 年度には 18.2%に増加し、事務系女性職員比率は平成 22 年度の 33.8%から平成 27 年度には 39.8%に増加した。計画番号【4】【4-1】

2. 「共通の観点」に係る取組状況

①戦略的・効果的な資源配分、業務運営の効率化を図っているか。

○学長裁量経費による戦略的な法人運営

- ・ 平成 25 年度の予算編成方針の中で、平成 24 年度までの政策的配分経費、評価（競争的）配分経費及び学長裁量経費を組み替え、本学の戦略を明確にし、重点的に取り組む機動的・弾力的な「戦略的経費」を確保した。
平成 26 年度予算編成方針では、学内資源の再配分を実現する予算とするため、

新たに「戦略的教職員ポスト再配置経費」予算を設け、学長のリーダーシップの下で年俸制等も活用し、本学全体の教育研究の機能強化に必要な教職員ポストの再配置を行い、優秀な人材の採用を推進するために必要な経費を確保した。特に、年俸制の積極的な活用等により、学長の裁量による人員配置は平成 25 年度の 15 名から平成 26 年度に 6 名増加させた。さらに、学長のリーダーシップのもとで施設マネジメントを効率的・効果的に発揮できるように、各セグメントに配分している施設維持管理経費等の一部を戦略的経費に組み入れることで、大学全体での修繕計画を効率的に行える予算とした。

学長の裁量に基づく経費については、平成 25 年度予算では 6.3 億円、平成 26 年度予算で 7.4 億円、平成 27 年度予算では 8.2 億円を確保するなど、経費の充実を図った。

②外部有識者の積極的活用や監査機能の充実が図られているか。

○経営協議会の学外委員からの意見の活用

- ・ 経営協議会において、学外委員の意見を法人運営に積極的に活用するため、平成 24 年度からこれまでの「議題」、「報告事項」に加え「協議事項」を設け、平成 25 年度から平成 27 年度においても本学の事業等に関し外部有識者の意見を積極的に反映できるようにしている。
本学に関する理解の促進と部局の取組に対する意見交換の場として、平成 27 年度から、経営協議会開催前の 1 時間を活用し、輪番で各学部等と経営協議会委員との意見交換会を開催した。意見交換会では、各学部の活動や取組について学外委員から意見が出され、例えば医師の地域偏在への対策などの意見があり、卒後臨床研修センターなどを中心として改善に取り組んだ。
なお、経営協議会委員からの意見については、意見の内容と併せて、意見を受けて取り組んだ事例を一覧にし、ホームページに掲載しており、取組事例の詳細について可能な限りリンク先を併記して公開している。

○監事監査・内部監査における指摘事項の活用

- ・ 平成 25 年度に実施した監事監査において、平成 24 年度末までに改修された学生寮について外部からの進入が容易であること、また、防犯カメラも数台設置しているが、夜間は暗くて人物等の識別ができていないことから、学生の安全確保に努める必要があると意見があった。この意見に対して、防犯の観点から、渡り廊下等の通路から学生の出入りを禁止させる方策及び外部からの侵入者を防ぐ対応策について検討し、平成 26 年 9 月にフェンス設置によるセキュリティ対策及び防犯カメラ増設を行った。
- ・ 平成 27 年度に実施した内部監査において、「個人情報の管理状況、保護体制」において、保有個人情報への不適切なアクセスの監視のため、一定数以上の保

有個人情報ダウンロードされた場合に警告表示がなされる機能の設定や、保有個人情報の漏えい等の防止のために必要な措置について、早急の検討を要するとの意見があった。この意見に対して、一定数以上の保有個人情報がダウンロードされた場合の警告表示機能の設定等について、総合情報処理センターの教育研究用計算機システムにおいて、ID 管理システムのセキュリティ強化機能として、閾値を超えてダウンロードがあった際に警告のメールを送信する機能を平成 28 年 3 月に追加した。また、保有個人情報の漏えい等の防止のため、記録機能を有する機器・媒体の情報システム端末等への接続制限等について、平成 28 年度にパスワードを付して暗号化できる機能を有する媒体のみ大学の PC 等に接続することを許可する等の対策を検討することとした。なお、医学部附属病院では、USB メモリを配付しパスワードで保護する方法を実施している。

○監事機能の充実

- ・ 毎年度、3 か月毎に「学長・監事懇談会」を開催し、監事からの定期監査報告を学長が直接受けるとともに、大学運営についての意見交換を行い、監査機能の充実を図った。
- ・ 平成 27 年度から、常勤監事が法定会議以外の意思決定並びに教育・研究・社会貢献に係る重要な会議及び内部統制システムに係る重要な会議にオブザーバー出席又は議事録及び関係書類の閲覧をすることとし、広く業務全般を監査することができる体制を整備した。

I 業務運営・財務内容等の状況

(2) 財務内容の改善に関する目標

① 外部研究資金、寄付金その他の自己収入の増加に関する目標

中期目標	① 外部からの教育研究資金その他の自己収入を積極的に増やし、財政基盤を強化する。
------	--

中期計画	平成 27 年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	ウェット	
		中期	年度		中期	年度
【10】 外部資金獲得支援チームを中心に、外部資金獲得増のための戦略を強化する。		IV		（平成 22～26 年度の実施状況概略） 【10】 ・外部資金獲得支援チームと研究戦略会議が連携し、<u>科学研究費補助金の申請に関するアドバイザー制度や採択された研究計画調書の閲覧などの取組、個人ベースでのインセンティブ経費の付与制度など構築した。</u> ・外部資金獲得支援チームにより、これまでの外部資金獲得に関する取組の検証を行い、戦略強化を図るために研究戦略担当学長特別補佐をチームに加えた。 ・学内共同教育研究施設及び各センターの <u>機構化によるガバナンス強化により学内研究プロジェクトの活性化</u>を図り、大学改革推進等補助金及び拠点形成費等補助金の獲得増を図った。 ・平成 22 年度～平成 26 年度の期間で、40,143 件、11,261,051 千円の外部資金（島根大学支援基金を除く。）を<u>獲得した。</u>		
	【10-1】 外部資金の増加に取り組むとともに、第 2 期中期目標期間における取組を検証し、新たな支援体制について検討する。	III		（平成 27 年度の実施状況） 【10-1】 ・外部資金の新たな支援体制の検討を行い、平成 18 年度に設置した「外部資金獲得支援チーム」を発展的に解消することとし、<u>科学研究費補助金、受託研究費、受託事業費、共同研究費及び寄附金などの研究資金に関する戦略的な検討を行う組織は、研究担当理事が委員長である「研究戦略会議」において、組織整備やプロジェクト事業等の大学の機能強化につながる戦略的な検討を行う組織として、学長・理事・副学長・学部長で構成される「総合戦略会議」において、より戦略的に取り組む体制とした。</u>		

【11】 支援基金等の学外からの支援を充実させるため、学外者を中心とした支援組織を構築する。	IV	(平成 22～26 年度の実施状況概略) 【11】 ・各学部同窓会と連携し、東京、広島、九州に同窓会地域支部が結成され、新たな支援・協力体制が強化された。 ・大学憲章に基づいた取組のために創設している島根大学支援基金について、古代出雲文化フォーラム支援、エチオピア留学生等の支援など <u>使用目的を限定した、いわゆる「冠基金」を平成 24 年度に導入し、募集することにより、平成 26 年度末までに 6,850 千円（9 件）の寄附を受けた。</u>
		III (平成 27 年度の実施状況) 【11-1】 ・島根大学支援基金に関して、第 2 期中期目標期間における取組を検証し、大半が個人寄附に頼っている現状を踏まえ、今後は企業等からの大口寄附の獲得を目指すこととし、支援体制等については、総合戦略会議において取り組むことを決定した。 ・島根大学支援基金について、平成 27 年度は大口の寄附もあり、32,917 千円（前年度比 25,262 千円増）を受け入れた。 ・これまで卒業生の交流の場としていた「東京同窓生交流会」を発展させ、法文学部、教育学部、総合理工学部、生物資源科学部の 4 学部同窓会を一本化し、「東京同窓会（仮称）」の創立に向けて検討を開始した。
【11-1】 同窓会等との連携により外部からの支援を充実させるとともに、第 2 期中期目標期間における取組を検証し、新たな支援体制について検討する。		ウェイト小計

I 業務運営・財務内容等の状況
(2) 財務内容の改善に関する目標
② 経費の抑制に関する目標

中期目標	① 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成 18 年法律第 47 号)に基づき、平成 18 年度以降の 5 年間ににおいて国家公務員に準じた人件費削減を行う。さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」(平成 18 年 7 月 7 日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成 23 年度まで継続する。 ② 管理的経費の抑制を図り、その結果を教育・研究の実施体制の整備に反映させる。
------	---

中期計画	平成 27 年度計画	進捗状況		判断理由 (計画の実施状況等)	ウェイト	
		中期	年度		中期	年度
【12】 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成 18 年法律第 47 号)に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取組み、平成 18 年度からの 5 年間ににおいて、△ 5 % 以上の人件費削減を行う。さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」(平成 18 年 7 月 7 日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成 23 年度まで継続する。	(平成 23 年度に実施済みのため、平成 27 年度は年度計画なし)	IV		(平成 22～26 年度の実施状況概略) 【12】 ・総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成 17 年度計画予算における「総人件費改革」に係る削減の対象となる人件費総額 11,899 百万円に対して、平成 23 年度決算額は 10,168 百万円であり、1,731 百万円 (14.6%) の削減となった。なお、人事院勧告を踏まえた官民の給与格差に基づく改定分を除いた(削減率を補正した)場合、その削減率は 11.17% となり、中期計画に掲げた数値目標を大幅に上回る削減を行った。		
				(平成 23 年度に実施済みのため、平成 27 年度は年度計画なし)		
【13】 第 1 期中期目標期間において実施した取組み及び今後実施する取組みにおいて、費用対効果の検証を行い、評価結果を経営改善に反映させる。		III		(平成 22～26 年度の実施状況概略) 【13】 ・平成 22 年度を基準とした 契約の見直し及び中国地区 5 大学共同調達による経費削減、複写サービスによる経費削減 及び 旅費支給基準の見直しによる経費削減に取り組み、平成 22 年度～平成 26 年度までに 161,716 千円を削減するとともに、5 大学共同調達の実施、複数年契約の締結により事務手続きの効率化を図った。 ・新たな削減策として、事務手続きの簡素化、効率化、電子化による会議資料の削減など、徹底した業務量の削減に取り組むとともに、学内予算配分の		

			見直しを行うなど、一般管理経費の抑制計画を検討した。	
	【13-1】 維持コストの削減を推進し、管理的経費の抑制を図るとともに、第2期中期目標期間における取組を検証し、新たな削減策・削減幅について検討する。	III	(平成27年度の実施状況) 【13-1】 ・経費節減に関し、全学に及ぶ物品の調達又は業務についてその契約方法を見直し、他機関との共同契約の拡充も含め検討し、平成28年度からトイレットペーパーを対象に、山陰地区の高等教育機関4機関による共同調達に関する協定を締結した。また、複写機の賃貸借・保守契約を複写サービス契約に切り替え、経費の削減を行うとともに、より一層の経費削減の啓発を図るため、複写機の各種機能及び経費削減に係る説明会を松江キャンパス及び出雲キャンパスで開催した。 ・複数年契約による調達物件の縮減に向けた検討を行い、平成27年度契約に向けて策定した「複数年契約に係る年度計画一覧」に基づき、平成28年度から新たに各種システム保守等の契約等の8件を複数年契約へ移行することとした。 ・引き続き、平成22年度を基準とした契約の見直し及び中国地区5大学共同調達による経費削減、複写サービスによる経費削減及び旅費支給基準の見直しによる経費削減に取り組み、44,883千円を削減した。	
【14】 附属病院については、定期的に経営分析を行い、再開発の影響、収益効果等勘案しながら効率的に管理的経費を執行する。		IV	(平成22～26年度の実施状況概略) 【14】 ・効率的な病院運営を図るため、病院経営企画戦略会議において、年度当初に、前年度の診療実績の分析等を基に「経営改善目標値」を設定し、毎月、診療実績の検証と分析による目標管理（項目追加と目標値変更を含む）を行うとともに、国立大学病院長会議データベース管理委員会等から提供される病院資料等の統計、地域医療機関との共有経営指標データ、当院のDPCデータとDPC公表データなどを用いた各種分析結果から、改善事項の検討と実施を行い、病院収入の増収を図った。 ・診療情報管理士を配置した「データセンター」を設置し、DPCデータを利用した分析を行い、DPC患者の適正な入院日数の啓発活動を行った。 ・重症度別看護に区分した病室の効率的な運用を図るため、「入退院管理センター」を設置し、当院独自の入退院管理システムを構築するとともに、ベッドコントロールの強化を図った結果、病床稼働率の向上に繋がった。 ・再開発では、改修工事による休止病床期間中においても、病院収入を最大限に保つための改修計画を収益見込分析等により策定し、改修スケジュールの変更等を行うことで、病院収入の確保に努めた。また、新病棟（C病棟）においては、特殊病室（ICU、NICU、HCU等）、手術室及び個室の増設を行い、	

		医療資源を活用した効率的な入院診療を行った結果、病院収入の増収となった。 ・経費削減の取組として、<u>下水道量を実測し料金を算定するシステムの運用による下水道料金の削減、中四国5大学病院（島根大学、岡山大学、愛媛大学、高知大学、徳島大学）による共同交渉と周辺医療機関及び他大学の実績を加味した契約単価の見直し等による医薬品費の削減、医学部・附属病院コストカットWGによる経費削減の推進及び実行等の取組により経費節減</u>が得られた。 ・経費削減に係る取組により捻出された経費の一部を当院独自の病院医学教育研究助成事業に充当し、研究部門及び研修部門からの病院組織横断的な病院医学に寄与する申請案件について選考・採択し、効率的及び効果的な研究助成費配分を行うとともに、研究助成費の更なる効果的使用を推進するため、実績報告書の提出、学会発表数、論文発表数、資格取得者数などのアウトカム評価に加え、秀逸な研究については、成果報告会を企画開催し、医療従事者のスキルアップ、医療の質向上を図った。	
	【14-1】 病院収入の増収を図るために、診断群分類DPC（Diagnosis Procedure Combination）経営解析に基づいた効率的な病院運営を行う。	IV （平成27年度の実施状況） 【14-1】 ・DPC分科会のデータを用いた島根県内の病院別患者シェア分析結果を診療科ヒアリングにて各診療科に情報提供するとともに、シェア分布からシェア率の低い地域などへのアプローチ方法などの意見交換を行った。 ・DPCによる分析が可能な診療科（20診療科）に対し、分析システム（ヒラソル）を用いたDPC分析を行い、収益率の高い入院日数上限、他病院との医療内容の比較、前年からの変化などのDPC分析結果の情報提供と意見交換を行った。 ・診療分析の他、患者アンケート分析や職員満足度調査分析も加えて、各診療科の効率的な診療を行った結果、<u>診療稼働額は、17,127,616千円となり、前年度と比較して1,246,480千円の増収</u>となった。	
	【14-2】 医療の質向上と病院相互の経営の安定化（増収・経費節減）のために、地域（特に出雲圏域）の公的病院との連携を強化する。	III （平成27年度の実施状況） 【14-2】 ・出雲圏域全体の医療の質向上と病院相互の経営の安定化を図るため、前年度に引き続き、<u>当院と出雲市立総合医療センター双方の病院長及び事務部門担当者による連携会議を3回開催し、地域包括ケアシステムの構築や医療情報ネットワーク（まめネット）を利用した紹介状の取扱い等について意見交換</u>を行った。なお、意見交換の中で、出雲市で増加傾向にある外国人（特にブラジル人）の受診時対応策として、多言語問診システム等の機能や他機関	

			の導入状況を調査の上、今後導入する方向で検討を開始した。 ・大田圏域の中核病院である大田市立病院との連携・協力を推進するための連携会議を平成 27 年 10 月に新たに立ち上げ、医師派遣及び地域連携について意見交換を行った。	
	【14-3】 医療の質向上と管理的経費の抑制を図るために、当院独自に行っている病院医学教育研究助成事業を展開する。	III	(平成 27 年度の実施状況) 【14-3】 ・病院医学教育研究助成を募集し、医療の質向上と管理的経費削減に資する案件を選定し、コ・メディカル部門を対象に病院組織横断的な病院医学に寄与する研究及び研修を中心に、研究部門で 13 件、研修部門で 52 件を採択し、研究助成費を配分した。今年度の <u>アウトカム評価は、学会発表 16 件、論文発表 2 件、資格取得者 31 名</u> であった。 ・管理的経費の抑制を図るために設置したコストカット WG の取組の一環として、10 月にコンサルティング会社の協力のもと、<u>新たなコストマネジメント手法として「LC0（ローコストオペレーション）プロジェクト」を立ち上げ、診療経費削減に取り組み、16,652 千円の削減を達成</u> した。	
			ウェイト小計	

I 業務運営・財務内容等の状況
(2) 財務内容の改善に関する目標
③ 資産の運用管理に関する目標

中期目標	① 資産を効率的に運用する。
------	----------------

中期計画	平成 27 年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト	
		中期	年度		中期	年度
【15】 資金管理方針及び資金運用計画に基づき、流動性、効率性、安全性を確保した資産の運用管理を行う。		III		（平成 22～26 年度の実施状況概略） 【15】 ・資金運用については、資金の安全性、流動性及び効率性を勘案したうえで、 <u>毎年度、資金計画及び資金運用計画を策定し、金融機関における本学単独資金運用、平成 24 年度から実施した中国地区国立大学法人による共同運用及び国債による資金運用を行い、低金利市場の中で適正な運用により、平成 22 年度～平成 26 年度までに、本学単独資金運用による運用益 15,903 千円、中国地区国立大学法人共同資金運用による運用益 5,490 千円及び国債運用による運用益 39,836 千円の合計 61,229 千円の運用益を得た。</u> ・固定資産の管理については、集合宿舍の耐震診断を実施し、老朽化が著しい宿舍 4 棟のうち未入居の 1 棟は速やかに取壊し、入居中の 3 棟は退去後速やかに取壊すことを決定した。また、これまでの建物改修工事等で創出した共用スペースを、新たに必要となった全学組織のスペースとして利用した。		
				（平成 27 年度の実施状況） 【15-1】 ・第 2 期中期目標期間における取組について、前年度に引き続き資金の安全性、流動性及び効率性（収益性）を勘案したうえで、資金管理方針及び資金管理計画を策定し、中国地区国立大学法人による共同運用、金融機関における大口定期預金及び国債による資金運用を行い、 <u>本学単独資金運用による運用益 2,157 千円、中国地区国立大学法人共同資金運用による運用益 2,497 千円及び国債運用による運用益 6,172 千円の合計 10,826 千円の運用益を得た。</u> ・第 2 期中期目標期間における資金運用について、主に効率性と流動性の観点から検証した。本学では、運用の安全性を最優先して預金運用と国債運用を行ってきており、このうち預金運用では、平成 24 年度から開始した中国地		

		区国立大学法人共同資金運用は、その導入の目的である運用の効率化を図ることができ、定着したことで、今後も共同資金運用を活用しつつ、流動性の高い本学での単独資金運用と併用することとした。一方、国債運用については、第1期中期目標期間では、5年運用していたが、効率性を考慮して第2期からは10年運用に切り替えた中で、今般の国内の金利政策の影響を受けた超低金利市場の現状を踏まえ、平成28年度は国債の満期償還分を再投資せずに預金運用に転換することとした。 ・ <u>固定資産の管理については、保有不動産の現状を調査し、見直しが必要な土地等の整理を行った。また、これまでの建物改修工事等で創出した共用スペースを、引き続き新たに必要となった全学組織のスペースとして利用した。</u>		
			ウェイト小計	
			ウェイト総計	

〔ウェイト付けの理由〕

(2) 財務内容の改善に関する特記事項

○外部資金の獲得

【平成 22～26 事業年度】

- 外部資金獲得支援チームと研究戦略会議が連携し、科研費申請・獲得支援セミナーの開催及びセミナーDVD の貸し出し等の他、学内向けサイトにおける競争的研究資金制度や研究助成等の情報提供、科研費審査経験者等がアドバイザーとなり助言を行う科研費申請アドバイザー制度、科研費の採択課題の研究計画調書の閲覧制度、科研費への取組状況に対応したインセンティブ経費配分等、科研費獲得を支援する取組を行った結果、平成 22 年度～平成 26 年度までに、40,143 件、11,261,051 千円の外部資金（島根大学支援基金を除く。）を獲得した。（計画番号【10】）

【平成 27 事業年度】

- これまでの取組を周知徹底し、外部資金獲得に向けて取り組んだところ、平成 27 年度における外部資金獲得件数及び獲得額（島根大学支援基金を除く。）は、8,898 件（前年度 7,847 件）、2,105,963 千円（前年度 2,209,313 千円）を獲得した。その結果、第 1 期中期目標期間の達成指標として設定していた「外部研究資金（一般寄附金、受託研究、共同研究及び科学研究費補助金）」の獲得額の比較において 2,508,287 千円の増（1.39 倍）となった。（計画番号【10】【10-1】）

○支援基金・支援組織等の充実

【平成 22～26 事業年度】

- 各学部同窓会と連携し、東京、広島、九州に同窓会地域支部が結成され、新たな支援・協力体制が強化された。（計画番号【11】）
- 大学憲章に基づいた取組のために創設している島根大学支援基金について、古代出雲文化フォーラム支援、エチオピア留学生等の支援など使用目的を限定した、いわゆる「冠基金」を平成 24 年度に導入し、募集することにより、平成 26 年度末までに 6,850 千円（9 件）の寄附を受けた。島根大学支援基金の獲得に向けては、上記の「冠基金」のほか、各学部同窓会等の支援組織との連携により、古代出雲文化フォーラム、法人化 10 周年記念事業、ホームカミングデー等の行事を開催し、広報活動・募金活動を強化した結果、平成 22 年度から平成 26 年度で 29,696 千円の寄附を受けた。（計画番号【11】）
- 平成 26 年度から、地域住民への生涯学習機会の充実を図り、より一層地域に密着した大学とするために、本学が主催する公開講座・公開授業等の受講や本学施設使用の優遇等を内容とする「市民パスポート会員制度」を設けた。（計画番号【11】）

【平成 27 事業年度】

- 島根大学支援基金に関して、第 2 期中期目標期間における取組を検証し、大半が個人寄附に頼っている現状を踏まえ、今後は企業等からの大口寄附の獲得を目指すこととし、支援体制等については、総合戦略会議において取り組むことを決定した。（計画番号【11-1】）
- 島根大学支援基金の充実に向け、ホームカミングデーや古代出雲文化フォーラムⅣの開催に合わせた支援協力、パスポート会員への支援協力の依頼を行ったところ、平成 27 年度は大口の寄附もあり、32,917 千円（前年度比 25,262 千円増）の支援基金を受け入れ、第 2 期中期目標期間中の受入額が総額 62,613 千円に達した。このうち、いわゆる「冠基金」による受入額は合計 37,950 千円（12 件）で、当期の受入額全体の 60.6%を占めた。その結果、第 1 期中期目標期間中における受入総額 50,890 千円との比較で、11,723 千円の増（1.23 倍）となった。（計画番号【11】【11-1】）

○管理的経費の抑制

【平成 22～26 事業年度】

- 出雲キャンパスにおいて、下水道料金削減に係る取組として、下水道料金の算定方式を従来の上水供給量を基とした算定方式から、下水の排水量実測値による算定方式に変更し、調達コストの縮減を図った。（計画番号【14】）
- 平成 24 年度から中国地区国立大学法人の 5 大学（岡山大学、広島大学、山口大学、鳥取大学、島根大学）により、「中国地区国立大学法人の共同事務に関する協定書」に基づく共同調達を開始し、スケールメリットを活かした経費削減を実施するとともに、入札公告、予定価格の算定、入札執行等の業者選定に係る業務、契約書の締結等の一連の業務の軽減を図った。（計画番号【13】）

【平成 27 事業年度】

- 平成 28 年度からトイレットペーパーを対象に、中国・四国地区では初めてとなる島根大学、鳥取大学、米子工業高等専門学校及び松江工業高専専門学校の 4 機関による共同調達に関する協定を締結するとともに、本学を当番校として、平成 28 年 3 月に 3 年間の複数年契約を締結した。（計画番号【13-1】）

○病院収入の増収

【平成 22～26 事業年度】

- 病院再開発に伴い、新病棟（C 病棟）において、手術室（9 室→10 室）ICU（6 床→14 床）、NICU（3 床→6 床）、HCU16 床（新規）の増設・強化を図るとともに、全国で初めて HCU と一般病室の中間的なケアを行う MCU（Mid Care Unit）病床 32 床を設け、患者の重症度に応じて、きめ細やかな治療を行う体制を整備した。また、プライバシーに配慮した特別室（22 床→248 床）を増設した。

その結果、再開発前の平成 22 年度と比較して入院稼働額の増収を図ることができた。(計画番号【14】)

【平成 27 事業年度】

- ・ 病院経営企画戦略会議において毎月の診療実績を検証するとともに、過去の実績を考慮して医療費率、返戻率及び差定率の見直しを行った結果、稼働額等については、一般病床平均在院日数、病床稼働率、逆紹介率及び手術件数が経営改善目標値を上回り、特に病床稼働率が 87.9%と前年度(84.8%)比 3.1 ポイント上昇した。これらのことから、病院収入額が 16,686,072 千円となり、前年度と比較して 1,340,298 千円の増収となった。(計画番号【14-1】)

○診療経費の削減

【平成 22～26 事業年度】

- ・ 医薬品費削減に係る取組として、中四国地区の 5 大学病院（島根大学、岡山大学、愛媛大学、高知大学、徳島大学）で進める「医薬品購入の共同交渉」事業に参画し、後発医薬品への切り替えや安価な医薬品への切り替えを行い、調達コストの縮減を図った。また、病棟での使用薬品を中心に後発医薬品への切り替えを積極的に行った結果、平成 26 年度の後発医薬品の採用比率（購入額ベース（薬価））は 9.02%となった。(計画番号【14】)

【平成 27 事業年度】

- ・ 経費削減に向けた取組を推進するため、医学部・附属病院コストカット WG の取組の一環として、医薬品等について、医薬品購入の共同交渉や周辺医療機関及び他大学の実績を加味した契約単価の見直し等を行い、医薬品等で前年度比 101,683 千円の削減を行った。また、コンサルティング会社の協力のもと、新たなコストマネジメント手法として「LCO（ローコストオペレーション）プロジェクト」を立ち上げ、診療経費削減に取り組み、前年度比 16,652 千円の削減を達成した。(計画番号【14-3】)

○資産の運用管理

【平成 22～26 事業年度】

- ・ 平成 24 年 4 月から中国地区国立大学法人の 5 大学（岡山大学、広島大学、山口大学、鳥取大学、島根大学）により、「中国地区国立大学法人の共同事務に関する協定書」に基づく資金の共同運用を開始し、資金を一本化することによるスケールメリットを活かして、より有利な利率による運用収入を得ることができた。また、預金金融機関の選定業務などが不要となり、業務の軽減が図ることができた。(計画番号【15】)
- ・ 中長期・短期運用とも利率が下がっていることを踏まえ、国債による運用は

5 年から 10 年に切り替え、短期運用については、運用回数の増及び運用額を増額するなどの改善を図り、より効果的な資金運用を行った。(計画番号【15】)

【平成 27 事業年度】

- ・ 資金の安全性、流動性及び効率性（収益性）を勘案したうえで、資金管理方針及び資金運用計画を策定し、中国地区国立大学法人による共同運用、金融機関における大口定期預金及び国債による資金運用を行い、本学単独資金運用による運用益 2,157 千円、中国地区国立大学法人共同資金運用による運用益 2,497 千円及び国債運用による運用益 6,172 千円の合計 10,826 千円の運用益を得た。(計画番号【15-1】)

2. 「共通の観点」に係る取組状況

①財務内容の改善・充実が図られているか

○適切な資金運用と財源確保の取組

- ・ 資金運用については、資金の安定性、流動性及び効率性を勘案したうえで、毎年度、資金管理方針及び資金運用計画を策定し、その運用益については、学長のリーダーシップの発揮を目的に、学長のビジョンに基づく、本学の機能強化・改革推進への学内資源の再配分の財源の一部として活用している。
- ・ 外部資金獲得支援チームと研究戦略会議と連携した公募型の競争的資金の獲得に向けた取組や財政基盤の強化のための島根大学支援基金の創設・募金活動等により、毎年ほぼ一定した水準で外部資金を確保している。

○財務情報の分析・公開

- ・ 毎年度、財務諸表をもとに、人件費比率や一般管理費比率、外部資金比率等の指標等を、全国立大学の平均値や同規模程度の大学の平均値との比較をグラフ等により分かりやすく作成し、役員会等で報告・確認を行うとともに、翌年度の予算編成の参考としている。また、本学の財務状況を広く国民に説明することを目的として、ホームページ上にも掲載している。

○随意契約の適正化への取組

- ・ 随意契約の適正化を図り不正を防止する観点から、平成 24 年度から入札説明書の中に「島根大学における公的研究費等の不正防止に関する方針等」について明記することとし、取引業者に「島根大学における公的研究費等の不正防止に関する方針等」を盛り込んだ文書を配布するとともに、本学ホームページに掲載し不正防止意識の啓発を図っている。

○ 国立大学法人島根大学物品・役務等契約監視委員会の設置

- ・ 随意契約の適正化の一層の推進について（平成 19 年 11 月 2 日公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議申合せ）及び独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて（平成 21 年 11 月 17 日閣議決定）の趣旨を踏まえ、物品供給契約及び役務等の製造請負契約の内容について学識経験を有する者等からの意見を適切に反映させるため、平成 27 年度に常勤監事及び外部有識者（行政書士、公認会計士）を委員とする審査機関（国立大学法人島根大学物品・役務等契約監視委員会）を設置し、物品供給契約等の内容について審査を行い、その結果を公表した。

31 年度には、繰越欠損金を解消する計画であったが、前倒しで平成 27 年度には、単年度黒字化を達成した。

②継続的・安定的な病院運営のための取組

○経営分析やそれに基づく戦略の策定、実施状況

- ・ DPC データによる必要病床数の分析と患者動向などを考慮し、病床配分を随時行うとともに、病床稼働率変動の検証結果からベッドコントロール方式の変更などを行うことで病床稼働率の向上を図った。

○ 収入増の取組状況

- ・ 新たな施設基準の取得、先進医療の新規承認、外来患者を対象とした土曜日の CT、MRI、入院患者を対象としたリハビリの実施や祝祭日における予定手術の実施など休日における診療提供体制の整備、休診日の見直し、後発医薬品使用率の推進などの機能評価係数Ⅱに関する改善、医療機器等の整備強化、地域における医療従事者（医師）を対象とした人間ドックの実施などにより、病院収入の増加を図った。

○ コスト削減の取組状況

- ・ 中四国地区の 5 大学病院による医薬品の共同交渉と周辺医療機関及び他大学の実績を加味した契約単価を見直し、さらに、後発医薬品への積極的な切り替えを継続し、医薬品費の削減を行った。また、医療材料については、中四国地区国立大学 9 大学病院による医療材料の共同価格交渉を強化するとともに、光熱水料の上昇を抑制し経費の削減を図った。

なお、平成 24 年度から繰越欠損金を計上しているが、主として附属病院の再開発に関するものであり、附属病院で現在取り組んでいる病院セグメントにおける繰越欠損金解消計画に基づき、平成 28 年度に単年度黒字化を図り、平成

I 業務運営・財務内容等の状況
(3) 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標
① 評価の充実に関する目標

中期目標	① 自己点検・評価、第三者評価における評価結果を教育研究の質の向上及び大学運営の改善等に反映させる。
------	--

中期計画	平成 27 年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト	
		中期	年度		中期	年度
【16】 評価結果を業務に反映させるため、継続的な改善システムを充実させる。		III		(平成 22～26 年度の実施状況概略) 【16】 ・年度計画の進捗を適正に評価するため、すべての計画の実施内容を確認できる独自の報告様式を定めた。また、 <u>PDCA サイクルに則して大学を運営するため、年度計画とそれに対する各部局の PDCA を具体的に把握できる様式に改善した。</u> ・年度計画の進捗状況を把握するとともに、優れた取組を推進し遅延している計画等の改善を促すために実施している <u>年度中間のとりまとめ時において、注目される取組状況と併せて課題のある取組状況を示し、具体的に改善を促した。</u> 年度計画の中間とりまとめ時に、部局の進捗状況を具体的な根拠を基に部局が判定する欄を設けることで、学長及び担当理事が部局の状況をより詳細に把握できるようになった。 ・大学のガバナンスを強化するため、年度計画策定プロセスにおいて各部局からのボトムアップの要素も取り入れながら、担当理事が設定した目標に対して各部局が計画を立てるトップダウンの方法に変更した。		
	【16-1】 教学企画 IR 室及び評価室との連携を強化し、PDCA サイクルの評価面においてエビデンスの強化を図る。	III		(平成 27 年度の実施状況) 【16-1】 ・評価室と教学企画 IR 室の室長、専任教員、事務担当者による打合せを開催し、全学 IR 体制を念頭に、それぞれが収集しているデータを互いの活動に利用できないか検討を行った。また、 <u>今年度評価室が中心となり作成した大学機関別認証評価の自己評価書について、教育の質保証委員会において活用するなど、両室の連携強化</u> を図った。 ・PDCA サイクルの評価面におけるエビデンス強化を図るため、 <u>教学企画 IR 室</u>		

		で保有する IR データを各学部へ提供するなど、各学部のエビデンスに基づく 自己点検・評価の支援を行った。		
		ウェイト小計		

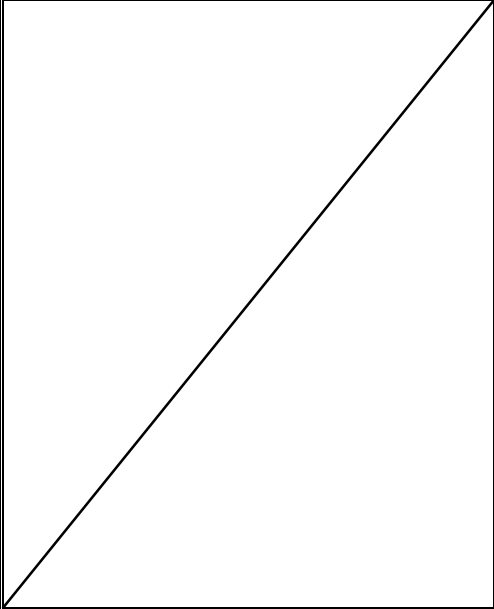
I 業務運営・財務内容等の状況

(3) 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標

② 情報公開や情報発信等の推進に関する目標

中期目標	① 社会の信頼に応える情報を公開するとともに、大学への理解を深める情報を発信する。
------	---

中期計画	平成 27 年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト	
		中期	年度		中期	年度
【17】 広報・公聴活動プランを踏まえ、個々の目的に応じた新たな広報戦略を策定するとともに、広報を改善・充実する。		IV		（平成 22～26 年度の実施状況概略） 【17】 ・平成 23 年度に、広報担当の学長特別補佐及び広報室を設置し、両者が中心となり新たな広報戦略の策定及びニーズに応じた広報活動等を実施した。 ・本学の広報誌「広報 Shimadai」では、大学の特色ある研究紹介や多方面で活躍する卒業生と学長の対談をシリーズ化するなど誌面の充実を図るとともに、島根県下の自治体を通じた各世帯への回覧又は配布、山陰両県の主要駅のパンフレットコーナーへの配置等により、地域に向けた情報発信の強化を行った。 ・平成 24 年度から開催している「古代出雲文化フォーラム」の全国各地での連続開催など、全国に向けた情報発信を行った。 ・ホームページ以外の情報発信として、Facebook や LINE 等の SNS を活用した情報発信を展開し、ホームページへのアクセス数が増加するなどの成果を得た。		
		III		（平成 27 年度の実施状況） 【17-1】 ・平成 26 事業年度に係る業務の実績に係る評価結果において「注目される」と評価された取組内容等を、広報誌「広報 Shimadai」に評価結果と併せて掲載した。 ・自己点検・評価及び第三者評価における評価結果に関して、学外者が閲覧する際の理解促進のために、評価結果を掲載しているホームページの情報を整理するとともに、法人評価や機関別認証評価の概要の説明を加えるなどの改善を行った。		

	【17-2】 島根大学における教育・研究の質保証に関するわかりやすい情報発信を検討し、改善する。		(平成 27 年度の実施状況) 【17-2】 Ⅲ ・ホームページにおけるピックアップインフォメーションの掲載を増やし、最新の大学情報への誘導に努めるとともに、中高生等に向けた LINE を活用した情報発信を強化したところ、ホームページ訪問者数が前年度比 454,026 人増加したほか、LINE 登録者数が 2,826 人（前年度比 1,606 人増）に増加した。 ・利用者の閲覧性の向上のため、これまで複数のページに掲載されていた法定公開情報は 1 サイトにまとめ全て公開するとともに、各学部独自のページに分散されて掲載されていた各学部の 3 ポリシーを 1 か所にまとめて整理して公開するなど、ホームページの改善を実施した。 ・屋外情報表示システムにより、講演会等の案内を含めたキャンパス情報を毎週情報発信しているが、当該屋外情報表示システムの利用を学生・教職員にメール等により協力依頼した結果、稼働実績として 100 コンテンツを掲載した。		
【18】 自己点検・評価、第三者評価の実施内容と結果、それに基づく改善・改革状況を公開する。		Ⅲ	(平成 22～26 年度の実施状況概略) 【18】 ・これまでの 実績報告書や評価結果等を閲覧しやすいよう整理してホームページで公開するとともに、平成 21 年度以降の業務の実績に関する評価結果で「課題がある」または「今後期待されるもの」として記載のあった事項や、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の業務の実績に関する評価の結果についての意見」を付された事項に対して取り組んだ内容について、ホームページに一覧を掲載した。また、各事業年度に係る業務の実績評価で「注目される」以上の評価を受けた取組を、評価結果を掲載しているページに取組内容を掲載しているページのリンクを張ることにより公開した。 ・平成 21 年度に受審した大学機関別認証評価については、評価機関からの評価結果を自己評価報告書とともにホームページに公開した。 ・経営協議会の学外委員からの意見に対する大学運営への活用状況についてより分かりやすく公開するため、ホームページ上に議事録と併せて「経営協議会での意見への本学の取組事例」として一覧で掲載した。		
	【18-1】 大学ポートレートで公表する情報を充実するとともに、島根大学のホームページでも図表を用いた公表を行うなど外部の	Ⅲ	(平成 27 年度の実施状況) 【18-1】 Ⅲ ・大学ポートレートで公表する情報のうち、前年度まで未整備であった箇所等について、情報を整理・更新するなど、大学ポートレートの充実を図った。 ・前年度に引き続き、平成 26 事業年度に係る評価結果を実績報告書と併せて		

	方にも分かりやすい評価情報の発信を行う。		ホームページ上で表形式により整理し公開したほか、 <u>大学における基本情報として、教員の年齢構成や男女比等についてグラフにより公開</u> するなど、学外者に分かりやすい情報発信を行った。		
			ウェイト小計		
			ウェイト総計		

〔ウェイト付けの理由〕

（３）自己点検・評価及び情報提供に関する特記事項

○自己点検・評価体制の充実

【平成 22～26 事業年度】

- ・ 年度計画の進捗を適正に評価するため、平成22年度にすべての計画の実施内容を確認できる独自の報告様式を定め、平成24年度にはPDCAサイクルを具体的に把握できる様式に改善し、各部局の取組の可視化を行った。また、年度計画の着実な実施を促し、遅延している計画等の改善を促すため、平成23年度から年度の中間時点における進捗状況を取りまとめ、注目される取組状況と併せて課題のある取組状況を示し、具体的な改善を促した。様式の設定や記載方法、PDCAサイクルに基づく業務の推進等により、課題の具現化→解決策の実施→取組の強化（課題の解決）というサイクルが実施され、PDCAサイクルの定着が図られた。計画番号【16】

【平成27年度】

- ・ 大学機関別認証評価について、評価室と教学企画IR室、教育開発センター、入学センター、各学部等の代表者で構成する認証評価専門部会を中心に自己評価書を作成し、独立行政法人大学評価・学位授与機構（当時）による評価を受け、「大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。」と認定され、評価結果では、23項目の優れた点が挙げられた。計画番号【16-1】
- ・ これまで実施したPDCAサイクルに基づく業務の推進等により、平成25年度に引き続き、国立大学法人評価委員会による平成26事業年度に係る業務の実績に関する評価結果の業務運営・財務内容等の状況に係る項目別の評定において、同状況について「中期計画の達成に向けて順調に進んでいる」旨の評定を受けた。計画【16-1】

○県内外に向けた広報活動

【平成 22～26 事業年度】

- ・ 地域との相互理解を深める目的で発行している本学の広報誌「広報Shimadai」について、大学の特色ある研究紹介や多方面で活躍する卒業生と学長の対談をシリーズ化するなど誌面の充実を図り、平成21年度では発行回数3回、30,000部であったものを、発行回数4回、160,000部に増やした。「広報shimadai」は、島根県下の自治体へ回覧物として配布し、各公民館等を通じて島根県全域の各世帯で回覧されている。一部の自治体では、約1,650世帯すべてに配布するなど、地域に向けた情報発信を強化した。計画番号【17】
- ・ 本学の幅広い学術研究成果等を発信し、本学の知名度・存在感の向上を図るとともに、島根地域への誘客につなげることを目的として、平成24年度から島

根県や松江市等との共催等により「古代出雲文化フォーラム」を、平成24年度は東京、平成25年度は広島、平成26年度は大阪を会場に開催した。特に、東京で開催した第1回のフォーラムは、本学としては初めて首都圏で開催する全学的なフォーラムであったが、定員780名を大きく上回る約1,300名の申込みがあり、当日は700名を超える来場者があった。アンケートでは8割以上の参加者から「満足」の評価が得られるなど首都圏での知名度の向上につながるとともに、フォーラムの内容を書籍として出版するなど、成果を広く発信した。計画番号【17】

- ・ 広島市で毎年5月に開催されている「ひろしまフラワーフェスティバル」に、平成26年度に島根県の高等教育機関として初めてブースを出展した。会場では、各学部の教育・研究活動のパネル展示と古代出雲文化に関するクイズをメインとして、他に附属農場で収穫・加工したジャム等の販売も行った。開催3日間の運営は主にボランティア学生18名で行い、本学のブースへは約1,800名の来場者があった。広島の本学同窓会組織の共同参加もあったため、幅広い世代との交流を図りつつ大学の情報発信を行った。計画番号【17】

【平成 27 事業年度】

- ・ 平成 26 年度の大阪会場での古代出雲文化フォーラムに引き続き、太宰府のある九州国立博物館との共催により、同所で「古代出雲文化フォーラムⅣ～古代の出雲と九州、そして東アジア～」を開催し、約300名が来場した。
- ・ 県外での知名度・存在感の向上のため、平成26年度に引き続き「ひろしまフラワーフェスティバル」にブースを出展した。古代出雲文化に関するクイズや、初となる広島大学・広島経済大学・広島修道大学の学生と本学学生スタッフによる、4大学スタンプラリーなどの企画を実施し、開催期間中は、約2,200名の来場者があった。計画番号【17-2】

○多様な広報媒体の活用

【平成22～26事業年度】

- ・ 広報活動の強化とグローバル化への対応のため、平成22年度に本学ホームページのリニューアルを行い、日本語の他、英語、中国語、韓国語のサイトを加えた。平成23年度の日経BPコンサルティング「全国大学サイトユーザビリティ調査」においては、前回調査から大幅にスコアを伸ばし、国立大学法人68校中9位との評価を得た。計画番号【17】
- ・ 社会の動向に対応するため、新たな広報媒体として平成24年5月に「島根大学公式Facebook」を立ち上げ、学内外からの情報提供及び情報収集に活用した。平成24年度の投稿記事数は200件、750名に好評価を得て、同年度の「Facebook大学別ファン数ランキング」において国立大学中12位となった。平成25年度には、動画共有サービス（YouTube）を利用した「島根大学チャンネル（しまだいch）」

を設置し、動画による大学紹介を行った。計画番号【17】

・高校生のニーズや動向に対応するため、平成26年度に本学に来学した高校生を対象にアンケート調査を実施し、大学の情報を収集する手段として、インターネット及び広報誌の占める割合が約50%であったことから、新たにSNSであるLINEによる情報発信を開始した。計画番号【17】

【平成27年度】

・高校生等の大学訪問時にSNSでの情報発信について説明し登録を呼びかけるとともに、SNSによる情報発信を活発に行った結果、LINE登録者数が前年度比1,606名増の2,826名に増加するとともに、SNSから本学ホームページへの誘導等により年間のホームページ訪問数が454,026増の1,383,756となった。計画番号【17-2】

2.「共通の観点」に係る取組状況

①中期計画・年度計画の進捗管理、自己点検・評価の着実な取組及びその結果の法人運営への活用が図られているか。

○中期計画・年度計画の進捗状況管理

- ・中期計画・年度計画の進捗管理に関して、自己点検・評価の実施体制の重要性を踏まえ、各事業年度の業務の実績について、自己点検した年度計画の実施状況及び進捗状況を学内で適正に評価するため、教育・研究を含む全ての計画の実施内容を確認できるよう独自の報告様式を定め、自己点検・評価に対応する体制を整えている。
- ・PDCAサイクルに則して大学を運営するため、進捗管理シートについて、年度計画と、それに対する各部局のPDCAを具体的に把握できるような様式に平成24年度から変更し、進捗管理方法を改善している。これに併せて、優れた取組をさらに推進し、遅延している計画等の改善を促すため、各年度の中間時点において進捗状況を取りまとめ、注目される取組状況と併せて課題のある取組状況を示し、改善を促している。

また、各年度の実績報告において法人評価委員会による評価結果で指摘された事項に加え、期待される事項等についても、部局の実施状況を調査し、毎年度フィードバックを行うとともに、一覧を作成してホームページへ掲載した。

②情報公開の促進が図られているか。

○情報発信のための積極的な取組

- ・学校教育法施行規則の一部改正に伴う教育研究活動等の状況の公表に迅速に

対応するため、平成23年度に本学の公式ホームページのリニューアルを行い、施行規則で定める項目に沿って教育情報を公表している。各学部独自のページに分散されて掲載されていた各学部のアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを1か所にまとめて整理して公開するなど、ホームページの改善を行った。

- ・FacebookやYouTube、LINE等の多様な広報媒体を活用し、それぞれの登録者数等を増加させ、ホームページへの誘導促進を行った。
- ・平成27年度に監事監査により「教育職員免許法施行規則第22条の6の規定に基づく『教員の要請の状況についての情報』の公表内容が不十分である」との指摘のあった事項について、施行規則に基づく修正を行うとともに、履修細則の掲載や学位、授業科目などの説明を追加するなど閲覧者への分かりやすさを向上させた。

I 業務運営・財務内容等の状況
(4) その他業務運営に関する重要目標
① 施設設備の整備・活用等に関する目標

中期目標	① 豊かなキャンパスライフを提供するため、中長期的なプランに沿って施設整備・管理を行う。 ② 地域の中核的医療拠点としての附属病院を整備充実させる。
------	---

中期計画	平成 27 年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト	
		中期	年度		中期	年度
【19】 「島根大学（川津・出雲）キャンパスマスタープラン」に沿って施設整備事業を実施するとともに、随時その点検・評価を実施し、施設の有効活用を推進する。		III		（平成 22～26 年度の実施状況概略） 【19】 ・本学の戦略及び国の施策等にマッチさせる目的で <u>キャンパスマスタープランの改訂を平成 24 年度に行った。</u> ・老朽施設の耐震補強を含む機能改善として、松江キャンパスでは「学生寄宿舎改修及び改築」「附属図書館改修」「教養講義室棟 2 号館改修」「本部棟改修」、出雲キャンパスでは「RI・動物実験施設改修」「基礎研究棟改修」「講義棟改修」等を実施した。 ・安全で安心な環境改善を行うため、松江キャンパスでは、構内交通環境の整備（キャンパス中央部への自転車を含む車両の進入制限）として、キャンパス中央部の駐輪場撤去、外周部の駐輪場・道路整備を順次実施し、合わせて交通標識等の整備を行った。出雲キャンパスでは、車両や歩行者の安全な出入りのため、東門及び西門の拡幅整備を行った。 ・災害及び危機管理対策として、松江キャンパスでは「情報システムのバックアップ体制の整備」「可搬式蓄電池の整備」「緊急放送設備の設置」「地震時の避難場所・飲料用井戸設備の設置」、出雲キャンパスでは「自家発電設備の増設」「中央監視設備の改修」「可搬式蓄電池の整備」「防風対策」「防火用水の設置」、隠岐地区では「貯水槽の更新」を行った。 ・既存施設の有効活用を推進するため、平成 22 年度に「施設利用状況調査（机上調査）」を行い、その結果を踏まえ平成 24～26 年度に各部局相互による「スペース活用相互調査（現地調査）」を行った。「スペース活用相互調査」については、①現地調査→②改善計画策定→③改善計画フォローアップを年度毎に実施するサイクルを確立した。		

	【19-1】 引き続き、キャンパスマスタープランに沿った施設整備を行うとともに、改善されたこれまでの施設マネジメント等のシステム改革の取組を検証する。	III	(平成 27 年度の実施状況) 【19-1】 ・キャンパスマスタープランに基づき、平成 27 年度に実施する事業計画を確定し、<u>(塩治) 実習棟改修、(川津) 第一食堂改修、(川津) 構内道路等整備、(塩治) テニスコート改修などの施設整備を実施</u>した。また、平成 28 年度以降の要望事業を学内に照会し、「1. 大学の機能強化等への対応」「2. 教育研究等への効果」「3. サステイナブル・キャンパスの形成等」「4. 安全・安心の確保」「5. 施設マネジメント等に関する取組」を本学の「事業評価システム」により要望内容を精査したうえで「平成 28 年度以降の施設整備事業(案)」を作成した。 ・施設ユーザー満足度調査を実施するとともに、スペース活用相互調査における改善計画のフォローアップを実施し、それらの検証結果等を施設整備委員会において報告した。また、施設整備の成果や効果の検証のための基準等を示す「効果発現シナリオ」に基づき「総合事業評価」を行い、その検証結果を施設整備委員会で報告することにより、課題等の共有を図った。	
【20】 平成 20 年度に開始した附属病院再開発事業により病院の増築、既設病棟の改修及び医療設備を充実させる。		III	(平成 22～26 年度の実施状況概略) 【20】 ・附属病院再開発計画では、新病棟(増築)が平成 23 年 6 月に開院、既存病院改修を工区分けにより行い、平成 25 年 3 月に完成した。 ・病院再開発では、<u>教育に関するエリアをまとめ、スキルアップセンターの設置・学生居室の拡充など教育研究環境の充実を図るとともに、腫瘍センター・無菌病棟・緩和ケア病棟の設置、手術部・集中治療部・救急部などの拡充整備</u>により、病院機能を格段に強化した。また、患者サービスの向上を目指し、病棟各病室の空調の個別化、インターネット環境を整備した。外来棟では、上下階への移動の利便性向上のため、新たにエスカレーターを設置した。	
	【20-1】 平成 24 年度に再開発事業が完了し、平成 25 年度及び平成 26 年度に取り組んだシステム改善を評価し、その評価結果を地域の中核的医療拠点としての運営充実に活用する。	III	(平成 27 年度の実施状況) 【20-1】 ・附属病院再開発事業後の病院機能の向上・改善状況を調査するために、<u>医師、看護師、患者等への施設ユーザー満足度調査(安全性、機能性、快適性、医療体制の向上)</u>を含む「総合事業評価」を実施した。平成 28 年 2 月に公表した判定結果は次のとおり。 (1)「耐震性の不足」「設備配管・外壁・防水等の老朽化」など建物の安全・	

		安心に関する課題は当初の目的どおり改善した。 (2) 特に増築病棟（C 病棟）では免震構造を採用、単独の自家発電機を設置したことで、高い災害対応力を確保した。 (3) 病棟では、快適な療養環境改善・ベッドサイドの教育環境整備のため、1 床あたり 8 m²以上の病床面積の確保、個室率の向上、分散洋式トイレの採用、間仕切家具によるプライバシーの確保などを行い、腫瘍センターの整備、手術部門・ICU・HCU・救急部等の拡充整備などを合わせ、<u>手術件数の増加（4,360 件→ 6,380 件）、一般病床平均在院日数の短縮（18.5 日→14.4 日）、病床稼働率の向上、診療費用請求額の増加（10,596 百万円→15,866 百万円）など経営指標の改善につながった</u>と推察される。 ・災害拠点病院の設置要件について、再開発事業完了後に新たに増設した自家発電機、受水槽の設備を加えて改めて評価を行い、地域の中核的医療拠点として必要な機能を具備していると判定した。	
		ウェイト小計	

I 業務運営・財務内容等の状況
 (4) その他業務運営に関する重要目標
 ②安全管理に関する目標

中期目標	① 学内の安全衛生管理を徹底するとともに、学内構成員の健康と安全を守る環境をさらに整備する。 ② 自然災害や人的災害等に対する安全の確保に努める。 ③ 本学が保有する情報資産を守るために、情報セキュリティレベルを向上させる。
------	--

中期計画	平成 27 年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト	
		中期	年度		中期	年度
【21】 継続的な安全衛生活動を行うとともに、労働安全衛生マネジメントを構築する。		III		(平成 22～26 年度の実施状況概略) 【21】 ・労働安全衛生マネジメントの構築のため、毎年度計画的に衛生管理者及び衛生工学衛生管理者の養成を行い、平成 22～26 年度において、第 1 種衛生管理者 46 名、第 2 種衛生管理者 7 名、衛生工学衛生管理者 6 名が新たに資格を取得し、安全衛生管理体制の強化に努めた。産業医・衛生管理者等による職場巡視において、改善指導事項があった場合は管理部局と協力し速やかに改善を行った。 ・労働安全衛生マネジメントのひとつであるリスクアセスメントの一環として、平成 23 年度には出雲キャンパスで独自の化学物質管理システムを構築し、松江キャンパスにおいても平成 25 年度に検討を行った結果、全学で統一したシステムを導入することとした。平成 26 年度に薬品管理に特化したタスクフォースにより、システムの導入に向けた検討、管理体制を決定し、全学でのシステムの運用要項を策定した。		
	【21-1】 安全衛生活動に取り組むとともに、第 2 期中期目標期間中に見直された労働安全衛生にかかる体制について検証し、組織の体制強化を図る。	III		(平成 27 年度の実施状況) 【21-1】 ・第 1 種衛生管理者 6 名、第 2 種衛生管理者 1 名、衛生工学衛生管理者 1 名を養成し、第 2 期中期目標期間全般では、衛生管理者 60 名（第 1 種 52 名、第 2 種 8 名）、衛生工学衛生管理者 7 名を計画的に養成することができた。また、職場巡視で指摘された改善指導事項に対しては、速やかに対応する体制が定着した。あわせて、教職員に対する安全衛生教育を継続的に実施した。 ・第 2 期中期目標期間中に検討を重ねてきた化学物質の管理方法は、全学で統一したものにするため、「化学物質管理システム」を新規に導入した。平成		

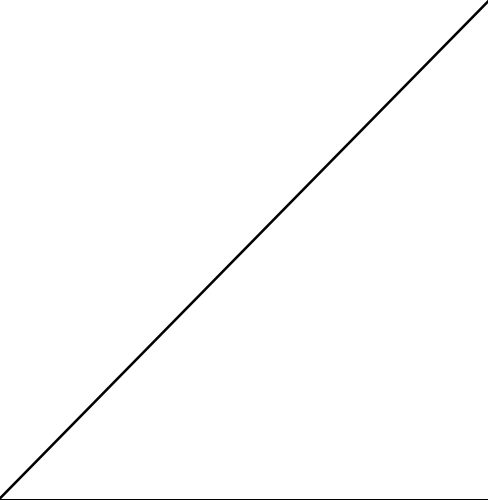
			27年度は同システムを円滑に稼働させるための試行期間とし、紙媒体や他のシステムで管理してきたデータの移行を行った。また、本格稼働を見据えて実施体制を検討した結果、本システムの運用要項に即して一元的に管理を行うためには、本システムを組織的に管理していくことが必要なことから、<u>管理室員及び管理室アドバイザー（本学教員）で構成する「化学物質管理システム管理室」を財務部施設企画課に新設</u>した。	
	【21-2】 生活習慣病管理強化のために、精密検査受診促進の体制整備を図る。	III	（平成27年度の実施状況） 【21-2】 ・精密検査受診対象者に対して受診を促すため、<u>健診結果の送付に併せて、精密検査結果を文書で報告するよう通知</u>したほか、産業医が特に必要と判断した精密検査受診対象者に対して <u>個別に精密検査受診勧奨</u>を行った。	
	【21-3】 メンタルヘルス対策強化のために、学外機関を活用し、相談体制を強化する。	III	（平成27年度の実施状況） 【21-3】 ・保健管理センターを中心に、<u>電話や電子メールを利用した相談体制をとったほか、産業医が必要に応じて外部の医療機関（主治医）に相談し必要な情報を得てケアに努めた。</u> ・ホームページやメールマガジン等で相談窓口利用について一層の周知を図るとともに、<u>外部講師による「学生の“こころの健康”を考える」講演会を教職員向けに実施</u>した。 ・平成28年度から実施するストレスチェックに向けて、<u>学外の専門機関による勉強会や情報収集を行う</u>とともに、関係規則等の整備を行った。	
【22】 法令に基づく消防設備等の点検・管理及び防災訓練を行うとともに、防火・防災体制を改善する。		III	（平成22～26年度の実施状況概略） 【22】 ・防火・防災体制を改善するため、「危機管理体制整備に関する基本的な考え方」及び「国立大学法人危機管理指針」を廃止し、「国立大学法人島根大学における危機管理に関する規則」を平成26年3月に制定した。また、「国立大学法人危機管理基本方針」を廃止し、<u>平時の危機管理のための組織や有事発生時の対応組織等を分かりやすく解説した「危機管理ガイドライン」を策定</u>した。 ・各キャンパス等において、防火・防災訓練等を実施するとともに、<u>防災管理点検（年1回）及び防災設備点検（年2回）を実施し、不備事項があった場合は、該当部局から修繕（改善）状況を提出させるなど、防災体制を整備</u>した。 ・自衛消防組織の指揮者としての知識を向上させるため、自衛消防業務講習を受講させた。 ・保健管理センターでは、平成25年度から災害時の救護に係る業務の強化の	

			ため、教職員に対して日本赤十字社「救急員」の養成講座を受講するよう案内し、受講させている。	
	【22-1】 引き続き、自然災害や人的災害等に対する安全の確保に努め、第2期中期目標期間に実施した防火・防災訓練の検証結果を取りまとめ、危機管理に関する規則及び危機管理ガイドラインに基づいて見直しを行ったマニュアル等の検証を行う。	III	(平成27年度の実施状況) 【22-1】 ・防火・防災訓練の実施後に検証会を開催し、「災害対応マニュアル」に盛り込まれている項目のうち、災害発生建物の選択、自衛消防組織の各班からの情報受理の対応方法、訓練への学生・教員の多数参加型への検討、開催の時期の見直し、災害対策本部の訓練実施等について <u>訓練参加者からの意見を聴取し、改善の要望のあった事項を次回以降の訓練に反映することとした。</u> ・国立大学法人島根大学における危機管理に関する規則及び危機管理ガイドラインに基づき「災害対応マニュアル」について災害対策本部等の設置基準、災害対策本部等の組織、災害発生時の連絡体制等の見直しを行った結果、各部局において作成している自然事象の災害及び火災にかかる「個別の対応マニュアル」も見直しの必要が生じたため、これを改定した。	
	【22-2】 引き続き、消防設備等の法定点検、自主点検及び防火防災訓練を実施するとともに、改善された防火・防災体制を検証する。	III	(平成27年度の実施状況) 【22-2】 ・前年度に引き続き防災管理者の選任届出、消防計画の届出及び自衛消防組織設置の届出、並びに消防計画に基づく防災管理業務・避難施設等の適切な管理を行うための <u>防災管理点検(年1回)及び消防用設備の防災設備点検(年2回)を実施</u>し、不備事項があった場合は、該当部局から修繕(改善)状況を提出させ、災害発生の対応に備えた。 ・各キャンパス等において防火・防災訓練等を実施するとともに、自衛消防組織に必要な指揮者としての知識を向上させるため、<u>自衛消防業務講習を4名に受講</u>させた。 ・防火・防災体制について検証を行い、防災機能を強化するために松江キャンパスの本部棟を改修(平成26年度)する際、通常は特別会議室として使用する部屋を災害発生時には対策本部として機能するよう整備(耐震強化、非常用電源の確保等)するとともに、非常時には物資の搬入等に活用する防災対策施設(防災支援センター)の機能も備えたことで、施設・設備面での機能強化が図られたと判定した。	
【23】 情報セキュリティ対策を充実させるとともに、情報セキュリティ		III	(平成22～26年度の実施状況概略) 【23】 ・本学における情報セキュリティに関する脅威を検証し、<u>必要な対策機器を検討・更新・導入を行うことで情報セキュリティ対策を充実</u>させるとともに、	

ィに関する講習会を毎年開催し 構成員のセキュリティ意識を向 上させる。			<u>情報セキュリティに関する講習会を毎年開催</u> し、構成員の情報セキュリティ に関する意識の向上を図った。 ・ <u>情報システムの更新に併せて統合認証システムを導入</u> し、強固なパスワー ドポリシーに統一することにより、情報セキュリティを向上させた。
	【23-1】 ネットワークシステムの更新で導入した 情報セキュリティシステムの検証を開始 するとともに、情報セキュリティ講習を 実施し、情報セキュリティ対策を強化す る。	Ⅲ (平成 27 年度の実施状況) 【23-1】 ・導入した情報セキュリティシステムの検証を開始し、機器のバージョンアッ プを行うことでマルウェア（ウィルス・ワーム・スパイウェアなど）検出対象 ファイルが増加し、情報セキュリティ対策が向上 した。 ・情報セキュリティ講習（e-ラーニング）用のコンテンツを新たな脅威に対応 するよう見直しを行い、平成 27 年 4 月から教職員及び学生を対象とした情報 セキュリティ講習を開講 した。講習では修了テストを課し、理解度を確認する ことにより構成員のセキュリティ意識の向上を図った。 ・新採用者や転任者、病院関係者、委託業者及び病院実習前の学生を対象に、 情報セキュリティを含む講習を行った。	
		ウェイト小計	

I 業務運営・財務内容等の状況
 (4) その他業務運営に関する重要目標
 ③ 法令遵守に関する目標

中期目標	① 公的研究費の不正使用防止等に努めるとともに、各種関係法令等の遵守を徹底し、適正な大学運営を行う。
------	--

中期計画	平成 27 年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト	
		中期	年度		中期	年度
【24】 関係法令、行動規範及びマニュアルの周知・徹底を行い、研修等を通じて構成員の法令遵守意識を向上させる。		III		(平成 22～26 年度の実施状況概略) 【24】 ・平成 19 年 2 月に文部科学大臣が定めた「研究機関における公的研究費の管理・監査ガイドライン（実施基準）」に基づき、本学における公的研究費等の不正使用防止に関する体制を整備し、不正使用に関する意識調査を実施するなど啓発活動に重点を置き、不正使用防止に取り組んだ。 ・平成 26 年 2 月に上記ガイドラインが改正されたことに伴い、本学における不正使用防止に関する方針及び取組について抜本的な見直しを行い、改正ガイドラインが要請する事項について、新たに「国立大学法人島根大学における公的研究費等の不正使用の防止に関する規則」を策定し、本学における管理体制等の責任体系等を明確化するとともに、 <u>本学ホームページに「国立大学法人島根大学における公正な研究遂行のための基本方針」、「行動規範」及び新たな取組を掲載し、学内外に向けて積極的に情報を発信した。</u>		
		III		(平成 27 年度の実施状況) 【24-1】 ・研究活動における不正行為防止への対応については、平成 27 年度新任教員・新採用職員等研修会及び学部等教授会において、「研究活動における不正行為への対応のガイドライン」についての説明に加え、助成金が採択された場合、機関経理を行う必要がある旨の説明を行った。 ・ <u>全教職員に対して、これまでの本学における研究不正防止に関する取組等を抜本的に見直し、新たに研究不正防止に向けた体制を整備し、ホームページに掲載したことを周知するとともに、研究助成団体等から本学における職務上の教育研究に対する助成金等の供与を受けた場合は寄附の申込みを行い、機関経</u>		

	員に対する徹底した研究倫理教育及びコンプライアンス教育を実施する。		理を必要とすることの周知を行った。 ・全教員に対して「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」（グリーンブック）に基づく「理解度チェックテスト（e-ラーニング）」（和文及び英文、合格点 100 点）を実施したところ、受講率 78.4%（CITI Japan 受講者を含む。）であった。さらに、研究倫理教育の一貫として（独）日本学術振興会から講師を招へいし、研究者や学生を対象とした研究倫理教育講演会を開催し、230 名の参加があった。 ・研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）の改正（平成 26 年 2 月）に伴い、公的研究費等の適正な管理を行うために平成 26 年度に策定した「不正防止計画」に基づき、平成 27 年度に実施した内部監査（換金性の高い指定物品の現物確認）及び「不正防止計画」に基づく、コンプライアンス推進責任者からの平成 27 年度実施状況報告の検証を行い、公的研究費等不正使用防止計画推進室において「不正防止計画」の見直しを行った。 ・構成員に対する意識啓発のため、平成 27 年 7 月 1 日から e-ラーニングによるコンプライアンス教育を実施したところ、99.7%（理解度テスト合格基準点 80/100 点以上の者）の受講率であった。また、新任教職員を対象とした研修会及び職種別（教員、会計事務担当者、一般事務職員）研修会・説明会を合計 15 回実施した。さらに関係法令の遵守、不正使用は行わないなど、構成員に対して誓約書の提出を求め、その提出を競争的資金の申請要件とするとともに、未提出の場合は、競争的資金の管理運営に関わることはできないこととした。		
			ウェイト小計		
			ウェイト総計		

〔ウェイト付けの理由〕

(4) その他の業務運営に関する特記事項等

○施設マネジメントの取組

【平成 22～26 事業年度】

- ・ 建物等施設の適正な維持管理による安全・安心の確保を目的に、事後保全から予防保全への転換を目指し「中長期修繕計画（施設マネジメント計画）」を平成 25 年度に策定し、その財源として本部一元管理による修繕費の予算を措置した。（計画番号【19】）

【平成 27 事業年度】

- ・ 施設整備の成果や効果の検証のための基準等を示す「効果発現シナリオ」に基づき「総合事業評価」を行い、課題等の共有を図った。（計画番号【19-1】）

○キャンパスマスタープランに沿った施設整備

【平成 22～26 事業年度】

- ・ 平成 24 年度には、「学生寄宿舍改修及び改築」を行った。計画の策定過程において、経営協議会での学外委員からの意見を反映し、日本人学生と外国人留学生が混住する方式にするとともに、交流スペースを十分に確保する設計に変更した。また、防犯カメラの設置や電子キーの採用など、安全で快適な生活ができる環境を整備した。（計画番号【19】）
- ・ 平成 26 年度に完了した「本部棟改修」工事では、災害対策を重視し、特別会議室に キャンパス内施設の停電及び火災状況の同時表示を可能とした災害対策本部となる機能を持たせる整備を行った。また、太陽光発電及び自家発電装置を設置し、既に導入していた停電時の非常用電源蓄電池としても利用できる電気自動車と合わせ、災害対策本部機能を 3 日程度維持可能な電源を確保するための整備を行った。（計画番号【19】）

【平成 27 事業年度】

- ・ 第一食堂改修にあたっては、食堂改修の検討ワーキングに学生補佐・市民補佐を参画させたほか、デザイン案を本学で建築を学ぶ学生から募集し、利用者の動線改善や利用促進を図るための提案を採用するなど、利用者目線に立った計画に基づき改修を行った。（計画番号【19-1】）

○情報セキュリティの強化

【平成 22～26 事業年度】

- ・ 本学における情報セキュリティに関する脅威を検証し、必要な対策機器を検討・更新・導入を行うことで情報セキュリティ対策を充実させるとともに、情報セキュリティに関する講習会を毎年開催し、構成員の情報セキュリティに関する意識の向上を図った。（計画番号【23】）

- ・ 情報システムの更新に併せて 統合認証システムを導入することにより利便性を向上するとともに、個々のシステムで異なっていた パスワードポリシーをより強固なものに統一することで、情報セキュリティが向上した。（計画番号【23】）

【平成 27 事業年度】

- ・ 情報セキュリティシステムの検証を開始し、導入時には検出対象となるファイルの種類が Windows の実行ファイルのみであった未知のマルウェア（ウィルス・ワーム・スパイウェアなど）について、機器のバージョンアップを行うことで文書ファイルや Java、Flash、APK などマルウェアを呼び込むファイルまで検出対象となるファイルの種類が増加し、情報セキュリティ対策が向上した。（計画番号【23-1】）

2. 「共通の観点」に係る取組状況

①法令遵守（コンプライアンス）及び危機管理体制が確保されているか。

○法令遵守体制

- ・ 就業規則等の規程を整備し、コンプライアンスの確保に努めるとともに、新任教員や新採用職員に対し研修の中で周知を図った。平成 27 年度には、内部統制システムの整備・推進のための体制及び同体制に基づきモニタリングを行うため、国立大学法人島根大学内部統制システム運用規則を策定した。この規則に基づき、情報セキュリティ体制や法人文書管理体制等、平成 27 年 6 月以降の役員会において毎月 1 テーマずつ内部統制の現状と課題を報告し、必要な改善策の検討を行った。

○危機管理体制

- ・ 防火・防災体制を改善するため、「危機管理体制整備に関する基本的な考え方」及び「国立大学法人危機管理指針」を廃止し、「国立大学法人島根大学における危機管理に関する規則」を平成 26 年 3 月に制定した。また、「国立大学法人危機管理基本方針」を廃止し、平時の危機管理のための組織や有事発生時の対応組織等を分かりやすく解説した「危機管理ガイドライン」を策定するとともに、これらに基づき防災管理点検や防災訓練等を定期的に実施している。

○薬品管理体制

- ・ 化学物質管理について、全学で統一したシステムを導入することを決定し、平成 26 年度から薬品管理に特化したタスクフォースにより、システムの導入に向けた検討、管理体制を決定し、全学でのシステムの運用要項を策定した。化学物質の管理方法は、全学で統一したものにするため、「化学物質管理システム」を新規に導入し、

平成 27 年度は同システムを円滑に稼働させるための試行期間とし、紙媒体や他のシステムで管理してきたデータの移行を行った。また、本格稼働を見据えた実施体制として、管理室員及び管理室アドバイザー（本学教員）で構成する「化学物質管理システム管理室」を設置した。

○研究費の不正使用防止

- ・ 公的研究費等の不正使用防止については、平成 26 年 2 月に「研究機関における公的研究費の管理・監査ガイドライン（実施基準）」が改正されたことに伴い、本学における不正使用防止に関する方針及び取組について抜本的な見直しを行い、改正ガイドラインが要請する責任体系等の体制整備、根拠となる学内規則「国立大学法人島根大学における公的研究費等の不正使用の防止に関する規則」を策定した。
- ・ 従前の意識調査等による啓発活動から e-ラーニングを利用した法令遵守の推進に向けたコンプライアンス教育に移行するとともに、構成員から「誓約書」の提出を求め、コンプライアンス推進責任者による徹底した受講管理を実施した。
- ・ 公的研究費等不正防止計画推進室による内部監査（換金性の高い指定物品の現品確認）等を実施し、その調査結果を基に同室において不正発生要因の分析等を行い、PDCA サイクルによる「不正防止計画」の見直しを行った。
- ・ 「国立大学法人島根大学における公正な研究遂行のための基本方針や行動規範」及び改正ガイドラインの要請を網羅した国立大学法人島根大学における公正な研究遂行のための取組について「不正行為」と「不正使用」に区分し、分かり易く本学ホームページに掲載し、学内外に向けて積極的に情報を発信している。

【平成 22～26 年度】

法令遵守に関する取組

① 公的研究費不正使用防止に向けて取り組んだ事項

- ・ 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）の改正（平成 26 年 2 月）に伴い、公的研究費等の適正な管理を行うため、「国立大学法人島根大学における公的研究費等の不正使用に関する規則」を制定した。
- ・ 公正な研究遂行のための基本方針及び公正な研究遂行のための行動規範を改訂し、公表するとともに、公的研究費等に関する不正防止計画を策定した。
- ・ 組織の責任体制を明確にするため、公的研究費等の管理に係る責任者（最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者）の責任の範囲を規則の中で明らかにした。また、日常的に管理・執行等のモニタリングを行うものとして、各学科等及び事務部門にそれぞれコンプライアンス推進副責任者を指名することとした。
- ・ 公的研究費等の事務処理手続き等に関する学内外からの相談に対応するため、財

務部財務課、医学部会計課及び学術国際部研究協力課に相談担当者を置いた。また、不正使用に関する通報・相談に対応するため、財務部財務課及び監査室に通報・相談担当者を置いた。

- ・ 教員等発注に係る業者選定及び発注業務を適正に執行するために「契約事務マニュアル（教員等用）」を作成するとともに、制度の改正に伴って内容の一部改正を行った。また、旅費、謝金に関する事務処理を円滑に行うため、それぞれ「旅費支給手続マニュアル」、「謝金支給手続マニュアル」を作成した。
- ・ 業者との癒着防止及び相互牽制を図る目的で、本学の規則等を遵守し不正に関与しないこと、内部監査、その他の調査において本学からの要請に協力するなど、一定の取引実績がある業者に対して誓約書の提出を求めた。

② 研究活動における不正行為防止に向けて取り組んだ事項

- ・ 本学ホームページへの「研究活動における不正行為防止」に係る取組の掲載、科学研究費補助金における全学セミナー、説明会においての関係法令等の周知、また、医の倫理委員会による医療倫理教育プログラムの受講義務化の検討により、平成 26 年 1 月から CITI Japan e-ラーニングを導入し、医学系研究に関与する教職員に対する同プログラムの受講を義務付けた。
- ・ 平成 26 年 8 月に策定された新たな「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を受け、従前から定めていた行動規範について、研究不正の防止及び公的研究費の不正使用の防止を盛り込む内容に改訂するとともに、新たに「国立大学法人島根大学における公正な研究遂行のための基本方針」を定めた。併せて、公正な研究の遂行のため、不正行為及び公的研究費等の不正使用防止に関する責任体制（責任の所在・範囲及び権限）を明確化した。

③ 情報セキュリティに係る規則の運用状況や、個人情報の適切な管理を含む情報セキュリティの向上に向けて取り組んだ事項

- ・ 毎年、全学委員会である情報セキュリティ委員会を開催し、情報セキュリティ対策の検討、情報セキュリティに関する講習会の企画及び年度計画を達成するための取組について審議し、実施した。
また、必要に応じて情報セキュリティポリシーの改定を行うとともに、ポリシーに関する啓発活動を行った。

④ 教員等個人宛て寄附金の適切な管理に向けて取り組んだ事項

- ・ 全教職員に対して学長名により「研究助成財団等から本学における職務上の教育研究に対する助成等の供与を受けた場合は、本学の規則により学長に対して寄附の申込みを行い、機関経理を行うことを定めていること及び助成金等の供与を受けた場合又は内定通知があった場合は、必ず部局の事務担当者へ申し出る」旨の通知を

行っている。また、学内のホームページにおいて、財団等からの研究助成に採択された場合は、個人経理することなく学長に対して寄附の申込みを行い大学での経理を必要とする旨を掲載し、周知を図っている。

【平成 27 年度】

法令遵守に関する取組

① 公的研究費不正使用防止に向けて取り組んだ事項

- ・ 新任教職員を対象とした研修会に加え、新たに職種別（教員、会計事務担当者、一般事務職員）説明会を開催するなど、計 15 回の研修会・説明会を開催した。
- ・ 関係法令の遵守、不正使用は行わないなど、構成員に対して誓約書の提出を求め、その提出を競争的資金の申請要件とするとともに、未提出の場合は、競争的資金の管理運営に関わることはできないこととした。
- ・ 公的研究費の不正使用防止を目的に e-ラーニングシステムを構築し、構成員を対象にコンプライアンス教育を実施した。その受講率は 99.7%に達した。
- ・ 換金性の高い機器等の管理の適正化を図るため、該当物品は金額の多寡にかかわらず、全て使用者を明らかにした管理台帳を備え、管理、使用及び処分の状況を把握できるよう改善するとともに、その管理状況の監査（現品の実査）を実施した。
- ・ 特殊な役務の検査の適正化を図るため、データベース、プログラム、デジタルコンテンツの開発・作成及び機器の保守・点検業務においては、第三者による確認を行うため検査補助職員を任命する、また、確認記録票を様式化するなどして、検査の体制及び方法を改善した。
- ・ カラ発注、預け金を防止するための方策として、検収担当部署において検品後の物品にその場で「確認シール」を貼付する方式を採用した。煩雑となった物品の検収業務を迅速、かつ、正確に処理するために専任職員 2 人を配置し検収体制の整備を図った。

② 研究活動における不正行為防止に向けて取り組んだ事項

- ・ 研究倫理管理者から教職員に対して、ガイドラインの策定を受け、本学における研究不正防止に関する取組等を抜本的に見直し、新たな研究不正防止に向けた体制を整備し、「公正な研究遂行のための基本方針」及び「公正な研究遂行のための行動規範」等をホームページに掲載したこと及びその内容を確認する旨を通知した。また、研究倫理管理者から研究倫理教育責任者（部局長）に対して、構成員を対象にした定期的な研究倫理教育の実施を依頼し、併せて、研究倫理教育に関する教材「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－（暫定版）」を紹介した。
- ・ 平成 27 年 9 月には教職員を対象に日本学術振興会から講師を招聘し、研究倫理教育講演会を開催し両キャンパスから 230 名の参加があった。

- ・ 平成 28 年 2 月から全教員に対して「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」（グリーンブック）に基づく「理解度チェックテスト(e-learning)」(和文及び英文、合格点 100 点)を実施し、医学部で実施の CITI JAPAN (e-learning) の履修者を含め受講率は 78.4% (3/31 現在) であった。

③ 情報セキュリティに係る規則の運用状況や、個人情報の適切な管理を含む情報セキュリティの向上に向けて取り組んだ事項

- ・ 監事監査において指摘を受けたポリシーの見直しや情報資産の洗い出しについて、具体的にどのように改善していくか検討した。
- ・ 発生した情報セキュリティに関するインシデントの分析、対応を行ったり、セキュリティを向上するための教育、監査などの活動を行ったりする組織として「CSIRT」の設置について、体制整備の準備を開始した。

④ 教員等個人宛て寄附金の適切な管理に向けて取り組んだ事項

- ・ 平成 26 年度までの取組みを継続するとともに、新任教員・新採用職員研修及び学部等教授会において、研究活動の不正行為への本学の対応説明に併せて、研究助成に採択された場合は、個人経理することなく学長に対して寄附の申込みを行い大学での経理を必要とする旨を説明した。

【第 1 期中期目標期間評価における課題に対する対応】

○7 対 1 看護体制の導入

(課題として指摘された事項)

- ・ 第 1 期中期目標期間評価において、「平成 16 ～ 19 年度の評価結果において評価委員会が課題として指摘した、看護師の確保については、新聞広告等、種々の広報活動を実施しているものの、特定機能病院等に求められている 7 対 1 看護体制を導入していないことから、さらなる取組が求められる。」と指摘を受けた。(対応状況)
- ・ 看護師確保のために 看護師等育成奨学金制度や中国地方の看護養成学校等への定期的な訪問説明会の開催、院内保育所の機能拡充、ワーク・ライフ・バランス支援室での学童一時保育等の実施など病院一丸で取り組み、平成 23 年 10 月から 7 対 1 看護体制に移行した。

○薬品管理の徹底

(課題として指摘された事項)

- ・ 第 1 期中期目標期間評価において、「「PRTR 法（「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善に関する法律」）等の法律に従い化学物質（RI を含む）」

の消費、貯蔵、実験廃棄及び廃棄物処理の安全管理に努め、これらを一元的に管理するシステムを構築する。」（実績報告書 63 頁・中期計画【208】）については、導入に伴う費用対効果、日常の管理・運用業務に与える業務量が多いことや、安全管理体制には支障がないことを勘案して、現状の紙ベースでの管理を継続することとしていることから、一元的に管理するシステムを構築しているとは認められず、また、内部監査においても薬品管理上の不適切な事例が報告されていることから、中期計画を十分には実施していないものと認められる。」と指摘を受けた。

（対応状況）

- ・ 化学物質の適切な管理方法等について学内で検討を重ね、「化学物質管理システム」を新規に導入するとともに、全学でのシステムの運用要項を策定し、平成 27 年度に試行した。また、同システムの実施体制として、管理室員及び管理室アドバイザー（本学教員）で構成する「化学物質管理システム管理室」を設置した。

○継続的な業務推進

（課題として指摘された事項）

- ・ 第 1 期中期目標期間評価において、「中期計画の半数近くの事項に対して平成 21 年度計画が設定されておらず、平成 20 年度までに既に実施済みであるとの自己評価に基づくものであるが、継続的に年度計画を設定することが適切と思われる事項がなお見受けられ、中期目標・中期計画に対応した年度計画を設定し、中期目標達成に至る道筋を社会に広く示しつつ、計画的な業務の推進に努めることが求められる。」と指摘を受けた

（対応状況）

- ・ 第 2 期中期目標期間においては、実施期限を付して策定した人件費削減に関する中期計画（計画番号 14）を除き、全ての中期計画の事項に対して継続的に年度計画を設定しそれぞれ業務を推進した。なお、総人件費改革の実行計画は平成 23 年度に実施済みであるが、本学においては引き続き総人件費の改革を行っており、平成 17 年度計画予算における「総人件費改革」に係る削減の対象となる人件費総額 11,899 百万円に対して、平成 27 年度決算額は 9,951 百万円であり、1,948 百万円（16.4%）を削減した。

【平成 26 年度評価における課題に対する対応】

○国立大学病院管理会計システム（HOMAS）の利用

（課題として指摘された事項）

- ・ 平成 26 年度評価において、「会計検査院から指摘を受けた、国立大学病院管理会計システム（HOMAS）の継続的な利用に至らなかったなどの問題点について十分検討し、導入が予定されている次期システムを効果的かつ継続的に利用するために、次期システムの利用方針等を明確にするなどして、その利用に必要な体制の整備を図

ることが望まれる。」と指摘を受けた

（対応状況）

- ・ 附属病院の経営戦略等を決定する会議等において、HOMAS2 による指標（共通ルール原価計算による大学病院間ベンチマーク指標）を経営管理上の指標の一つとして利用する方針とし、具体的な活用方法は、各種会議への月次報告と DPC 分析に組合せた複数指標による疾病別分析を行うこととし、附属病院の各関係者に周知した。また、HOMAS2 稼働開始となる平成 28 年度当初に、附属病院の経営戦略等を決定する会議等にて、再度、利用方針等について検討し、具体的な活用方法についても診療科長等に周知する予定としている。なお、HOMAS2 稼働後にも、HOMAS2 から出力できるデータを用いた上記以外の活用方法等について、引き続き附属病院の組織全体として検討する予定としている。

Ⅱ 大学の教育研究等の質の向上

(3)その他の目標

④ 附属病院に関する目標

中期目標	① グローバルに活躍する能力を有し、地域医療に貢献できる幅広い医療人を育成する。 ② 島根県の医療の中核として臨床研究を推進するとともに、より安全、安心かつ質の高い医療提供体制を構築する。 ③ ワーク・ライフ・バランスを重視した、働きやすい職場環境の確立と効率的な病院運営を推進する。
------	---

中期計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウエイト
【25】 地域医療教育研修センターを中心に、地域に立脚した魅力ある研修を推進するとともに、医療人研修(WWAMI)プログラムの成果を活用し、海外での地域医療研修も加えて、国際的視点を持つ医療人育成プログラム「島根モデル」を推進する。	Ⅲ	(平成 22～27 年度の実施状況) 【25】 地域医療教育者のキャリア形成と地域医療教育に対するスキルと教育内容のレベルアップを図ることができた医療人研修（WWAMI）プログラムの成果を基盤とし、地域医療教育研修センターを拡充した「地域医療総合教育センター」を中心に、プライマリーケアを含む幅広い診療能力を持つ総合医を育成するためのオール島根での教育指導体制の確立と関連施設、並びに島根県及び地域医療機関等との連携により「<u>一般社団法人しまね地域医療支援センター</u>」を出雲キャンパスのみらい棟内に開設し、地域医療人の育成・支援を推進する体制を整備した。 また、島根の地域性へ理解がより深まるよう、超高齢者社会におけるケアニーズに対応できる総合診療医等の育成コースを開講するとともに、<u>プライマリーケア並びに総合医療を経験できる臨床実習の企画、島根県での研修を基本とし、県外及び海外留学・研修も経験できる総合内科及び家庭医療プログラムも盛り込んだ専門医取得プログラム集</u>などを作成した。<u>医学生へのプログラム集の配布など、これらの取組を積極的に広く周知し、若手医師の参加を促した結果、育成コースには 48 名を受け入れ、地域の病院で総合医として活躍できる医療人育成に大きな弾みとなった。</u> さらに、卒後臨床研修の取組を検証し、質の改善・向上を図るため、第三者評価機関の訪問審査を受審した結果、適正な卒後臨床研修教育病院であること及び地域医療に貢献できる幅広い医療人養成を目指した臨床研修プログラムの構築体制等が評価され、認証を取得した。 これらのことから、国際的な視点を持ちながら島根の地域性を理解し、島根に軸足を置いて地域で活躍できる幅広い能力を有する医療人を育成するための着実な体制整備と拡充、さらには医療人の育成も行っていると判断する。	

【26】 国際貢献できる医療人を育成するため、先進的医療について、特にアジアの諸国との交流を推進・強化し、相互の医療レベルを向上させる。	III	(平成 22～27 年度の実施状況) 【26】 当院では、アジアをはじめとする諸外国との交流の推進に力を入れており、タイやカザフスタンの大学との交流協定の締結や、アジア諸国からそれぞれの国で診断不可能な先天性代謝異常分野の検体検査依頼の受け入れと解析や、自家骨を用いた骨スクリューについて海外大学での論文作成と発表の指導を行うなど、共同研究の推進と相互の医療レベルの向上を図った。 また、アメリカのワシントン大学の総合医による臨床教育の実施や、中国の寧夏医科大学附属医院と手術を共同で施行するなど海外の大学から医師を招聘し、若手医師や若手研究者の育成に取り組んだ。 さらに、<u>カザフスタンのセメイ国立医科大学に出向き手術指導を行うなど、12 か国 18 施設へ医師や研究者の派遣及び学生の研修を行うとともに、タイのタマサート大学の教員が手術支援ロボット（ダ・ヴィンチ）シミュレーターでトレーニングを実施するなど、10 カ国 15 施設からの医師や研究者などを受け入れ、海外との交流を強化した。</u> このような 15 か国 28 施設との交流は、若手医師の育成や共同研究などを通じて相互の医療レベルが向上し、ひいては国際的に活躍できる医療人の育成に繋がったと判断する。	
【27】 附属病院再開発等により、救急体制の強化を含む地域医療連携の推進と、大規模災害時にも十分機能する医療機能を確保するとともに、島根県における最重要基幹病院としての機能強化と先進医療の充実、及び地域を含めた医療安全と個人情報保護を推進する。	IV	(平成 22～27 年度の実施状況) 【27】 附属病院再開発事業に伴う <u>救急部門の施設整備・拡充と専従医師の配置など救急部の診療体制を強化し、また、防災ヘリによる病院間搬送及びドクターヘリによる患者の受入を全診療科で行い、島根県の救急医療に大きく貢献した。平成 24 年度には救命救急センターの指定</u>を受け、初期から 3 次までの救急患者受入の推進と拡充を図った結果、救急患者の受入人数は年々順調に増加し、救命救急センターとしての役割を十分に果たした。 また、「災害拠点病院」、「二次被ばく医療機関」の指定を受け、附属病院 DMAT（災害派遣医療チーム）の増班などの関連組織・設備の強化と災害時にも地域医療機関との連携を円滑に行えるよう、各種訓練に参加するなど大規模災害に備えて十分対応できる体制を整備した。病院職員に対しても、災害対応と被害の軽減のための知識・情報の提供を図るほか、国立大学病院間の災害対策訪問相互チェックを受審し、院内における災害時の体制・設備についても再確認した。 前述の拠点病院などのほか、平成 20 年度に指定された「肝疾患診療連携拠点病院」、「エイズ治療中核拠点病院」に加え、<u>新たに「認知症疾患医療センター」の指定</u>も受け、県内の医療機関や住民を対象とした相談会等を通して最新の情報提供や啓発活動を積極的に展開し、島根県の基幹病院として医療水準の向上に向けて取り組んだ。なお、平成 27 年 9 月には「地域周産期母子医療センター」にも指定されるほか、<u>認知症疾患医療センターについては、平成 27 年 8 月より「地域型」から「基幹型」に移行</u>となり、他の地域型センターと連携し、更なる機能強化を図ることとしている。 従来より指定されている都道府県がん診療連携拠点病院としても地域医療に貢献するた	

		め、がん患者が高度で安心な化学療法を受けられるよう診療体制と環境を整備した。 <u>先進医療については、6 ヶ年の間に新たに 8 件が承認され、高度医療においても、山陰初の脳死下臓器提供による腎移植手術、手術支援ロボット（ダ・ヴィンチ）による泌尿器科、婦人科、外科領域での手術実施、山陰初の本格的な小児心臓手術の開始及び島根県初となる「広汎子宮頸部摘出術」の施術体制を整備し、県内唯一の特定機能病院として高度な医療の提供と患者治療の強化・充実に取り組んだ。</u> また、近隣の病院間において、毎年定期的に感染防止対策に関するカンファレンスや相互チェックを実施し、医療機関相互のレベルアップと連携・強化を図るほか、当院が中心となり、島根県下 54 病院を対象に医療安全及び感染対策に関する実態調査と医療安全文化測定（医療施設の医療安全文化醸成度）を実施し、島根県における医療安全及び感染対策に関する実態並びに医療安全文化醸成度について分析を行った。 さらに、個人情報の適切な管理と取扱いを厳密に行うため、プライバシーマーク更新のための第三者評価機関による訪問審査では適切に個人情報管理がされているとの評価を得た。 これらのことから、島根県の最重要基幹病院として、機能強化に必要な施設・設備を附属病院再開発事業により整備し、救急医療をはじめとする災害医療などの診療体制も更に充実させ、個人情報の保護も重視した安全で安心な質の高い高度医療提供体制を構築したと判断する。	
【28】 疾病予知予防拠点と附属病院腫瘍センターが連携し、「未病」対策も含めた臨床研究を通じて先進的な生活習慣病及びがん診療体制を提供する。	III	（平成 22～27 年度の実施状況） 【28】 疾病予知予防研究拠点を中心として、腫瘍センター及び島根県内の医療機関、行政機関及び民間企業と連携し、<u>島根大学生活習慣病コホート研究を活用し、生活習慣病予防システムの評価</u>を行うとともに、研究で得られたデータの分析に基づく介入研究や市町との共同による地域健康医療 ICT ネットワークの構築、地理情報システムを利用した研究を行い、その研究成果を県内の医療機関や地域住民へ還元することにより、「未病」対策も含めた生活習慣病及びがん予防の地域一体型ネットワークを構築した。また、<u>iPad を活用した認知症スクリーニング検査アプリケーション（CADi）の開発</u>を行い、その妥当性・信頼性を検証し、蓄積された情報を基にして地域住民・医療機関・行政機関が利活用できるシステムを構築した。 <u>がん登録データの収集・解析研究に基づいたがん医療水準均てん化の推進や新規治療薬開発等の研究の推進を行う</u>とともに、がん診療に係る研修会等を開催し、がん対策、がん登録及びがん地域連携クリティカルパスの推進を行い、がん診療の地域連携体制の充実を図った。また、<u>「がんプロフェッショナル養成基盤推進プラン」において、がん専門医及びがん医療認定スタッフの養成を行うことが地域のがん治療水準の向上、がん診療の高度化に寄与した。</u> これらのことから、地域医療の中核として、先進的な臨床研究を通じて「未病」対策も含めた生活習慣病、がん予防及びがん診療の体制を構築したと判断する。	

【29】 全国で唯一「ISO14001」と「働きやすい病院評価」の認証を受けている大学病院として、環境に配慮し、かつ、男女共同参画を推進し、就業形態の改善を目指すとともに、病院経営企画戦略会議を中心に経営分析に基づいた戦略的なプロジェクトを展開する。	III	(平成 22～27 年度の実施状況) 【29】 明るく快適な職場スペース、ゆったりとした休憩室、授乳室も兼ねた女性休憩室 など働きやすい職場環境を整備するとともに、<u>「病児、病後児保育」の利用対象者の拡大、院内保育所の定員の段階的な増員、保育時間の延長、終夜保育日の拡大、保育所利用要件の緩和、「学童一時保育」の新設、育児休業等の取得及び育児短時間勤務の取得の要件緩和、夜勤専従看護師の新設によるフレキシブルな育児支援制度の利用促進</u>を行い、教職員の育児支援及び働きやすい就業形態の充実を図った。そして、これらの育児支援等の取組により働きやすい職場環境が継続して改善されているとして <u>「働きやすい病院評価」認証を更新</u> した。また、職場環境だけでなく、自然環境にも配慮して環境リスクの低減・回避や省エネ省資源に伴うコスト削減効果の管理体制を維持し <u>「ISO14001」認証を更新</u> した。 病院経営企画戦略会議において、毎年、病院診療実績の分析を基に経営改善目標値を設定し、毎月の実績に対する検証・分析を行うとともに、その分析結果に基づき、年度中の目標値の見直しや各種取組を行った。 主な取組として、<u>ベッドコントロール方式の変更、疾病別必要病床数の分析による配分病床の見直し、新たな施設基準の取得、先進医療の新規承認、外来患者を対象とした土曜日のCT、MRI、入院患者を対象とした土曜日のリハビリの実施や祝祭日における定期手術の実施</u>など休日における診療提供体制の整備、休診日の見直し、後発医薬品使用率の推進などの機能評価係数Ⅱに関する改善、診療施設等の設備強化、中四国地区 5 大学による医薬品の共同交渉、価格交渉外部専門業者（ネゴシエータ）が行う交渉手法を取入れた医療材料等の価格交渉を行った。 また、<u>新設した「データセンター」で行った DPC データの分析結果から、在院日数の短縮による収益化の弊害事例とその対応策の検討</u>を行い、<u>国立大学病院長会議データベース管理委員会等から提供される統計、地域医療機関との共有経営指標データなどを用いた各種分析結果から、改善事項の検討と実施</u>を行った。 これらのことから、男女共同参画を推進し、働きやすい職場環境の確保を図るとともに、経営改善目標値に基づいた分析に DPC データ分析と各種データ分析を合わせて、戦略的に取組を行い、病院運営を効率的に推進したと判断する。	
		ウェイト総計	

〔ウェイト付けの理由〕

Ⅱ 大学の教育研究等の質の向上

(3) その他の目標

⑤ 附属学校に関する目標

中期目標	① 幼・小・中一貫教育に関するプログラム開発と教育実践に取り組む等、学校教育改善のための新たな教育・研究活動を推進し、地域社会が求める学校教育改革プランのモデルを提案する。 ② 教育学部及び教育学研究科の教員養成機能の一翼を担い、養成教育に関する理論＝実践融合型の教育・研究活動を推進するとともに、優れた資質と高い教育的実践力を有する学校教員を育成する。
------	---

中期計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト
【30】 「幼・小・中一貫教育」等に関する実践的教育・研究活動を推進し、その成果を学部と附属学校が共同開催する研究発表会において定期的に発表し、地域の教育委員会、公・私立学校教員に公開する。	IV	(平成 22～27 年度の実施状況) 【30】 平成 18 年度から全国に先駆け幼・小・中一貫教育に取り組み、第 2 期中期目標期間中の初期から先行事例として、また、附属各校園及び学部間連携の好例として他の国立大学等の研究で多く取り上げられている。 幼・少・中一貫教育の取組と成果は、定期的に日本教育大学協会研究集会で発表し高い評価を得ているほか、平成 26 年度にはその成果を書籍として出版し、広く公開した。 地域の教育委員会及び公・私立学校教員等に対しては、附属学校園公開研究会を開催し、毎年 400 名前後の参加を得ている。	
【31】 特別支援教育の推進等、新たな教育課題に対応する組織を立ち上げ、地域の学校教育改革を先導する研究開発学校の機能を強化する。	IV	(平成 22～27 年度の実施状況) 【31】 附属学校の特別支援教育を現代的教育課題である通常学級に在籍する子どもの一貫した支援にシフトし、特別な支援を必要とする子どもへの個別的な支援の充実及びこれまでの特別支援教育の知見を活かした通常の学級での学級経営や授業改善の研究のため、平成26年度末で特別支援学級を閉鎖し、平成27年4月に 附属学校園に「学習生活支援研究センター」を設置した。 また、平成 26・27 年度文部科学省の「発達障害の可能性のある児童生徒に対する早期支援研究事業」に採択され、同センターを中心に、児童生徒等の教育の充実のほか、教育学部生の臨床フィールドとしての活用、地域と連携した特別支援教育を実現するための組織を構築した。	

【32】 学部教員と附属学校教員が共同で運営する附属学校部の機能を強化し、地域に開かれた教育研究活動を推進する。	IV	(平成 22～27 年度の実施状況) 【32】 附属学校部主事を中心に教育実習部門、研究部門の学部と附属学校との連携体制の強化を図り、実習部門では実習担当の学部教員、附属学校教員、附属学校部主事（実習担当）による実習部門会議を毎週開催し、実習運営について情報共有が密な体制を整えている。 研究部門では、毎月開催する附属学校全教員による合同職員会議に 20 名前後の学部教員が参加し、学部・附属学校間の共同研究を推進する体制を構築した。<u>その成果は、共同研究論文等の成果発表のほか、小学校での外国語活動の教科化に向けた外国語活動テキスト・教材等の開発（平成 26 年度／文部科学省の英語教育強化地域拠点事業の指定地域雲南市小学校で活用）や文部科学省採択の「実社会との接点を重視した課題解決学習プログラムに係る実践研究」（中学校平成 27 年度）、「発達障害の可能性のある児童生徒への早期支援研究事業」（平成 26 年・27 年度）など確実に成果を上げている。</u>	
【33】 教育学部生を対象とする「四年一貫型教育実習プログラム」を実践するとともに、学部教員と協同して、教育的実践力の向上を目指したプログラム改善に取り組む。	III	(平成 22～27 年度の実施状況) 【33】 第 1 期中期目標期間に引き続き、四年一貫型教育実習プログラムを毎年実施するとともに、実習担当の学部教員、附属学校教員、附属学校部主事（実習担当）による <u>実習部門会議を毎週開催し実習運営について情報共有が密な体制を整え、実習事後アンケートの実施、教育実習検討会議などにより実習内容、運営体制の改善を行った。</u> 平成 23 年度から、学部全体での実習内容の共有を図るため、実習関係の FD 研修会の開催、附属学校合同職員会で実習内容の共有を行ってきたほか、平成 27 年度には <u>教科間連絡会議を立ち上げ、大学での教科指導と附属学校での教科指導の情報共有、各教科間の情報共有を行うシステムを構築した。</u>	
【34】 教育学研究科とともに、「大学院生を対象とする長期インターンシッププログラム」（教育課題解決型教育実習プログラム）を開発し、実施する。	III	(平成 22～27 年度の実施状況) 【34】 <u>大学院生を対象とする長期インターンシッププログラムを実施するとともに、課題研究 I との緻密な連携を行い、大学指導教員と附属指導教員の連携強化を図った。</u> また、大学院実践研究（教育実習）に関するガイダンスを充実させ、教壇実習を義務化しないなど研究タイプの弾力化を進めた。 さらに <u>長期インターンシップの成果を検証するために開催する「学校教育実践研究」の中間報告会及び成果発表会にポスター発表を取り入れるなど、内容と形態の見直し、改善など継続的に行った。</u>	
		ウェイト総計	

〔ウェイト付けの理由〕

Ⅱ 教育研究等の質の向上の状況に関する特記事項

【附属病院】

1. 特記事項

- ① 一般の病院とは異なる大学病院固有の意義・役割を含め、教育研究診療の質向上や個性の伸長、地域連携や社会貢献の強化、運営の活性化等を目指した特色ある取組
- ・ 病院再開発事業にて、機能別重症度別病床配置など患者側視点に立った病院設備の実現と、地元産和紙や調湿炭を内装材に採用するなど、療養環境配慮と快適な職場環境確保を目指した整備を行い、入院患者アンケート（病室の居心地）では 78.0% の患者から満足との評価を得た。
- ・ Ai (Autopsy imaging : 死亡時画像診断) センターを設置し、入院中に死亡した患者さんの死因最終確認として Ai を開始したほか、司法機関から依頼されたご遺体や解剖実習のご献体等も対象とし、年間 500 件余りの Ai を実施した。
- ・ 病院組織横断的な病院医学に寄与する研究助成申請案件について選考採択し、効率的で効果的な研究助成を行うとともに、実施報告書の提出、学会発表数、論文発表数、資格取得数などのアウトカム評価に加え、優秀演題の選出及び報告会を企画開催し、医療の質向上を図った。
- ② 特に、社会的・地域的なニーズや重要かつ喫緊の政策課題等への対応として顕著な取組
- ・ 今まで他県の病院でしか対応できず、患者及び家族の負担が大きかった小児心臓疾患医療に対応するため、小児心臓外科専門医を迎え、小児心臓手術チームを立ち上げ、山陰初となる本格的な小児心臓手術実施医療機関としての体制整備を行い、国内最低体重例と考えられるセリング手術の実施など、地域ニーズへの対応と患者及び患者家族への負担軽減に貢献した。
- ・ 脳死下臓器提供による腎移植手術の実施や毎月 16 日を「臓器移植を考える日」と定めた啓発活動の実施、臓器提供意思表示のお願いなど、腎移植医療の均てん化推進と移植医療の啓発を図った。
- ・ 島根県は不慮の事故による死亡率が高いことから、事故等における救命率の向上と救急医療体制の強化を図るため、全国の大学初となる「外傷外科」「救急外科」「外科的集中治療」の 3 領域を統合した「Acute Care Surgery 講座」を設置するとともに、外傷救急教育及び全県を対象とした高度外傷に対応するため高度外傷センター設置の準備を開始した。

③ 大学病院に関連する制度改正等の動向やその影響、或いは各々の地域に

おける大学病院の位置づけや期待される役割など、病院の置かれている状況や条件等を踏まえた、運営や教育研究診療活動を円滑に進めるための様々な工夫や努力の状況

- ・ 県民に先進医療を提供するため、新たに 8 件の先進医療の承認を受けるとともに、広報活動の強化も行い、地域における先進医療提供体制を強化した。
- ・ 手術支援ロボット（ダ・ヴィンチ）を用い、前立腺悪性腫瘍手術のほか、保険適用外である腎癌に対する腎部分切除術、膀胱癌に対する根治的膀胱全摘除術・尿路変更術、子宮全摘術、胃癌に対する幽門側胃切除術などを実施し、高度医療の推進を行った。

④ その他、大学病院を取り巻く諸事情（当該大学固有の問題）への対応状況等

- ・ 患者数動向や地域別患者シェアの分析と、医療機関・住民への広報活動強化などを行い、今期最終年度の病床稼働率が 87.9%（対平成 21 年度比 7.9% の増）、新入院患者数が 12,834 人（対平成 21 年度比 2,989 人の増）となり、年間診療稼働額も 171 億円（対平成 21 年度比 56 億円の増）となった。
- ・ 病児病後児保育の利用対象者を本学職員以外（学生、本学委託業者従業者、市内在住または市内の保育所、幼稚園、小学校在籍）の子へ拡大、病院内保育所改修と定員増員、保育時間延長、終夜保育回数の増加、学童一時保育の保育時間拡大など、労働環境改善と地域的ニーズへの対応を行った。

2. 評価の共通観点に係る取組状況

（1）質の高い医療人育成や臨床研究の推進【教育・研究面の観点】

○教育や臨床研究推進のための組織体制の整備

- ・ 寄附講座である「地域医療支援学講座」及び「総合医療学講座」の開講、総合医療学講座サテライトセンター「大田総合医育成センター」の開設、地域医療教育・卒後臨床研修・総合医育成・生涯教育研修・スキルズラボの 5 部門を取り込んだ「地域医療総合教育センター」の設置、一般社団法人しまね地域医療支援センターの設置など、質の高い医療人を育成するための組織体制を整備した。
- ・ 若手医師の県内定着促進とキャリア形成支援充実のため、「みらい棟」を建設するとともに、同棟内に卒後臨床研修センターと一般社団法人しまね地域医療支援センター事務局を設置し、地域医療人の育成・支援体制を強化した。
- ・ 医学部地域枠推薦学生等と各地域病院の医師、行政担当などが医療交流の場として活用する「地域医療交流サロン」を開設した。
- ・ 治験管理部門、臨床研究部門、事務（支援）部門の 3 つの部門で構成される臨床研究センターを設置するとともに専任の准教授及び助教を配置し、治験及

び臨床研究等を適正かつ円滑に実施できる組織体制を整備した。

○教育や研究の質を向上するための取組

- ・ 大学病院連携型高度医療人養成推進事業「山陰と阪神を結ぶ医療人育成プログラム」及び「都会と地方の協調連携による高度医療人養成プログラム」にて高度な臨床研修環境を整え、プログラム数 128 コース、登録者数 152 名まで増加した。また、大学間等交流研修者数も 51 名となった。
- ・ 未来医療研究人材養成拠点形成事業「地方と都会の大学連携ライフイノベーション」では、地域包括ケアシステムの構築と総合診療医等の育成に関する人材養成プログラム等を選択履修する 4 コースを開設し、登録者数は 48 名となった。また、臨床研究ワークショップや知識・スキル習得セミナー等の開催、トゥワイライトセミナーやオンサイトトレーニングなども実施した。
- ・ 初期臨床研修プログラムにおける地域医療機関とのたすきがけプログラムや地域医療機関での研修機会を取り入れたプログラムを企画運営した。また、臨床研修病院及び臨床研修協力病院が一同に会し、初期・後期臨床研修の各プログラムの説明や、医学生、研修医及び指導医等が情報交換を行える「しまね研修ナビ」を開催するとともに、若手医師育成・定着に向けたセミナーやガイダンスの開催、全国の医学生に呼びかけた「地域医療実習（春季・夏季）」の開催など、地域医療のニーズに沿った若手医師育成対策を行った。
- ・ 海外研修の実施や、海外からの指導者招聘による臨床教育と、研修の実施、1 ヶ月間海外での臨床実習が可能となる仕組みの導入と実施を行った。また、海外教育機関と、研修機会の提供、研修会、共同手術や手術指導、国際シンポジウムの開催などを行い、共同研究の推進と相互の医療の向上、学生及び若手医師の教育に取り組んだ。
- ・ しまね地域医療支援センターと共同で、基本領域及びサブスペシャリティーの専門医取得事例集を作成し、医学生や医学生の保護者及び関係者等へ配布し、約 93% の学生から「分かりやすい」との好評を得た。
- ・ 学生、研修医、医療スタッフを対象に医療シミュレータを使用した教育により医療技術の向上を図るとともに、医学生、若手医師に対する地域医療実習や総合診療の啓発の他、薬剤師、訪問看護師及び介護福祉士を対象とした専門性をチーム医療に活かす研修を実施し、幅広い臨床手技のスキルアップを図った。また、医療従事者を対象とした「医療シミュレタインストラクター養成研修」を開催し、地域医療シミュレタインストラクターを 86 名養成した。
- ・ 医学生の臨床実習においてプライマリーケア並びに総合医療を経験できる医療実習の企画実施と、地域医療実習を選択できるカリキュラムを構築した。
- ・ 先天性代謝異常分野でアジア諸国から検体検査依頼を受け解析を行うとともに、アジア諸国の研究者の受入れや海外セミナー参加など、国際共同研究の推

進と相互の医療レベルの向上に取り組んだ。

- ・ 自家骨を用いた骨スクリューについて、国際医学雑誌への発表や海外大学での論文作成と発表の指導をするなど、新たな治療法開発に向けて取り組むとともに、骨折時の手術で患部にあてがう骨片を削る「三次元加工機」を共同開発することで、手作業と比較し格段の高精度での作業を実現した。

（２）質の高い医療提供のための取組【診療面の観点】

○医療提供体制の整備状況

- ・ 病院再開発事業において、ICU、NICU、HCU の増設・強化を図るとともに、全国で初めて HCU と一般病室の中間的なケアを行う MCU（Mid Care Unit）病床 32 床を設け、患者の重症度に応じた、きめ細やかな治療を行う体制を整備した。
- ・ 病院長等が、島根県主催の県内公的医療機関、消防署、行政機関で構成した委員会等の会長や委員として就任し、ドクヘリ及び防災ヘリによる患者搬送時の役割分担と運用体制及び新たな地域救急連携体制を協議するとともに、救命救急センターの設置と、ドクヘリ搬送に加え、防災ヘリへの医師搭乗など、地域における救急医療体制の整備を行った。
- ・ 災害派遣医療チーム（附属病院 DMAT）を 2 班体制にするとともに、衛星電話や DMAT 医療機器等を導入し、災害医療体制の組織強化を図った。
- ・ 小児心臓外科専門医を迎え、小児循環器医、麻酔科医、臨床工学技士、看護師等の小児心臓手術チームを立ち上げ、山陰初となる本格的な小児心臓手術が実施できる医療機関としての体制整備を行った。
- ・ 島根県内では初となる、子宮頸がん患者の子宮を残して妊孕性を温存する治療となる広汎子宮頸部摘出術の施術体制を整備した。
- ・ 抗がん剤治療をきっかけに B 型肝炎が再発する可能性を電子カルテ上で警告するシステムを開発し、運用を開始した。また、肝炎治療医療助成のための診断書の様式を電子化し、依頼から発行までを効率化できる体制を整備した。
- ・ 認知症疾患医療センターを設置し、認知症の専門的な情報の提供など、地域における認知症医療等の水準向上を図る体制を整備した。

○医療事故防止や危機管理等安全管理体制の整備

- ・ 当院と地域医療機関の 5 病院による感染防止地域連携カンファレンスや地域医療機関との感染対策相互チェックの実施を行うとともに、島根県下 54 病院を対象に医療安全等に関する実態と医療安全文化醸成度について分析を行った。

○患者サービスの改善・充実に向けた取組

- ・ 全県の出生児を対象に、タンデムマスを導入した新生児マススクリーニングを開始し、自治体支援によるモデルケースとなった。また、島根県、鳥取県、

山口県、愛媛県、兵庫県、宮城県及び岡山県の協力を得て、年間約 20,000 件実施したほか、症状が出ている患者について、国内外から年間数千件の分析依頼を受け、小児障がい発生予防対策を推進した。

- ・ 「島根大学医学部附属病院の最新治療がわかる本」の出版、健康や医療に関する講演会「ちょっと気になる健康講座」の毎週開催と書籍化、広報誌とホームページの見直し、テレビ用の広報番組制作など広報活動の強化を行った。また、患者団体の代表などを招き開催する「患者さんの視点に立った医療を考える委員会」の設置、患者アンケートの実施など、患者及び地域住民の声を病院運営に反映させる体制を整備し、患者サービスの改善に取り組んだ。

○がん・地域医療・災害医療等社会的要請の強い医療の充実

- ・ 病院再開業事業において緩和ケア病棟を設置するとともに、専門医や緩和ケア認定看護師を含む医療スタッフからなる緩和ケアチームを編成し、腫瘍センターと連携して患者に寄り添う緩和ケア診療を開始した。
- ・ 5大がんの地域連携クリティカルパスの統一の様式を作成した。また、患者に寄り添う「がん哲学外来（神在りの囀メディカルカフェ）」の実施や、地域がん登録業務の開始、学内外の医療従事者を対象とした講演会、研修会等の開催など、県内のがん診療連携体制と質の向上に取り組んだ。
- ・ iPad を活用した認知症の早期発見ソフト「CADi（キャディ）」の開発、早期発見・治療システム及び特定健診・基本チェックリスト・介護保険利用のデータベースを構築し、認知症ケアシステムの試行を開始した。また、CADi は、Apple 社が運営するサービス「App Store（アップストア）」での無償提供を開始した。
- ・ 原子力災害をも見据えた災害対策設備等を整備し、地域災害拠点病院及び二次被ばく医療機関の指定を受けた。また、災害を想定した院内「炊き出し」、防災意識の啓発を図るための市民公開講座の開催、地域住民を対象とした敷地内の防災施設や避難場所の見学ツアーなどを実施した。

○医師・看護師等の負担軽減、医療職種間の役割分担の推進

- ・ 病棟・外来クラークや秘書等を対象に、メディカルドクターズクラーク講座の開講と各種研修を実施し、医師クラークの養成を行い、医師及び看護師の業務負担軽減を図った。
- ・ 鋼製小物管理システムで直介看護師等の専門的知識を補い、組立て業務を外注化することで、看護師の負担軽減と看護業務に専念できる体制を整備した。また、パートナーシップ・ナーシング・システム（PNS：看護師2名でパートナーを形成し、相互に補完し協力し合う看護提供体制）の導入を開始した。

（3）継続的・安定的な病院運営のための取組【運営面の観点】

○管理運営体制の整備

- ・ 救命救急医療体制の強化、災害時の医療機能の確保、先進医療の充実、病床の機能分化、医療人育成のための機能確保などを実現するため、病院再開業事業として、新病棟の建築、既存病棟・外来中央診療棟の改修などを行い、島根県内最重要基幹病院としての使命と役割を果たすための体制整備を行った。
- ・ 効率的な入院治療を行うため、平成23年6月に「入退院管理センター」の設置と入退院管理システムの導入を行い、ベッドコントロールを強化するとともに、クリニカルパスの運用を推進し、適正な平均在院日数への短縮（一般病床平均在院日数 15.9 日/平成22年度 → 13.5 日/平成27年度）を達成した。
- ・ 改革担当の副病院長を座長とした「医学部・附属病院コストカットWG」を設置し、経費削減の推進及び実行する体制を整備した。
- ・ 全国の大学病院初となる、手術用鋼製小物に RFID（Radio Frequency Identification）タグを付けて個体管理を行う鋼製小物管理システムを導入し、効率的な手術器具管理、安全管理とトレーサビリティを重視した管理体制を構築した。

○外部評価の実施及び評価結果を踏まえた取組

- ・ 外部有識者を加えた附属病院経営懇談会を年1回開催し、当院の取組等に対する評価と提言を頂いており、今期6カ年で15件の提言に対する対応を行った。
- ・ 受審対策プロジェクトチーム及びワーキングを中心に当院全部署一丸となり、病院機能評価（3rdG:Ver.1.0）の認定を取得した。
- ・ 個人情報保護・管理体制維持継続のため、プライバシーマーク（JISQ15001）更新審査を受審し、プライバシーマーク付与適格事業者の認定を取得した。
- ・ 一般財団法人日本品質保証機構（JQA）による環境マネジメントシステム ISO14001 の更新審査を受審し認証を取得した。
- ・ 薬剤部業務において、一般財団法人日本科学技術連盟 ISO 審査登録センターによる訪問審査を受審し、品質マネジメントシステム JIS Q9001：2008（ISO9001：2008）の認証を取得した。
- ・ 特定非営利法人 イージェイネットによる働きやすい病院評価（ホスピレート）の更新審査を受審し、再認証を取得した。
- ・ NPO 法人卒後臨床研修評価機構による訪問審査を受審し、「卒後臨床研修評価」の認証を取得した。
- ・ 一般社団法人日本臨床衛生検査技士会による「精度保証施設」認証を取得した。
- ・ 一般社団法人日本エンパワーメントコンソーシアム（JEC）が運営するワット

センスプロジェクトにて開催された「ワットセンス・アワード 2012」のアクション部門にて、行政・民間団体区分で優秀賞を受賞した。

○経営分析やそれに基づく戦略の策定と実施

- ・ 経営改善目標値の設定と目標管理のほか、国立大学病院長会議データベース管理委員会等から提供される統計、地域医療機関との共有経営指標データ、当院の DPC（診断群分類）データと DPC 公表データなどを用いた分析結果から、改善事項の検討と実施を行い、病院収入の増収と経費削減等を行った。その結果、今期最終年度において 167 億円（対平成 21 年度比 53 億円の増）の病院収入を得るとともに、平成 26 年度の病院資料（国立大学病院データベースセンター作成）による材料費（医療材料費、医薬品費、医療消耗器具備品費、給食用材料費の合計）率は、33.01%（偏差値 75.2、42 大学病院中 1 位）となった。
- ・ データセンターを設置し、DPC 分析、臨床指標測定、地域別患者シェア分析、機能評価係数Ⅱに関する症例分析などを行い、診療内容の改善案などを各診療科に情報提供し改善を図った。また、点数設定方式 D（高額薬剤等に係る診断群分類）として評価されていない DPC 症例の入院日数に伴う収益化の弊害等についても、分析し改善を行った。
- ・ 病院再開発事業の改修工事による休止病床期間中においても、病院収入を最大限に保つための改修計画を収益見込分析等により策定し、改修スケジュールの変更等を行うことで、病院収入の獲得に努めた。
- ・ DPC データ分析に基づいた病床配分を随時行くとともに、ベッドコントロール方式の変更などを行うことで病床稼働率の向上に努め、今期最終年度の病床稼働率が 87.9%（対平成 21 年度比 7.9%の増）となった。

○収支の改善（収入増とコスト削減）

- ・ 新たな施設基準の取得、先進医療の新規承認、土曜日の CT、MRI、リハビリの実施や祝祭日における定期手術の実施など休日における診療提供体制の整備、機能評価係数Ⅱに関する改善、医療機器等の設備強化などにより、病院収入の増収を図った。DPC 収益に大きく関連する医療機関別係数のうち機能評価係数Ⅱの平成 27 年度係数は、0.0522（42 国立大学病院中 2 位、80 全国Ⅰ群病院中 8 位）となった。
- ・ 附属病院新病棟にエネルギー削減のための断熱材や複層ガラスを整備するとともに、LED 照明設備を導入した。また、電力使用量等のポスター掲示、省エネに関するポスター作成などにより、職員のコストカット意識の向上を行った。
- ・ 中四国地区 5 大学による医薬品購入の共同交渉、他医療機関の実績を加味した契約単価の見直し、価格交渉外部専門業者（ネゴシエータ）が行う交渉手法を取入れる等、医薬品や医療材料等の価格交渉を行い、経費削減を行った。

○地域連携強化に向けた取組

- ・ 地域全体の医療の質向上を図るため、出雲市立総合医療センター及び大田市立病院との連携会議を定期的に開催し、診療の連携・協力に関する意見交換のほか、双方の病院経営に活かすため、医療材料・医薬品等の購入データや、病院経営指標データの共有などを行った。

【附属学校】

1. 特記事項

○幼・少・中一貫教育の推進

- ・ 平成 18 年度から全国に先駆けて幼・小・中一貫教育に取り組み、第 2 期中期目標期間中の初期から先行事例や学部間連携の好例として他の国立大学等の研究で多く取り上げられているほか、幼・小・中一貫教育の取組と成果は日本教育大学協会研究集会での推薦論文に選ばれるなど高い評価を得ている。幼・小・中合同行事や発達段階に応じた教科担任制に基づく教育実践研究等により、授業改善の促進や生活面における課題の解消等、幼・小・中一貫教育で得られた成果等をまとめ、平成 26 年度に書籍「幼小中一貫教育で育つ子ども未来のくらしをともにつくる」を出版し、広く公開した。

○学習生活支援研究センターを中心とした特別支援教育の推進

- ・ 附属学校の特別支援教育を現代的教育課題である通常学級に在籍する子どもの一貫した支援にシフトし、特別な支援を必要とする子どもへの個別的な支援の充実、また、これまでの特別支援教育の知見を活かした通常の学級での学級経営や授業改善の研究のため、平成26年度末で特別支援学級を閉鎖し、平成27年4月に 附属学校園に「学習生活支援研究センター」を設置した。センターの設置により、校内の子ども支援体制が機能し、子ども・保護者・教員への11年間における継続的な支援が可能となるとともに、学習不応適や精神的に不安定な子どもたちへの適切な対応が可能となり、授業に参加できない子どもが少なくなるなどの効果があった。
- ・ 平成26・27年度文部科学省の「発達障害の可能性のある児童生徒に対する早期支援研究事業」に採択され、学習生活支援研究センターを中心に、児童生徒等の教育の充実のほか、教育学部生の臨床フィールドとしての活用、地域と連携した特別支援教育を実現するための組織を構築した。子ども支援の研修を多数行ったほか、低学年での学習につながる力の育成プログラムを開発し、学習の基盤となる「見る力」「聞く力」「姿勢を保つ力」の向上が見られた。

2. 評価の共通観点に係る取組状況

(1) 教育課題について

- ・ 特記事項に記した、幼・小・中一貫教育に関する実践的教育研究活動、特別支援教育の、通常学級における子ども支援についても教育現場の抱える現代的な教育課題であり、これらの課題に先導的に取り組んでいる。その他にも附属小学校では外国語活動の教科化に向けた外国語活動テキスト・教材等の開発を行い、文部科学省の英語教育強化地域拠点事業の指定地域である雲南省の小学校で活用される（平成 26 年度）など、研究開発の成果を地域に還元した。また、附属中学校では、総合的な学習を基盤とした実践が文部科学省の「実社会との接点を重視した課題解決学習プログラムに係る実践研究」（平成 27 年度）に採択された。これらの成果は公開研究会で公表しているほか、日本教育大学協会研究集会をはじめ、学部研究紀要、個々の教員の所属する学会等で公表するよう取り組んでいる。

(2) 大学・学部との連携

- ・ 附属学校の運営については、学部との協議機関として附属学校部が設置されている。平成 26 年度までは附属学校部の中に主事会を組織し、教育実習、研究についての連携を図ってきたが、教育実習では運営組織が別に機能しており、毎週 1 回の実習部門会議により、附属学校教員と学部実習担当教員の連携を図っている。また、研究部門では毎月開催する附属学校全教員による合同職員会議に 20 名前後の学部教員が参加し、学部・附属学校間の共同研究を推進する体制を構築するなど学部との連携の形が取れてきたため、平成 27 年度に主事会を廃止し、機能を附属学校部経営会議に統合した。これに伴い、これまで年 4 回程度の開催であった経営会議を月例会議とし、学部・附属学校間の迅速な情報共有と意思決定が行えるよう整備した。
- ・ 教科や個人に偏りが見られるものの、附属学校園の授業等でのゲストティーチャーなどの授業協力、行事等での講師協力、教育実習中の実習生への指導・助言や実習状況の観察など、学部教員が附属学校園の取組に関わっている。また、学部教員の附属学校における実習観察、指導等が学部の FD 活動として認定されており、附属学校が FD の場として活用されている。

① 大学・学部における研究への協力について

- ・ 学部・附属学校間の共同研究については、教科によっては学部教員の研究と附属学校園の教員の研究内容の擦り合わせが行われ、一定の成果を上げている分野があるが、多くが附属学校の研究テーマに付随した研究協力が多く行われてきた。平成 26 年度から附属学校の研究テーマの決定と研究方針に学部の研究担当主事が深く関わることにより、現代的な教育課題への取組を中心に学部との共同研究を行いやすいテーマ設定と研究方針の策定に取り組んでいる。

② 教育実習について

- ・ 附属学校園における教育実習は学部 1 年次から 4 年次の学校教育実習Ⅰ～Ⅵのほか、大学院教育学研究科の長期インターンシッププログラム、医学部の養護実習、他大学の母校実習等を受け入れている。
- ・ 学部実習の学校教育実習Ⅰ～Ⅵは、Ⅰ 幼小中の発達段階毎の観察実習、Ⅱ 所属専攻に分かれた観察実習、ⅢⅣ教壇実習、Ⅴ 異校種実習、Ⅵ 選択実習で構成されている。1 年次の学校教育実習Ⅰにおいては幼小中すべての校種の観察実習を必修化するとともに、3 年次の本実習（学校教育実習Ⅳ）の終了後、異校種の実習（学校教育実習Ⅴ）を必修とするなど、附属学校の一貫教育における幼小中の学びの連続性や子どもの発達段階への理解を深める実習形態としている。
- ・ 実習の組織体制は、実習担当の学部教員、附属学校教員、附属学校部主事（実習担当）を合わせた 30 名で実習部門会議を組織している。実習部門会議を毎週開催することにより、実習運営について情報共有が密な体制を整備し、実習事後アンケートの実施や実習内容・運営体制の改善を毎年行っている。学部全体での実習内容の共有を図るため、平成 23 年度から実習関係の FD 研修会の開催や附属学校合同職員会議での実習内容の共有を行ってきたほか、平成 27 年度には教科間連絡会議を立ち上げ、大学での教科指導と附属学校での教科指導の情報共有、各教科間の情報共有を行う体制を構築した。

(3) 附属学校の役割・機能の見直しについて

- ・ 学部主事、附属学校主事で構成される主事会により学部・附属学校間の連携調整を行い、各校の管理職に情報を伝達する体制であったが、平成 26 年度から平成 27 年度にかけて附属学校部の組織体制を見直し、管理職と合同の経営会議の回数を増やし、これまで主事会で扱っていた内容を経営会議で扱うことにより迅速な情報共有と意思決定が出来る体制に整理した。これにより附属学校の運営や研究の方針について、学部と附属教員の意志共有が進み、共同研究等の実績向上につながっている。

II 予算（人件費見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

※ 財務諸表及び決算報告書を参照

III 短期借入金の限度額

中 期 計 画	年 度 計 画	実 績
1 短期借入金の限度額 27億円 2 想定される理由 運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。	1 短期借入金の限度額 27億円 2 想定される理由 運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。	短期借入金の限度額 該当なし

IV 重要財産を譲渡し、又は担保に供する計画

中 期 計 画	年 度 計 画	実 績
重要な財産を譲渡する計画 1 川津団地（松江キャンパス）の土地の一部（島根県松江市西川津町1060番地49.71㎡）を譲渡する。 2 研究者交流会館の土地の一部（島根県松江市南田町131番 544.89㎡）を譲渡する。 担保に供する計画 附属病院の施設・設備の整備に必要な経費の長期借入に伴い、本学の土地及び建物を担保に供する。	重要な財産を譲渡する計画 なし 担保に供する計画 附属病院の施設・設備の整備に必要な経費の長期借入に伴い、本学の土地及び建物を担保に供する。	重要な財産を譲渡する計画 該当なし 担保に供する計画 該当なし

V 剰余金の使途

中 期 計 画	年 度 計 画	実 績
決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。	決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。	平成 26 年度決算において剰余金は発生していない。

VI その他 1 施設・設備に関する計画

中 期 計 画			年 度 計 画			実 績		
施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財 源	施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財 源	施設・設備の内容	実績額 (百万円)	財 源
・(医病) 病棟 ・(医病) 病棟等改修 ・(医病) 基幹・環境整備(外溝整備等) ・再開発(病棟)設備 ・小規模改修	総額 14,211	施設整備費補助金 (1,351) 長期借入金 (12,524) 国立大学財務・経営センター施設費交付金 (336)	・(塩冶) 実習棟改修 ・小規模改修	総額 745	施設整備費補助金 (692) 国立大学財務・経営センター施設費交付金 (53)	・(塩冶) 実習棟改修 ・小規模改修	総額 711	施設整備費補助金 (658) 国立大学財務・経営センター施設費交付金 (53)
(注1) 施設・設備の内容、金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。 (注2) 小規模改修について平成 22 年度以降は平成 21 年度同額として試算している。 なお、各事業年度の施設整備費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。			注) 1. 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備や老朽度合い等を勘案した施設・設備の事業が追加されることもあり得る。 2. 上記には附帯事務費を含む。					

○ 計画の実施状況等

・施設整備費補助金、長期借入金

(単位：百万円)

事 項 名	借入金	補助金	事 項 名	交付金
(塩冶) 実習棟改修	0	6 5 8	営繕事業	5 3
計	0	6 5 8	計	5 3

VII その他 2 人事に関する計画

中 期 計 画	年 度 計 画	実 績
・ 教員及び事務系職員の人事管理を学長の下に一本化し、中期目標・中期計画に沿って柔軟かつ弾力的に運用する。 ・ 教員については、全学での運用枠を活用し、中期目標・中期計画に沿って重点的、戦略的に配置する。 ・ 事務系職員については、事務・事業の見直しを進めるとともに、高い専門性を要する部門において、そのための専門研修の強化及び適任者の雇用を図る。	・ 学長のリーダーシップのもと、人事・給与システムの弾力化に取り組むことにより、教育研究の活発化を図る。 ・ 一般職員の人材育成方針に基づき、複線型キャリアパスを更に推進するとともに、地方公共団体等との人事交流を行う。 ・ 一般職員の年齢構成の適正化を図るため、早期退職者制度を活用し、組織の活性化を図る。	・ 業績連動型年俸制について、年俸制導入等に関する計画に基づき拡大を図り、業績が直接反映する評価システムを実施し、処遇に反映させた。 ・ 複線型キャリアパスとして、平成 27 年度新たに高度専門職を 2 名配置し、また、島根県との人事交流も行った。 ・ 早期退職者制度を活用し募集をしたところ 4 名の応募があり、その結果、一般職員の年齢構成の適正化に改善がみられた。

○ 別表 1 (学部・学科、研究科の専攻等の定員未充足の状況について)

学部・学科、研究科の専攻等名	収容定員	収容数	定員充足率
《学士課程》	(a)	(b)	(b) / (a) × 100 (%)
法文学部	(人)	(人)	
法経学科	360	396	110
社会文化学科	280	319	114
言語文化学科	260	313	120
編入学	20	—	—
教育学部			
学校教育課程	680	723	106
医学部			
医学科	650	681	105
(うち編入学)	(40)		
看護学科	260	253	97
(うち編入学)	(20)		
総合理工学部			
物質科学科	520	580	112
地球資源環境学科	200	213	107
数理・情報システム学科	400	449	112
機械・電気電子工学科	320	340	106
建築・生産設計工学科	160	183	114
電子制御システム工学科 [注1]	—	34	—
材料プロセス工学科 [注1]	—	9	—
編入学	24	—	—

学部・学科、研究科の専攻等名	収容定員	収容数	定員充足率
生物資源科学部			
生物科学科	120	138	115
生命工学科	160	175	109
農林生産学科	340	376	111
地域環境科学科	180	194	108
生態環境科学科 [注2]	—	10	—
農業生産学科 [注2]	—	4	—
地域開発科学科 [注2]	—	12	—
編入学	40	—	—
学士課程 計	4,974	5,402	109
《修士課程》			
人文社会科学研究科			
法経専攻	12	14	117
言語・社会文化専攻	12	13	108
教育学研究科			
教育実践開発専攻	40	29	73
教育内容開発専攻	40	31	78
医学系研究科			
医科学専攻	30	32	107
看護学専攻	24	27	113
総合理工学研究科			
総合理工学専攻	248	246	99

学部の学科、研究科の専攻等名	収容定員	収容数	定員充足率
生物資源科学研究科			
生物生命科学専攻	4 0	4 3	1 0 8
農林生産科学専攻	4 4	3 0	6 8
環境資源科学専攻	3 6	4 2	1 1 7
修士課程 計	5 2 6	5 0 7	9 6
《博士課程》			
医学系研究科			
医科学専攻	1 2 0	1 5 9	1 3 3
機能系専攻 [注 3]	—	3	—
総合理工学研究科			
総合理工学専攻	2 4	2 6	1 0 8
マテリアル創成工学専攻	6	1 0	1 6 7
電子機能システム工学専攻	6	1 1	1 8 3
博士課程 計	1 5 6	2 0 9	1 3 4
《専門職学位課程》			
法務研究科			
法曹養成専攻	4 0	7	1 8
専門職学位課程 計	4 0	7	1 8
附属幼稚園	8 0	7 2	9 0
附属小学校	3 7 6	3 5 4	9 4
附属中学校	4 2 8	4 0 8	9 5

[注 1] 総合理工学部は平成 24 年度に名称変更を行っており、平成 27 年度の電子制御システム工学科及び材料プロセス工学科における収容数は、過年度生である。

[注 2] 生物資源科学部は平成 24 年度に改組しており、平成 27 年度の生態環境科学科、農業生産学科及び地域開発科学科における収容数は、過年度生である。

[注 3] 医学系研究科は平成 20 年度に改組しており、平成 27 年度の収容数は、

過年度生である。

○計画の実施状況等

(定員充足率が 90%未満となった理由)

専門職学位課程である法務研究科においては、平成 27 年度から学生募集停止を行い、入学者がいないため。

(学生確保のための取組状況)

平成 27 年度から学生募集停止のため、学生確保のための取組は行なっていない。

○ 別表2(学部、研究科等の定員超過の状況について)

(平成22年度)

学部・研究科等名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち							超過率算定 の対象となる 在学者数 (J) 【(B)-(D,E,F,G,Iの合計)】	定員超過率 (K) (J)／(A)×100
			外国人 留学生数 (C)	左記の外国人留学生のうち			休学 者数 (G)	留年 者数 (H)	左記の留年者数の うち、修業年限を 超える在籍期間が 2年以内の者の数 (I)		
				国費 留学生数 (D)	外国政府 派遣留學 生数(E)	大学間交流 協定等に基 づく留学生等 数(F)					
(学部等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
法文学部	920	1,037	10	1	0	0	13	49	38	985	107.1%
教育学部	680	713	0	0	0	0	8	19	13	692	101.8%
医学部	835	864	0	0	0	0	6	21	19	839	100.5%
総合理工学部	1,640	1,857	23	0	8	0	39	147	123	1,687	102.9%
生物資源科学部	840	931	11	0	0	0	14	65	55	862	102.6%
(研究科等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
人文社会科学研究科	24	30	10	0	0	0	0	1	1	29	120.8%
教育学研究科	80	73	9	1	0	0	1	0	0	71	88.8%
医学系研究科	174	215	26	4	0	0	10	8	7	194	111.5%
総合理工学研究科	260	277	32	16	2	8	5	10	8	238	91.5%
生物資源科学研究科	120	119	14	2	0	2	1	7	7	107	89.2%
法務研究科	80	66	0	0	0	0	10	15	14	42	52.5%

○ 別表2(学部、研究科等の定員超過の状況について)

(平成23年度)

学部・研究科等名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち							超過率算定 の対象となる 在学者数 (J) 【(B)-(D,E,F,G,Iの合計)】	定員超過率 (K) (J)／(A)×100
			外国人 留学生数 (C)	左記の外国人留学生のうち			休学 者数 (G)	留年 者数 (H)	左記の留年者数の うち、修業年限を 超える在籍期間が 2年以内の者の数 (I)		
				国費 留学生数 (D)	外国政府 派遣留學 生数(E)	大学間交流 協定等に基 づく留学生等 数(F)					
(学部等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
法文学部	920	1,026	15	0	0	0	21	55	44	961	104.5%
教育学部	680	708	0	0	0	0	7	18	16	685	100.7%
医学部	852	870	0	0	0	0	10	15	15	845	99.2%
総合理工学部	1,640	1,839	26	1	5	0	33	145	118	1,682	102.6%
生物資源科学部	840	935	13	0	0	0	13	58	48	874	104.0%
(研究科等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
人文社会科学研究科	24	28	6	0	0	0	0	0	0	28	116.7%
教育学研究科	80	54	4	1	0	0	0	0	0	53	66.3%
医学系研究科	174	217	25	3	0	0	16	12	9	189	108.6%
総合理工学研究科	260	303	29	17	2	4	6	9	7	267	102.7%
生物資源科学研究科	120	113	15	4	0	2	3	5	4	100	83.3%
法務研究科	70	50	0	0	0	0	9	13	12	29	41.4%

○ 別表2(学部、研究科等の定員超過の状況について)

(平成24年度)

学部・研究科等名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち							超過率算定 の対象となる 在学者数 (J) 【(B)-(D,E,F,G,Iの合計)】	定員超過率 (K) (J)／(A)×100
			外国人 留学生数 (C)	左記の外国人留学生のうち			休学 者数 (G)	留年 者数 (H)	左記の留年者数の うち、修業年限を 超える在籍期間が 2年以内の者の数 (I)		
				国費 留学生数 (D)	外国政府 派遣留學 生数(E)	大学間交流 協定等に基 づく留学生等 数(F)					
(学部等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
法文学部	920	1,020	12	0	0	0	15	59	52	953	103.6%
教育学部	680	706	0	0	0	0	5	17	14	687	101.0%
医学部	869	888	0	0	0	0	9	18	18	861	99.1%
総合理工学部	1,632	1,836	23	1	2	0	36	161	133	1,664	102.0%
生物資源科学部	840	949	14	0	0	0	12	59	52	885	105.4%
(研究科等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
人文社会科学研究科	24	30	7	0	0	0	1	2	2	27	112.5%
教育学研究科	80	54	4	0	0	0	1	1	1	52	65.0%
医学系研究科	174	217	22	1	0	0	15	12	11	190	109.2%
総合理工学研究科	272	297	27	16	2	3	2	13	12	262	96.3%
生物資源科学研究科	120	98	9	4	0	0	0	0	0	94	78.3%
法務研究科	60	35	0	0	0	0	6	11	9	20	33.3%

○ 別表2(学部、研究科等の定員超過の状況について)

(平成25年度)

学部・研究科等名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち							超過率算定 の対象となる 在学者数 (J) 【(B)-(D,E,F,G,Iの合計)】	定員超過率 (K) (J)／(A)×100
			外国人 留学生数 (C)	左記の外国人留学生のうち			休学 者数 (G)	留年 者数 (H)	左記の留年者数の うち、修業年限を 超える在籍期間が 2年以内の者の数 (I)		
				国費 留学生数 (D)	外国政府 派遣留學 生数(E)	大学間交流 協定等に基づ く留学生等 数(F)					
(学部等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
法文学部	920	1,020	12	0	0	0	13	53	43	964	104.8%
教育学部	680	711	0	0	0	0	6	10	7	698	102.6%
医学部	886	909	0	0	0	0	14	23	22	873	98.5%
総合理工学部	1,624	1,808	20	0	0	0	23	142	127	1,658	102.1%
生物資源科学部	840	962	15	0	0	0	8	49	39	915	108.9%
(研究科等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
人文社会科学研究科	24	22	7	0	0	0	3	0	0	19	79.2%
教育学研究科	80	59	5	0	0	0	0	0	0	59	73.8%
医学系研究科	174	218	22	4	0	0	19	7	7	188	108.0%
総合理工学研究科	284	291	27	17	1	2	4	3	3	264	93.0%
生物資源科学研究科	120	99	10	3	0	2	0	4	4	90	75.0%
法務研究科	60	26	0	0	0	0	6	9	7	13	21.7%

○ 別表2(学部、研究科等の定員超過の状況について)

(平成26年度)

学部・研究科等名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち							超過率算定 の対象となる 在学者数 (J) 【(B)-(D,E,F,G,Iの合計)】	定員超過率 (K) (J)／(A)×100
			外国人 留学生数 (C)	左記の外国人留学生のうち			休学 者数 (G)	留年 者数 (H)	左記の留年者数の うち、修業年限を 超える在籍期間が 2年以内の者の数 (I)		
				国費 留学生数 (D)	外国政府 派遣留學 生数(E)	大学間交流 協定等に基づ く留学生等 数(F)					
(学部等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
法文学部	920	1,031	14	0	0	0	13	65	51	967	105.1%
教育学部	680	715	0	0	0	0	4	16	15	696	102.4%
医学部	903	912	0	0	0	0	11	21	21	880	97.5%
総合理工学部	1,624	1,832	22	0	1	0	19	157	135	1,677	103.3%
生物資源科学部	840	926	12	0	0	0	8	35	26	892	106.2%
(研究科等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
人文社会科学研究科	24	19	3	0	0	0	0	3	3	16	66.7%
教育学研究科	80	63	1	0	0	0	0	1	1	62	77.5%
医学系研究科	174	207	18	3	0	0	23	10	8	173	99.4%
総合理工学研究科	284	298	26	11	1	5	4	6	6	271	95.4%
生物資源科学研究科	120	100	13	4	1	4	1	3	3	87	72.5%
法務研究科	60	19	0	0	0	0	6	7	6	7	11.7%

○ 別表2(学部、研究科等の定員超過の状況について)

(平成27年度)

学部・研究科等名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち							超過率算定 の対象となる 在学者数 (J) 【(B)-(D,E,F,G,Iの合計)】	定員超過率 (K) (J)／(A)×100
			外国人 留学生数 (C)	左記の外国人留学生のうち			休学 者数 (G)	留年 者数 (H)	左記の留年者数の うち、修業年限を 超える在籍期間が 2年以内の者の数 (I)		
				国費 留学生数 (D)	外国政府 派遣留學 生数(E)	大学間交流 協定等に基づ く留学生等 数(F)					
(学部等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
法文学部	920	1,028	14	0	0	0	17	53	46	965	104.9%
教育学部	680	723	0	0	0	0	10	21	18	695	102.2%
医学部	910	934	0	0	0	0	19	33	33	882	96.9%
総合理工学部	1,624	1,808	19	0	2	0	13	133	113	1,680	103.4%
生物資源科学部	840	909	9	0	0	0	12	34	31	866	103.1%
(研究科等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
人文社会科学研究科	24	27	7	0	0	0	1	1	1	25	104.2%
教育学研究科	80	60	1	0	0	0	1	3	3	56	70.0%
医学系研究科	174	221	23	5	0	0	28	12	8	180	103.4%
総合理工学研究科	284	293	23	8	1	6	8	5	5	265	93.3%
生物資源科学研究科	120	115	22	6	1	6	2	3	3	97	80.8%
法務研究科	40	7	0	0	0	0	1	1	1	5	12.5%